# 独立行政法人評価年報

平成24年度版

政策評価 · 独立行政法人評価委員会

#### はじめに

本書は、平成24年度末時点で102を数える独立行政法人について、平成24年度中に行われた業務実績評価等の当委員会の活動及び政府の取組を整理して、一覧的に国民の皆さまにお示ししようとするものです。

独立行政法人に対しては引き続き国民の厳しい目が向けられ、当委員会としても厳格な評価の取組が求められています。平成24年度は、当委員会が平成22年5月に改訂した「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」及び当委員会独立行政法人評価分科会が平成24年5月に策定した「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」等に基づき、各府省の評価委員会の評価結果について横断的な視点から二次評価を実施し、政府全体の評価の厳格性・信頼性を確保するとともに、評価の質の向上を期しています。

独立行政法人が行う事業及び事務は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであり、独立行政法人は業務を効果的かつ効率的に実施することが求められています。また、独立行政法人の経営の質の向上を図り、国民の信頼を得るために、業務の運営状況を国民に対し透明化するとともに、その評価に関する情報をより多くの方々に提供することは、大変有益であると考えております。

本書では、第1部で、独立行政法人制度の動向、法人数・役職員数、予算・財務の状況等をまとめ、独立行政法人制度全体を概観し、第2部で、上述の平成24年度に行われた業務実績評価の結果等について読者の見やすさに配慮しつつ整理するとともに、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務実績評価に関してもその概要を取りまとめております。さらに、巻末には、独立行政法人に関する各種の基礎的な資料を掲載しております。

本書が各位のお役に立つことを期待するとともに、当委員会の活動、独立行政法人制度の的確な運用について、各位の御理解と御協力をお願いいたします。

政策評価 • 独立行政法人評価委員会

# 第1部 独立行政法人の状況

#### 第1節 独立行政法人の制度等

#### (独立行政法人とは)

- ①公共性の高い事務・事業のうち、
- ②国が直接実施する必要はないが、
- ③民間の主体にゆだねると実施されないおそれのあるもの を実施する法人。

#### (特徴)

- ・業務の効率性・質の向上
- ・法人の自律的な業務運営の確保
- ·業務の透明性の確保

#### (根拠法令)

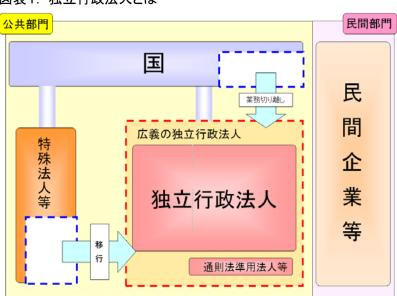
- ·独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)(資料1-1「独立行政法人通則法(平成 11 年 法律第 103 号)」参照)
- ・各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律 等

#### 1 独立行政法人とは

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが民間の主体にゆだねると実施されないおそれのあるもの等を実施する、国とは別の法人格を有する法人である。平成 13 年に導入されたこの法人制度は、具体的には、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)等に定められている。

独立行政法人は、平成 13 年1月の中央省庁等改革の実施に合わせ、主として国の機関から分離されたいわゆる「先行独法」と、特殊法人等から新たに独立行政法人化されたいわゆる「移行独法」などに分類される。

なお、通則法を準用する法人等として、日本司法支援センター、国立大学法人、大学共同利用機関 法人及び日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)がある。



図表1. 独立行政法人とは

#### 2 独立行政法人制度の経緯

#### (1) 中央省庁等改革に伴う独立行政法人への移行

独立行政法人制度は、中央省庁等改革の柱の一つとして、行政改革会議最終報告(平成9年 12 月3日)において導入が提言された制度である。その後、中央省庁等改革基本法(平成 10 年法律第 103 号)に制度の基本的な考え方が規定され、「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成 11 年4 月 27 日中央省庁等改革推進本部決定)により、89 の国の事務・事業について独立行政法人化の方針等が決定された。

これらを踏まえ、平成11年7月、独立行政法人の運営の基本、監督、職員の身分その他の制度の基本となる共通の事項を定めた通則法が制定され、以降、これを踏まえて関係法令の整備も進められた。

他方、平成11年12月に、独立行政法人の設立根拠となる法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めた国立公文書館法の一部を改正する法律(平成11年法律第161号)等59の個別の独立行政法人の設置について定める法律(以下各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律を「個別法」という。)が制定され、続いて、12年5月に、独立行政法人教員研修センター法が制定された。

さらに、平成 12 年 12 月1日に閣議決定された「行政改革大綱」により、個別法の制定まで至っていなかった国の事務・事業についての独立行政法人への具体的な移行方針が定められた。

このような過程を経て、まず、独立行政法人国立公文書館(以下個別の独立行政法人名については、正式名称から「独立行政法人」の文字を省略する。)等 57 の独立行政法人が、平成 13 年4月に設立された。

#### (2) 特殊法人等改革に伴う独立行政法人への移行

中央省庁等改革においては、特殊法人等の改革も行われており、その中で、国の行政機関が行っ てきた事務・事業についての独立行政法人化とは別に、特殊法人等の独立行政法人化も進められ た。まず、平成9年12月の行政改革会議最終報告において、特殊法人等の事務・事業の「徹底的な 見直しをまず実施し、なお維持・継続すべきと判断された業務については、独立行政法人化の可否 についての検討を視野に入れるとともに、特殊な法人として存置すべきと判断された法人についても、 独立行政法人制度のねらいとするところが生かされるよう、適切な運営が図られなければならない」と の考え方が示された。これを受けて、12 年 12 月の「行政改革大綱」において、特殊法人等について は、個別の事業の見直し結果を踏まえ、法人ごとに「当該見直し後の事業を担う実施主体としてふさ わしい組織形態を決定する」こととし、特に、「廃止又は民営化される法人以外の法人について、そ の事業及び組織運営の実態を踏まえつつ、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づ く独立行政法人への移行を検討する」との方針が決定され、この方針に沿って特殊法人等改革基本 法(平成 13 年法律第 58 号)が制定され、特殊法人等改革を進める機関として、内閣に特殊法人等 改革推進本部が設置された。そして、各特殊法人等の個別事業についての徹底した見直し及び同 見直しを踏まえた組織形態の見直しが進められ、13年12月に、「特殊法人等整理合理化計画」とし て、廃止・民営化を行うことのできない特殊法人等の事務・事業の大部分が独立行政法人に移行す ることが閣議決定された。

特殊法人等改革推進本部は、平成 14 年 10 月に、「特殊法人等整理合理化計画」に従い設立又は統合する独立行政法人(以下「新独立行政法人」という。)の役職員は原則として非公務員とすることなどを内容とする「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方

針について」を決定し、これを受け、同本部事務局は、15 年4月に、新独立行政法人に関する「独立 行政法人の中期目標等の策定指針」を各府省に通知した。

このような経緯を経て、「特殊法人等整理合理化計画」の対象特殊法人等のうち、平成 15 年度には 26 特殊法人及び 15 認可法人等が、16 年度には9特殊法人及び9認可法人等が独立行政法人に移行した。また、17 年度には道路関係四公団民営化関係4法に基づき、6つの高速道路株式会社とともに日本高速道路保有・債務返済機構が設立されたほか、2特殊法人が独立行政法人に移行した。さらに 18 年度及び 19 年度にはそれぞれ1特殊法人が独立行政法人に移行した。

#### (3) その他の独立行政法人

(1)及び(2)のほか、平成14年度に2法人、15年度に4法人、16年度に5法人、17年度に3法人、19年度に1法人の独立行政法人が設立された。

また、平成17年12月に閣議決定された「行政改革の重要方針」により、国の特別会計は「事業の必要性は認められるとしても国自体が担う必要性の薄いものは民間にゆだねるものとし、必ずしも国が直接行う必要性の薄いものは独立行政法人化するものとする」こととされ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)において国立高度専門医療センター特別会計、国有林野事業特別会計等7つの特別会計において経理される事務・事業の全部又は一部についても、独立行政法人化等が定められた。これを受け、22年4月に国立高度専門医療センター特別会計において経理されていた6つの組織(国立がん研究センター等)が独立行政法人に移行した。

#### (4) 独立行政法人通則法の改正の状況

平成 20 年4月には、各府省独立行政法人評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会を廃止し、新たに総務省に独立行政法人評価委員会を設置して、独立行政法人の評価機能を一元化すること、内閣によるガバナンスを強化すること等を内容とする独立行政法人通則法の一部を改正する法律案が第 169 回通常国会に提出されたが、21 年7月に未審議のまま廃案となった。

また、平成22年5月には、業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付を義務付けることにより、独立行政法人の財務基盤の適正化及び国の財政への寄与を図ることを目的に、不要財産の処分及びその処分計画の中期計画への記載を義務付けること、政府出資に係る不要財産について、国庫への返納又は売却収入の納付、これに伴う減資等の規定を整備すること等を内容とする独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成22年法律第37号)が可決・成立し、平成22年11月に施行された。

その後、独立行政法人についての事業仕分けの結果等を踏まえ、平成22年12月には、すべての法人のすべての事務・事業の徹底的な見直しを行い、閣議決定が行われた(資料30独立行政法人が行う事務・事業の見直しの基本方針)。さらに、24年1月には、無駄を排除しつつ法人の政策実施機能を最大限発揮させることを目指し、独立行政法人の制度及び組織を抜本的かつ一体的に見直す閣議決定が行われた(資料31独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針)。この閣議決定に基づき、同年5月には、国の関与の在り方を見直し、中期目標行政法人及び行政執行法人に区分して、各法人のガバナンス体制を強化する等の新たな行政法人制度を構築すること等を内容とする独立行政法人通則法の一部を改正する法律案等が第180回通常国会に提出されたが、24年11月にて未審議のまま廃案となった。

図表2. 独立行政法人制度の経緯

平成9年	12 月	「行政改革会議最終報告」において独立行政法人制度の導入を提言
10年	6月	中央省庁等改革基本法(平成 10 年法律第 103 号)成立。独立行政法人制度の創設を規定
11年	4月	「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)におい
**	1/1	て、独立行政法人制度の骨格及び89の事務・事業の独立行政法人化の方針を決定
•	7月	独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)成立。独立行政法人の運営の基本、その他制度の
	.,,	基本となる共通の事項を規定
		独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成 11 年法律第 104 号)成立。
		独立行政法人制度の導入に伴い、国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)、その他関係法律の規
		定を整備し、経過措置を規定
	12 月	国立公文書館法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 161 号)等 59 法人のいわゆる個別法成立
		(「独立行政法人教員研修センター法」(平成 12 年法律第 88 号)は平成 12 年5月成立)
		独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律(平成 11 年法律第
		220 号)成立
12 年	6月	独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成 12 年政令第 316 号)
		制定
	12 月	「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)において、平成13年4月の独立行政法人移行及び
		今後の独立行政法人移行の方針を明示
13年	1月	<b>独立行政法人通則法</b> (平成 11 年法律第 103 号)施行
	4月	国立公文書館等 57 独立行政法人が発足
	12 月	「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)により、特殊法人等の事務・事業の
		大部分を独立行政法人に移行することを明示
14年	10 月	「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」(平成
		14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定)において、新独立行政法人の役職員は原則として
15 年	4月	非公務員とすることや、主務大臣は明確かつ具体的な中期目標を設定すること等を決定 「Mana Caract Loop 期日標等の等字を含して正式 15 年 4 日 10 日 株 対 は 人 第 4 末 ガ 東 敦 目)
15 4	4月	「独立行政法人の中期目標等の策定指針」(平成 15 年4月 18 日特殊法人等改革推進本部事務局) において、各主務大臣及び各法人が中期目標及び中期計画を策定するに当たり指針とすべき事項を
		において、行主物人民及の存伝人が下朔自信及の下朔自画を永足りるに当たり指述とり、で事項を 提示
-	10 月	特殊法人等から移行した独立行政法人の設立開始
17 年	12月	「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)において、国の特別会計は、「事業の必要
1. 1	12 / 1	性は認められるとしても国自体が担う必要性の薄いものは民間にゆだねるものとし、必ずしも国が直接
		行う必要性の薄いものは独立行政法人化するものとする」ことを決定
18年	6月	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)成
		立。特別会計において経理される事務及び事業の一部について独立行政法人化すること等を規定
19年	12 月	「独立行政法人等整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)により、独立行政法人の徹底
		的な縮減等を決定
21 年	12 月	「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成 21 年 12 月 25 日閣議決定)により、すべての独立
		行政法人のすべての事務・事業を抜本的に見直すこと等を決定
22 年	5月	独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成22年法律第37号)成立。業務の見直し等により
		不要となった財産の国庫納付を義務付けること等を規定(11 月施行)
	12 月	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)により、すべ
		ての独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査し、見直しが必要な事項について講ずべき措置
		を決定
24 年	1月	「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)により、現行制
	_	度及び全ての法人の組織のあり方を抜本的かつ一体的に見直し、講ずべき措置を決定
	5月	「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」等を閣議決定

(注)政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

#### 3 独立行政法人制度の特徴

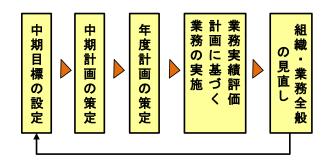
(1) 業務の効率性・質の向上

#### ア 中期的な目標管理と第三者による事後評価、業務・組織全般の定期的見直し

主務大臣は、3年以上5年以下の期間において各独立行政法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を定め、各独立行政法人はこの中期目標に基づき中期計画及び年度計画を策定し、これらの計画に基づき、適正かつ効率的に業務を運営する。そして、毎年度及び中期目標期間の

業務実績について第三者機関による評価(独立行政法人の主務省に置かれる独立行政法人評価委員会(以下「府省評価委員会」という。)による一次評価及び総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価)が行われる。さらに、中期目標期間終了時には主務大臣による法人の組織・業務全般にわたる見直しが行われる。

図表3. 目標管理と第三者による事後評価及び見直し



#### イ 企業的な経営手法による財務運営

独立行政法人は、企業会計原則を基本とした会計処理を行い、会計監査人(公認会計士又は 監査法人)による監査(一部の小規模な独立行政法人を除く。)を受けるとともに、業務の遂行状 況の適確な把握及び業績の適正な評価に資するため、国民等に対し有用な財務情報を提供する こととしている。

#### (2) 法人の自律的な業務運営の確保

独立行政法人の長は役員(理事)を任免する権限を有し、民間人登用を含めた適材適所の役員人事を行うことが可能である。

また、法令等により組織の名称・数及び組織ごとの定員が定められている国の行政機関とは異なり、 法人自らの判断により、業務の繁閑や行政ニーズの動向に応じて効率的かつ効果的な組織編成・ 人員配置を行うことが可能となっている。また、役職員の給与等については、法人の業績や役職員 個人の業績等が反映される仕組みを導入している。なお、独立行政法人には、法人の目的や業務 の性質に応じ、役職員に国家公務員の身分を与える「特定独立行政法人」と、それ以外の独立行政 法人(以下「非特定独立行政法人」という。)があり、前者については、人事管理に関し、国家公務員 に係る法制の適用がある。

さらに、国の一般的な予算管理においては、毎年度事前に予算査定を受け、原則として、他の費目への移用・流用や次年度への繰越ができない等の仕組みとなっている。これに対し、独立行政法人制度においては、例えば、国から交付される運営費交付金については、予定された使途以外の使途に充てることも可能であり、また、経営努力により生じた剰余金については、主務大臣の承認を受けて中期計画で定められた使途の範囲内で取崩して使用することができるなど、効率的かつ効果的な財政運営が可能となっている。

#### (3) 業務の透明性の確保

独立行政法人制度においては、法人の組織・業務運営等の透明性が重視されており、中期目標、中期計画、年度計画、事業報告書、財務諸表、監事及び会計監査人の監査結果、府省評価委員会の評価結果等については、すべて公表が義務付けられ、官報等への公告及び閲覧による公表のほか、ホームページへの掲載などの積極的な公表が求められている。

#### 第2節 法人数の状況

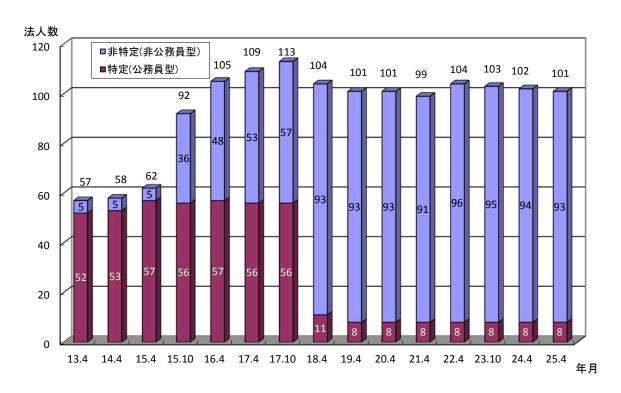
#### 1 法人数の推移

中央省庁等改革の柱の一つとして国の組織の一部を分離することにより平成13年4月に57法人でスタートした独立行政法人は、「特殊法人等整理合理化計画」に基づき15年10月以降、特殊法人等が独立行政法人に移行したこと等により、17年10月に113法人を数えるまでに達したが、その後の統廃合等により、25年4月現在、101法人となっている(図表4及び図表5参照)。

これらのうち、役員及び職員が国家公務員の身分を有する特定独立行政法人は、当初 52 法人であったが、組織・業務全般の見直しの中で非公務員化を推進した結果、平成 25 年4月現在、8法人(全体の 7.8%)となっている(資料2「独立行政法人一覧」)参照)。

なお、国立大学法人については、通則法を一部準用している国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)に基づき設立されている国立大学法人が 86 法人、大学共同利用機関法人が4法人ある(平成 25 年4月現在)(資料3「国立大学法人等の一覧」参照)。

#### 図表4. 法人数の推移



- (注) 1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
  - 2「非特定」は非特定独立行政法人を、「特定」は特定独立行政法人を示す。

## 図表5. 法人数の推移(明細)

年 月 設 立 統合・廃止・名称変(独立行政法人該当: (独立行政法人該当: (独立行政法人該当: (独立行政法人該当: (独立行政法人該当: (独立行政法人該当: (独立行政法人該当: (本のは) (独立行政法人該当: (本のは) (独立行政法人。 (本のは) (本のは) (本のは) (本のは) (本のは) (本のは) (本のは) (本のは) (本のは) (本のは) (本のは) (本のは) (本のは) (本のは) (本のは) (本のは) (本のは)	
平成13年4月 【内閣府】国立公文書館【総務省】通信総合研究所、消防研究 所【財務省】酒類総合研究所【文部科学省】国立特殊教育総 合研究所、大学入試センター、国立オリンピック記念青少年総合 センター、国立女性教育会館、国立青年の家、国立少年自然の 家、国立国語研究所、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防 災科学技術研究所、航空宇宙技術研究所、放射線医学総合研	
所【財務省】酒類総合研究所【文部科学省】国立特殊教育総合研究所、大学入試センター、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立女性教育会館、国立青年の家、国立少年自然の家、国立国語研究所、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、航空宇宙技術研究所、放射線医学総合研	
合研究所、大学入試センター、国立オリンピック記念青少年総合 センター、国立女性教育会館、国立青年の家、国立少年自然の 家、国立国語研究所、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防 災科学技術研究所、航空宇宙技術研究所、放射線医学総合研	
センター、国立女性教育会館、国立青年の家、国立少年自然の 家、国立国語研究所、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防 災科学技術研究所、航空宇宙技術研究所、放射線医学総合研	
家、国立国語研究所、国立科学博物館、物質·材料研究機構、防 災科学技術研究所、航空宇宙技術研究所、放射線医学総合研	
災科学技術研究所、航空宇宙技術研究所、放射線医学総合研	
ター【厚生労働省】国立健康・栄養研究所、産業安全研究所、	
産業医学総合研究所【農林水産省】農林水産消費技術センタ	
一、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬	
検査所、農業者大学校、林木育種センター、さけ・ます資源管理	
センター、水産大学校、農業技術研究機構、農業生物資源研究	
所、農業環境技術研究所、農業工学研究所、食品総合研究所、	
国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究	
センター 【経済産業省】経済産業研究所、工業所有権総合情報 館、日本貿易保険、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機	
聞、日本員易保陳、座業技術総合研究所、製品評価技術基盤機	
所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究	
所、北海道開発土木研究所、海技大学校、航海訓練所、海員学	
校、航空大学校【環境省】国立環境研究所	57
~14年4月 (1法人)【内閣府】駐留軍等労働者労務管理機構	58
∼14 年7月 (1法人)【 <b>国土交通省</b> 】自動車検査	
~15年4月 (3法人)【総務省】統計センター【財務省】造幣局、国立印刷局	62
~15年10月 (30法人。主に「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月 (独立行政法人の数に増え	<b>咸なし)</b>
閣議決定)に係るもの。)   【文部科学省】   【内閣府】国民生活センター、北方領土問題対策協会【総務省】   ○航空宇宙技術研究所-	→全由始先
平和祈念事業特別基金【外務省】国際協力機構、国際交流基金   研究開発機構	7丁田加土
【財務省】通関情報処理センター、日本万国博覧会記念機構【農林水産省】	
【文部科学省】科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研 ○農業技術研究機構→	農業・生物
究所、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会【厚生 系特定産業技術研究機構	<b></b>
<b>労働省</b> 】勤労者退職金共済機構、高齢・障害者雇用支援機構、	
福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、労働	
政策研究·研修機構 【農林水産省】農畜産業振興機構、農業者 年金基金、農林漁業信用基金、緑資源機構 【経済産業省】新工	
ネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構、原子力	
安全基盤機構【国土交通省】鉄道建設・運輸施設整備支援機	
構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空	
港周辺整備機構、海上災害防止センター	92
~16 年1月 (1法人)【 <b>経済産業省</b> 】情報処理推進機構	
<ul><li>~16 年2月 (1法人)【経済産業省】石油天然ガス・金属鉱物資源機構</li><li>~16 年3月 (1法人)【厚生労働省】雇用・能力開発機構</li></ul>	
~16 平3月   (1伝入八 <b>厚生カ側旬』</b> 雇用・能力開発機構   ~16 年4月   (10 法人) <b>【文部科学省】</b> 日本学生支援機構、海洋研究開発機   (独立行政法人の数に増)	<u></u> 減た1)
構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大【総務省】	19X14 C)
学財務・経営センター、メディア教育開発センター【厚生労働 ○通信総合研究所→情報	報通信研究
省】労働者健康福祉機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合 機構	
機構【環境省】環境再生保全機構	105
~16 年7月 (2法人)【経済産業省】中小企業基盤整備機構【国土交通省】	
都市再生機構	減ける! )
~10 年 10 月   (1伝入 <b>人国工文通省)</b> 電実群局振興開発基金   (独立行政伝入の数に増行   <b>(経済産業省)</b>	かなしり
	館→工業所
	变更)
有権情報・研修館(名称変	109
~17 年4月 (1法人)【厚生労働省】医薬基盤研究所	
<ul><li>~17 年4月 (1法人)【厚生労働省】医薬基盤研究所</li><li>~17 年 9 月 (1法人)【内閣府】沖縄科学技術研究基</li></ul>	
<ul><li>~17 年4月 (1法人)【厚生労働省】医薬基盤研究所</li><li>~17 年 9 月 (1法人)【内閣府】沖縄科学技術研究基盤整備機構</li></ul>	
<ul> <li>~17 年4月 (1法人)【厚生労働省】医薬基盤研究所</li> <li>~17 年 9 月 (1法人)【内閣府】沖縄科学技術研究基盤整備機構</li> <li>~17 年 10 月 (3法人)</li> </ul>	
<ul> <li>~17 年4月 (1法人)【厚生労働省】医薬基盤研究所</li> <li>~17 年 9 月 (1法人)【内閣府】沖縄科学技術研究基盤整備機構</li> <li>~17 年 10 月 (3法人)</li> <li>【文部科学省】日本原子力研究開発機構</li> </ul>	
<ul> <li>~17 年4月 (1法人)【厚生労働省】医薬基盤研究所</li> <li>~17 年 9 月 (1法人)【内閣府】沖縄科学技術研究基盤整備機構</li> <li>~17 年 10 月 (3法人)</li> <li>【文部科学省】日本原子力研究開発機構 【厚生労働省】年金・健康保険福祉施設</li> </ul>	
<ul> <li>~17 年4月 (1法人)【厚生労働省】医薬基盤研究所</li> <li>~17 年 9 月 (1法人)【内閣府】沖縄科学技術研究基盤整備機構</li> <li>~17 年 10 月 (3法人)</li> <li>【文部科学省】日本原子力研究開発機構【厚生労働省】年金・健康保険福祉施設整理機構【国土交通省】日本高速道路</li> </ul>	113
<ul> <li>~17 年4月 (1法人)【厚生労働省】医薬基盤研究所</li> <li>~17 年 9 月 (1法人)【内閣府】沖縄科学技術研究基盤整備機構</li> <li>~17 年 10 月 (3法人)</li> <li>【文部科学省】日本原子力研究開発機構 【厚生労働省】年金・健康保険福祉施設</li> </ul>	113

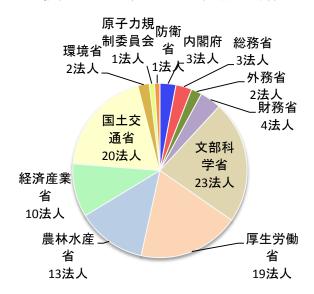
		【文部科学省】	
		【又即付子目】   ○国立オリンピック記念青少年センター、国立青年の家、国	
		立少年自然の家→国立青少年教育振興機構	
		【厚生労働省】	
		○産業安全研究所、産業医学総合研究所→労働安全衛生	
		総合研究所	
		【農林水産省】	
		○農業者大学校(廃止。なお、一部業務は農業・食品産業技	
		術総合研究機構に移行)	
		○さけ・ます資源管理センター→水産総合研究センターへ統	
		合	
		○農業·生物系特定産業技術研究機構、農業工学研究所、	
		農業食品研究所→農業・食品産業技術総合研究機構	
		【国土交通省】	
		【国工文通句】   ○北海道開発土木研究所→土木研究所へ統合	
			104
10 5 4 1	( - ½ I )	○海技大学校、海員学校→海技教育機構	104
~19 年4月		(4法人減)	
	【国土交通省】住宅金融支援機構	【内閣府】	
		○駐留軍等労働者労務管理機構(防衛省に所管変更)	
		【文部科学省】	
		○国立博物館、文化財研究所→国立文化財機構	
		<ul><li>○国立特殊教育総合研究所→国立特別支援教育総合研究  </li></ul>	
		所(名称変更)	
		【農林水産省】	
		○農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所	
		→農林水産消費安全技術センター	
		○林木育種センター→森林総合研究所へ統合	101
~19年10月	(1法人)【総務省】郵便貯金·簡易生命		
, , -	保険管理機構		
~20 年4月	小队日·工队员	(1法人減)【農林水産省】〇緑資源機構(廃止。なお、一部の	
20 —471		業務は森林総合研究所及び国際農林水産業研究センター	
		に承継)	101
- 00 /T: 10 H			101
~20年10月		(1法人減)【財務省】○通関情報処理センター(特殊会社化)	00
~21 年4月		(1法人減)【文部科学省】〇メディア教育開発センター(廃止)	99
~21年10月		(1法人減)【文部科学省】○国立国語研究所(廃止)	
~22 年4月	(6法人)【厚生労働省】国立がん研究セ		
	ンター、国立循環器病研究センター、国		
	立精神・神経医療研究センター、国立国		
	際医療研究センター、国立成育医療研		
	究センター、国立長寿医療研究センター		104
~23 年 10 月		(1法人減)【厚生労働省】	
20 平 10 月		○雇用•能力開発機構(廃止)	
		○高齢·障害·求職者雇用支援機構(名称変更)	
~23 年 11 月		(1法人減)【内閣府】○沖縄科学技術研究基盤整備機構(学	102
		校法人沖縄科学技術大学院大学学園の成立に伴い解散)	102
~25 年4月		(1法人減)【総務省】	
		○平和祈念事業特別基金(廃止)	101
	I .	ı	

(注)政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

## 2 主務省別の法人数

平成 25 年4月現在、独立行政法人は 101 法人設置されており、当該法人を所管している府省は 12 府省となっている。主務省別に独立行政法人の設置状況をみると、最も多いのは文部科学省の 23 法人であり、次が国土交通省の 20 法人となっている(図表6参照)。

#### 図表6. 主務省別の法人数(平成25年4月1日現在)



- (注)1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
  - 2 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省に記載している。
  - 3 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省に記載している。
  - 4 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省に記載している。

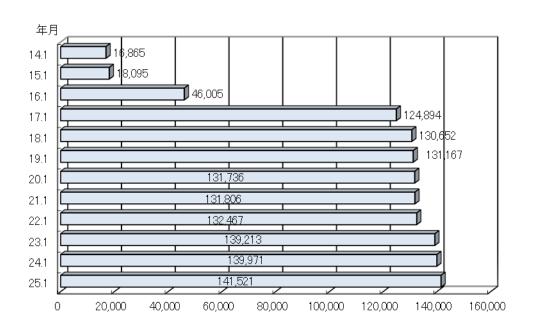
#### 第3節 役職員の状況

#### 1 職員の状況

#### (1) 職員数の状況

平成25年1月1日現在における独立行政法人の常勤職員数(任期付きの常勤職員数を含む。)は計141,521人となっており、24年1月1日現在の139,971人に比べ1,550人増加している(図表7参照)。その要因としては、医療の質・安全の確保の観点による医療及び看護師の増加による国立病院機構の1,834人の増加等となっている。(資料4「独立行政法人の常勤職員数の推移」参照)。

#### 図表7. 独立行政法人の常勤職員数の推移



職員数(人)

(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

#### (2) 独立行政法人の職員規模

平成 25 年1月1日現在における独立行政法人 102 法人について、常勤職員数(任期付きの常勤職員数を含む。)の規模別にみると、職員数 100 人未満の法人が27 法人、100 人以上300 人未満の法人が26 法人あり、300 人未満の法人は合計で53 法人となり全体の52%を占めている(図表8参照)。

1000~4999 5000人以上 3法人 1~99人 27法人 100~299人 14法人 100~299人 26法人

図表8. 独立行政法人の常勤職員規模別法人数(平成25年1月1日現在)

(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

#### (3) 職員の給与水準

独立行政法人制度は、各法人が自律的に業務運営を行うことを基本としていることから、職員の給与については、通則法に基づき、各法人が定めることとなっている(図表9参照)。

図表9. 通則法が定める独立行政法人の職員給与等に関する考慮事項

	特定独立行政法人	非特定独立行政法人
	(通則法第 57 条第1項及び第3項)	(通則法第 63 条第1項及び第3項)
給 与	• 職務の内容と責任	<ul><li>職員の勤務成績</li></ul>
	● 職員が発揮した能率	
給与の	<ul><li>一般職の職員の給与に関する法律(昭</li></ul>	<ul><li>当該独立行政法人の業務の実績</li></ul>
支給基準	和 25 年法律第 95 号)の適用を受ける国	<ul><li>社会一般の情勢</li></ul>
又和 基 毕	家公務員の給与	
	<ul><li>民間企業の従業員の給与</li></ul>	
	• 当該特定独立行政法人の業務の実績	
	・ 中期計画に係る通則法第30条第2項第	
	3号の人件費の見積り	
	<ul><li>その他の事情</li></ul>	

また、法人運営の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たしていく観点から、法人の役職員の給与等の支給基準を公表することとされ、平成24年度分については、各主務大臣及び各法人がホームページにおいて公表するとともに、総務省行政管理局において当該公表内容を取りまとめたものを25年9月6日に公表している。

それによれば、各法人の常勤職員について、平成 24 年度の対国家公務員指数(年齢勘案)は、 平均で事務・技術職員が 106.5、研究職員が 100.3、病院医師が 115.2、病院看護師が 108.2 となっている(図表 10 及び資料5-1「職員の給与水準」参照)。

#### 図表 10. 職員の給与水準

○独立行政法人における役職員の給与水準、契約状況等の公表(抜粋)

事務・技術職員の対国家公務員指数は、年齢勘案で106.5、年齢・地域・学歴勘案で104.8 となり、ともに前年度 比 0.8 ポイント増加。

これは、対国家公務員指数の算出基礎となる年間給与額について、国は給与改定臨時特例法により平成24年4月から給与減額支給措置が実施されているが、103法人中54法人(52.4%)は労使交渉等の影響により当該措置の開始時期が遅れたことによる影響と考えられる。

- 101111 H. 17911	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		776 240 00						
	平均年	艾	村国家公務員指数		文	対国家公務員指数			
	間給与		(年齢勘案)		(年	齢·地域·学齢勘案	<del>:</del> )		
	(単位:								
	千円)								
	平成 24	23 年度	24 年度	対前年度差	23 年度	24 年度	対前年度差		
	年度								
事務•技術	6,460	105.7	106.5	0.8	104.0	104.8	0.8		
職員	,								
研究職員	8,218	100.2	100.3	0.1	104.5	106.5	2.0		
病院医師	13,601	109.7	115.2	5.5	109.0	114.4	5.4		
病院看護師	4,920	102.3	108.2	5.9	101.2	107.3	6.1		

(注)独立行政法人における役職員の給与水準、契約状況等の公表(平成25年9月6日総務省行政管理局)による。

#### (参考)

「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」(平成 14 年 10 月 18 日 特殊法人等改革推進本部決定)(概要)

法人の役職員の給与等の水準についても、主務大臣が国家公務員及び他の法人と比較ができる形で分かりや すく公表する

「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成 15 年9月9日策定、20 年3月 18 日最終改定) (概要)

- ①役員の報酬等の支給状況、
- ②職員給与の支給状況等(雇用形態別・職種別・年齢別の分布状況等)と給与水準の国家公務員との比較、
- ③総人件費(給与、報酬等支給総額等)

などについて、各主務大臣及び各法人が徹底的な情報開示を行う

#### 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)(抄)

- 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22 年11 月 1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。
- 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務 員と同等のものとなるよう努める。
  - ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。
  - イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水 準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等 と併せ、総務大臣に報告する。
  - ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。
- 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。
- 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。

#### 「国家公務員の給与減額支給措置について」(平成23年6月3日閣議決定)(抄)

○ 独立行政法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第13号に規定する独立行政法人をいう。)の 役職員の給与については、法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する。

#### 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成23年10月28日閣議決定)(抄)

○ 独立行政法人(総務省設置法(平成 11 年法律第 91 号)第4条第 13 号に規定する独立行政法法人をいう。 以下同じ。)の役職員の給与については、「国家公務員の給与減額支給措置について」(平成 23 年6月3日閣議決定)に沿って、法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する。また、中期目標に従った人件費削減等の取組状況を的確に把握するとともに、独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。

今後進める独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、独立行政法人の総人件費についても厳しく見直すこととする。

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成25年1月24日閣議決定)(抄)

○ 独立行政法人(総務省設置法(平成11 年法律第91 号)第4条第13 号に規定する独立行政法人をいう。)の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準とするよう厳しく見直すことを要請する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。

#### 2 役員の状況

#### (1) 役員数

独立行政法人の役員については、法人の長1人及び監事を置くことが義務付けられるとともに、必要に応じて他の役員(以下「理事等」という。)を置くことができることとされている(通則法第 18 条第1項及び第2項)。

なお、法人の長の名称、理事等の名称及び定数、監事の定数は、個別法で定めることとしている (通則法第 18 条第3項)。

#### ア 役員規模別法人数の状況

平成25年1月1日現在における独立行政法人102法人において実際に任命されている役員の数をみると、法人の長101人、理事等340人、監事209人であり、役員数の規模別にみると、法人の長及び理事各1人の法人が26法人(25.5%)あり、最も多くなっている(図表11参照)。法人の長及び理事等の数が最も多い法人は、国立病院機構の13人(理事長及び副理事長各1人、理事11人)となっており、当該法人は、職員数も最多となっている。

また、法人の長及び理事等の数が最も少ない法人は、航空大学校(理事長1人のみ)であるが、 航空大学校については個別法上、別に理事1人を置くことができることとされている(資料6「独立 行政法人の役員の状況」参照)。なお、監事の数は、農業・食品産業技術総合研究機構、中小企 業基盤整備機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市再生機構、住宅金融支援機構の5法 人においては3人であるが、その他の法人においては2人となっている。

図表 11. 法人の長及び理事等の数の合計別に見た独立行政法人の状況(平成 25 年1月1日現在)

法人の長及び理 事等の合計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計
法 人 数	1	26	22	21	6	8	5	5	2	3	0	2	1	102

(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

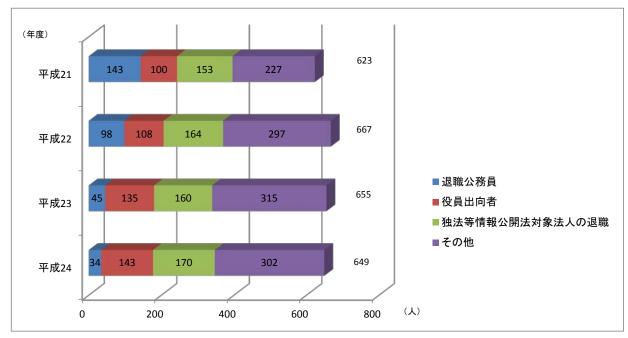
さらに、これら 102 法人の役員について勤務形態における常勤・非常勤の内訳をみると、法人の長については全員が常勤、理事等については 340 人のうち非常勤が 37 人(11%)、監事については 209 人のうち非常勤が 119 人(56.3%)となっている。

#### イ 役員に占める退職公務員等の状況

役員については、「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定)等に基づき、退職 公務員及び独立行政法人等の退職者の役員への就任状況が公表されている。

平成24年度については、各独立行政法人等が平成24年10月1日現在の状況について公表しており、同日現在の独立行政法人(102法人)の役員就任の形態別状況をみると、役員649人(非常勤を含む。)のうち退職公務員が就任している者が34(5.2%)人、国から出向している者が

143 人(22.0%)、独立行政法人等の退職者が就任している者が 170 人(26.2%)となっている(図表 12 及び資料7「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況」参照)。



図表 12. 役員に占める退職公務員等の状況(平成 24 年 10 月1日現在)

- (注)1 「平成24年度独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表」(平成24年12月7日総務省及び内閣官房)等に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
  - 2 「退職公務員」とは、常勤の国家公務員として職務に従事した者(①専ら教育、研究、医療に従事した者、②国家公務員としての勤務が一時的であった者、③国の機関の組織、業務を継承した独立行政法人等のプロパー職員(ただし、当該独立行政法人等の役員になる場合に限る。) 又は④国からの役員出向者を除く。) をいう。
  - 3 「国からの役員出向者」とは、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条第1項の規定に基づき、公表対象法人の役員となるために退職をし、かつ、引き続き当該法人の役員として在職する者をいう。
  - 4 「独法等情報公開法対象法人の退職者」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の対象法人の退職者(当該法人の役員であった者及び管理職手当の支給を受けていた者)をいい、当該法人の退職者及び法人の合併により合併前の当該法人の役員から退職せず合併後の法人の役員に就いた者を含む。

同様に、平成24年10月1日現在の独立行政法人102法人の子会社等の役員への退職公務員等の就任状況をみると、退職公務員又は独立行政法人の退職者が役員に就いている子会社等の数は65法人、役員659人のうち退職公務員から就任している者が54人、独法等情報公開法の対象法人の役員における当該法人の退職者から就任している者が151人となっている。(図表13及び資料7「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況」参照)。

図表 13. 独立行政法人の子会社への退職公務員

(単位:法人、人)

	退職公務員·独立行政法人		_	
年 度	の退職者が役員に就いて いる子会社等の数	役員数	うち退職公務員数	うち当該法人の退 職者数
平成 21	104	1, 219	144	246[44]
平成 22	92	966	103	189[19]
平成 23	80	763	68	172[15]
平成 24	65	659	54	151[10]

(注) 1 「平成24年度独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表」(平成24年12月7日総務省及び内閣官房)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

- 2 「子会社等」とは、子会社(他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。)を支配している場合における当該他の会社等をいう。法人及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、法人の子会社とみなす。)及び一定規模以上の委託先(売上高に占める法人の発注に係る額が3分の2以上である委託先)をいう。
- 3 「退職公務員」とは、常勤の国家公務員として職務に従事した者(①専ら教育、研究、医療に従事した者、②国家公務員としての勤務が一時的であった者、③国の機関の組織、業務を継承した独立行政法人等のプロパー職員(ただし、当該独立行政法人等の役員になる場合に限る。)又は④国からの役員出向者を除く。)をいう。
- 4 退職公務員が法人役職員に就任し退職した後子会社等の役員に就任した場合は、双方の欄に記載するとともに、「うち当該法人の退職者数」の欄に[]内書きで計上している。

#### (2) 役員の報酬の状況

独立行政法人の役員の報酬については、各法人において支給の基準を定めることとされており (通則法第52条第2項及び第62条)、当該支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の 報酬等、当該法人の業務の実績等を考慮して定められなければならないとされ(通則法第52条第3 項及び第62条)、職員の給与水準と同様に主務大臣及び各法人が国家公務員及び他の法人と比 較できる形で公表することとされている。

総務省行政管理局は、平成 25 年9月6日に、24 年度における独立行政法人の役員の報酬等の水準について、職員の給与水準と併せて取りまとめの上、公表している。これによると、各法人の常勤役員の報酬の合計額はそれぞれ法人の長が 16 億 3,693 万円、理事が 41 億 2,951 万円、監事が 10 億 8,869 万円となっている(資料5-3「役員報酬の支給状況」参照)。

なお、各法人の役員報酬の業績反映の方法や改定状況については、各主務大臣及び各法人が 公表している。

#### (3) 役員の退職手当の状況

独立行政法人の役員の退職手当についても、報酬と同様に、通則法第52条及び第62条により、 各法人において支給の基準を定めることとされており、当該支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績等を考慮して定められなければならないとされている。

一方、独立行政法人等の役員が高額の退職金を得ることについて批判があったことから、役員の 退職金を国家公務員並みに引き下げた上で業績を反映した仕組みとなるよう、「独立行政法人、特 殊法人及び認可法人の役員の退職金について」(平成 15 年 12 月 19 日閣議決定)において、平成 16 年以降の在職期間については、1月につき俸給月額の 100 分の 12.5 を基準とし、これに府省評 価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請さ れた(図表 14 参照)。

#### 図表 14. 独立行政法人の役員の退職手当に関する閣議決定

- 「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」(平成 15 年 12 月 19 日閣議決定)(抜粋) 1 独立行政法人
  - (1) 各府省は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、平成 16 年以降の在職期間 については、1 月につき俸給月額の 12.5/100 を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。
  - (2) 独立行政法人評価委員会は、上記(1)の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。この場合、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。

独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が 1.5 を超え、又は 0.5 を下回る場合には、速やかに各主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房長官に報告する。

- (3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成15年9月16日閣議決定)の4に基づき、決定に至った事由とともに公表する。
- 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成23年10月28日閣議決定)(概要)
- 3(3) 独立行政法人の役職員の給与については、「国家公務員の給与減額支給措置について」に沿って、法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する。また、中期目標に従った人件費削減等の取組状況を的確に把握するとともに、独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。

これを受けて、各法人は、いずれも上記の閣議決定の趣旨を踏まえた役員の退職手当に関する 規程の改正・制定を行っており、役員の退職手当の業績勘案率に関する規定についてはすべての 法人において、府省評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定することとしている。

また、上記の閣議決定「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」においては、役員の退職手当の業績勘案率の決定に当たって、府省評価委員会は、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知することとされ、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、必要な場合、府省評価委員会に対して意見を述べることができることとされている。

これを受けて、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の独立行政法人評価分科会は平成 16 年7月 23 日、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」を決定した。この中で、役員退職金に係る府省評価委員会からの業績勘案率の通知に対し意見を述べる際の分科会の検討に当たっては、①業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並みとするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0を基本とする、②府省評価委員会からの通知が1.0を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、分科会としては、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績の反映重視を基本とすることとしている。

また、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会は、平成 21 年3月 30 日には、それまでの 500 余件の事例の審議における意見等を踏まえて、業績勘案率に関する考え方や検討の手順を改めて確認し、より実務に役立つように、上述の「役員退職金に係る業積勘案率に関する方針」の補足説明等として取りまとめ、各府省評価委員会に通知している。(資料8-1「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針の補足説明」及び資料8-2「業績勘案率に係る基本的なチェックの手順」参照)。

業績勘案率の決定によって退職手当支給額の全額が確定し、平成 24 年度中にその支払いを受けた常勤役員は、法人の長が 20 人、理事が 46 人、監事(常勤)が 10 人の計 76 人で、その支給総額は、法人の長が1億7,758 万円、理事が2億2,032 万円、監事が3,227 万円となっている(図表 15及び資料5-4「役員の退職手当の支給状況」参照)。

図表 15. 常勤役員の退職手当の支給状況(平成 24 年度)

	法人の長	理事	監事
退職常勤役員の人数	20 人	46 人	10 人
退職手当(確定額)の支給総額	17, 758 万円	22, 032 万円	3, 227 万円

<sup>(</sup>注)1 「独立行政法人における役職員の給与水準、契約状況等の公表」(平成 25 年9月6日総 務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

<sup>2「</sup>理事」には副理事長等を含む。

#### 第4節 財務・会計の状況

#### 1 独立行政法人の会計制度等

#### (1) 独立行政法人の会計処理の原則

独立行政法人の会計については、原則として企業会計原則によることとされている(通則法第 37 条)。ここで、企業会計原則は株式会社等の営利企業を直接の適用対象としているため、公共的な性格を有し利益獲得を主たる目的としないなど営利企業とは異なる特殊性を有する独立行政法人にそのまま適用することは、本来伝達されるべき会計情報が伝達されないなどの事態を生じかねない。

このため、独立行政法人の会計については、企業会計原則を原則としつつ、上記の特殊性を考慮した「独立行政法人会計基準」(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会決定)に基づいて処理されている。

なお、平成22年の通則法の改正に対応し、不要財産の国庫納付等に係る会計処理に関する改正(平成22年10月25日改正)がなされたほか、国際財務報告基準(IFRS)とのコンバージェンスに伴う企業会計基準の改訂の独立行政法人会計基準における適用の検討及び減損に係る会計処理による投下資本の回収計算の考え方の検討の結果を反映した改正(平成23年6月28日最終改正)がなされている。

#### (2) 独立行政法人の財務諸表等

独立行政法人は、毎事業年度、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書)を作成し、当該事業年度の終了後3か月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない(通則法第38条第1項)。

また、独立行政法人が財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び決算報告書並びに監事の意見(会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見)を付けなければならないこととされている(通則法第 38 条第2項)。

図表 16. 独立行政法人の財務諸表等

	種	類	概 要
	貸借対照表		独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日現在の資産、負債及び純資産の状況を示したもの。
財	損益計算書		独立行政法人の運営状況を明らかにするため、一会計期間に属する収益、費用の状況を示したもの。
務	利益の処分のに関する書類	スは損失の処理 〔	独立行政法人の当期未処分利益の処分又は当期未処理損失の処理の内容を明らかにするもの。
諸	その他主務	キャッシュ・フロー計算書	当該事業年度の独立行政法人のキャッシュ・フローの状況を活動区分別に示したもの。
表	省令で定める書類	行政サービス 施コスト計算 書	納税者である国民の行政サービスに対する評価・判断に資するため、独立行政法人の 業務運営に関して最終的に国民の負担に帰せられるコスト情報(行政サービス実施コスト)を一元的に集約して表示するもの。
	附属明細書	百	上記の書類に係る明細書
事業	報告書		財務情報や定性的情報などを用いて独立行政法人の事業報告を行うもの。
決算	報告書		独立行政法人の決算(予算執行の状況)を明らかにするもの。

- (注)1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
  - 2 財務諸表については「独立行政法人会計基準」において独立行政法人の財務諸表の体系と整理されているものを記載。

さらに、移行独法の中には、民間企業等に対する出資を業務とする法人もあることから、独立行政 法人とその出資先を公的な資金が供給されている一つの会計主体としてとらえ、公的な主体である 独立行政法人の説明責任を果たすため、一定の関係にある法人を有する独立行政法人は財務諸 表とともに連結財務諸表を作成することとされている。

#### (3) 独立行政法人の財務諸表等に係る監査

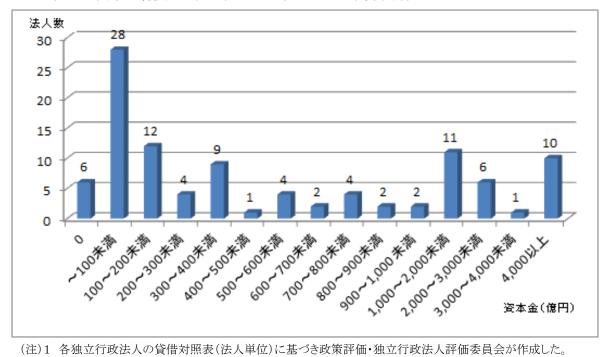
個別法により長期借入金又は債券発行をすることができる法人、100 億円以上の資本金を有する 法人及び負債の部に計上した金額の合計額が 200 億円以上に達している法人については、監事に よる監査のほか、会計監査人(公認会計士又は監査法人)による監査を受けることが義務付けられて いる(通則法第 39 条及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令 (平成 12 年政令第 316 号)第2条)。

この結果、平成23年度の財務諸表等については104法人のうち82法人において、通則法第39条の規定に基づく会計監査が実施されているほか、6法人において、法人の任意により公認会計士又は監査法人による通則法第39条に準じた監査が行われている(資料9「財務諸表等に関する会計監査人等による監査の実施状況」参照)。

#### 2 各種データ

#### (1) 資本金

平成23年度末日現在における資本金規模別の法人数の状況をみると、資本金1,000億円未満の法人は102法人のうち74法人(資本金を有しない6法人を含む)となっており、資本金が1,000億円以上の法人(国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず)は28法人となっている(図表17及び資料10「独立行政法人の資本金」参照)。



図表 17. 資本金規模別の独立行政法人数(平成 23 年度末現在)

(注)1 各独立行政法人の貸借対照表(法人単位)に基づき政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 国際協力機構の有償資金協力勘定の財務等に関する数値については独立行政法人国際協力機構法第16条 の規定により、独立行政法人評価の対象外であること等から集計に含めていない(以下同じ)。

なお、平成23年度末現在の資本金上位5法人は図表18のとおりである(資料10「独立行政法人 の資本金」参照)。

図表 18. 資本金 上位5法人(平成 23 年度末現在)

日本高速道路保有 • 債務返済機構	5兆2,551億円
福祉医療機構	1兆7,577億円
中小企業基盤整備機構	1兆1,092億円
都市再生機構	1兆0,582億円
日本原子力研究開発機構	8,086億円

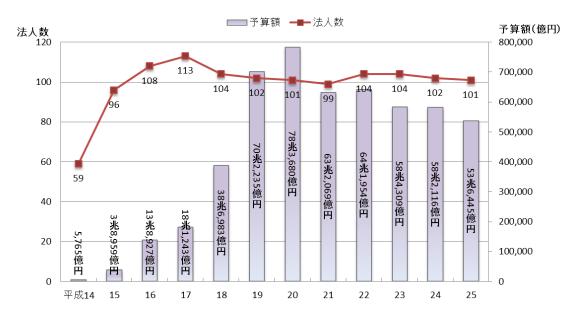
- (注)1 各法人の貸借対照表(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
  - 2 億円未満は四捨五入。
  - 3 国際協力機構の有償資金協力勘定に係る資本金は集計に含めていない。

#### 予算 (2)

#### ア 予算総額

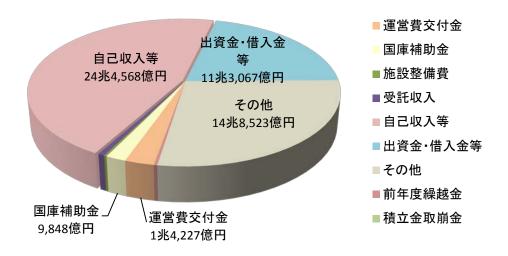
独立行政法人全体における当初予算(収入)(自己収入等によるもの及び過年度からの繰越分 で当該年度予算に組み込まれたものを含む)の推移をみると、平成 25 年度は、101 法人で 53 兆 6,445 億円(国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず)となっている。ここで、24 年度と25 年度 を比較すると、予算額は4兆 5,671 億円減少している。主な減少理由としては、年金積立管理運 用に係る予算3兆 4,221 億円の減少、郵便貯金・簡易生命保険管理機構に係る予算1兆 1,360 億円の減少等が挙げられる。(図表 19 及び資料 11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

図表 19. 独立行政法人全体の当初予算(収入)の推移(総額)



- (注)1 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
  - 2 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。
  - 3 国際協力機構の有償資金協力事業に係る予算は国際協力機構法第18条に基づき閣議において決定するため除いている。

図表 20. 平成 25 年度の独立行政法人全体の当初予算(収入)の内訳(項目別)



(注)1 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。 2 国際協力機構の有償資金協力事業に係る予算は国際協力機構法第18条に基づき閣議において決定するため評価の対象外とし、集計に含めていない(以下同じ)。

平成25年度の当初予算(収入)の状況を規模別にみると、101法人(国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず)のうち40法人(39.6%)については、予算規模が100億円未満となっている一方、予算規模が1,000億円以上の法人は27法人(26.7%)となっている。

上段: 予算規模 下段: 法人数 1,000億円以上 27 100億円未満 19 100億~200億円未満 15

図表 21. 予算規模別の独立行政法人の状況(平成 25 年度)

(注) 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

なお、当初予算(収入)の上位及び下位5法人は下記のとおりとなっている(資料11-5「独立行政法人の平成25年度計画における予算額(収入)」参照)。

凶表 22. 予算	፟見規模上位・	下位の5法人	(平成 25 年度)
-----------	---------	--------	------------

法人名	金 額
郵便貯金·簡易生命保険管理機構	15兆9,282億円
年金積立金管理運用	9兆0,130億円
住宅金融支援機構	8兆0,688億円
日本高速道路保有・債務返済機構	4兆7,547億円
日本学生支援機構	2兆4,328億円

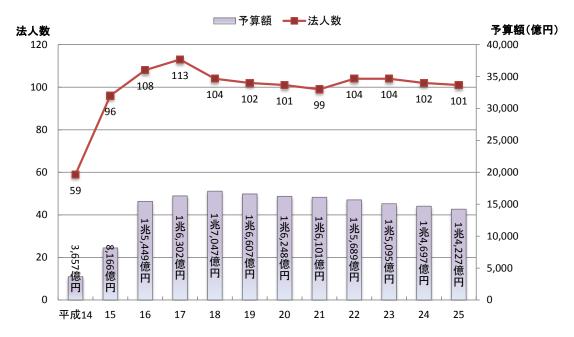
法人名	金 額
国立女性教育会館	7億円
国立健康・栄養研究所	7億円
海上災害防止センター	9億円
国立特別支援教育総合研究所	9億円
酒類総合研究所	10億円

- (注)1 各独立行政法人の年度計画(当初予算)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
  - 2 億円未満は四捨五入。

#### イ 運営費交付金

多くの独立行政法人に対しては、法人の業務運営の財源に充てるため、毎年、国から運営費交付金が交付されている。当初予算(収入)における運営費交付金(過年度からの繰越しで当該年度の予算に組み込まれたものを含む)の総額の推移をみると、図表 23 のとおり、平成 25 年度は合計で1兆 4,227 億円(国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず)と、24 年度の1兆 4,697 億円と比較して 470 億円減少している(資料 11「独立行政法人の予算(収入)」参照。また、独立行政法人に対する国の財政支出については、資料 13「平成 25 年度独立行政法人に対する財政支出」を参照)。

図表 23. 独立行政法人全体の運営費交付金の推移



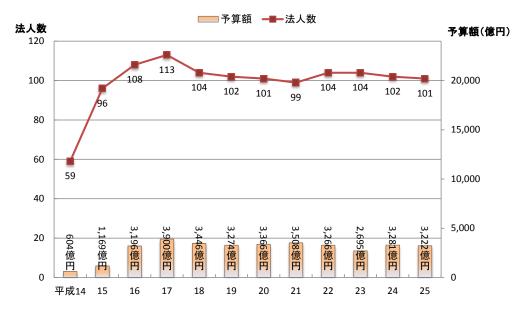
(注)1 各独立行政法人の年度計画(当初予算)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。 2 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。

#### ウ 自己収入等(受託収入含む)

#### i 受託収入

独立行政法人の当初予算における国、特殊法人、民間等から委託を受けた研究等の受託収入の推移については図表 24 のとおりとなっており、平成 25 年度は合計で 3,222 億円(国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず)と、24 年度の 3,281 億円と比較して 59 億円減少している(資料 11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

図表 24. 独立行政法人全体の受託収入の推移

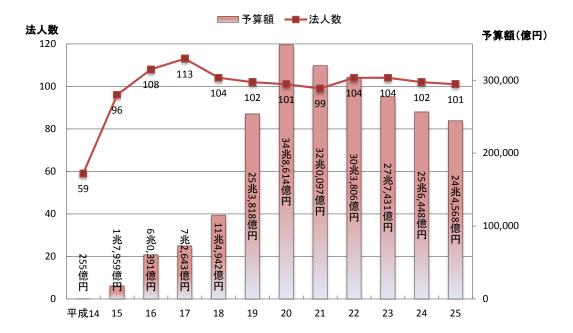


(注)1 各独立行政法人の年度計画(当初予算)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。 2 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。

#### ii 受託収入を除く自己収入等

独立行政法人の当初予算における受託収入を除く自己収入等の推移をみると図表 25 のとおりとなっており、平成 25 年度は合計で 24 兆 4,568 億円(国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず)と、24 年度の 25 兆 6,448 億円と比較して1兆 1,880 億円減少している(資料 11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

この理由は、郵便貯金・簡易生命保険管理機構の自己収入等に係る予算が1兆3,711 億円減少、住宅金融支援機構の自己収入等に係る予算が1,362 億円減少したこと等による。



図表 25. 独立行政法人全体の自己収入等の推移

- (注)1 各独立行政法人の年度計画(当初予算)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
  - 2 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。
  - 3 国際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

なお、各独立行政法人の平成 25 年度計画予算(当初予算)において見込んでいる自己収入等の多い上位5法人は下記のとおりである(資料 11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

図表 26. 自己収入等に係る収入予算 上位5法人(平成 25 年度収入当初予算)

法人名	金 額
郵便貯金·簡易生命保険管理機構	12兆1,288億円
年金積立金管理運用	3兆8,477億円
日本高速道路保有•債務返済機構	1兆6,181億円
住宅金融支援機構	1兆1,417億円
都市再生機構	9,437億円

(注)1 各独立行政法人の年度計画(当初予算)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

#### エ 出資金・借入金等

独立行政法人の当初予算における出資金及び借入金等の状況の推移をみると、図表 27 のとお

<sup>2</sup> 億円未満は四捨五入。

りとなっており、平成 25 年度は合計で 11 兆 3,067 億円(国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず)と、24 年度の 10 兆 8,497 億円と比較して 4,570 億円増加している(資料 11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。この理由は、日本学生支援機構 918 億増加、石油天然ガス・金属鉱物資源機構 3,531 億円増加したこと等による。



図表 27. 独立行政法人全体の出資金・借入金等の推移

- (注) 1 各独立行政法人の年度計画(当初予算)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
  - 2 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。
  - 3 国際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

なお、各独立行政法人の25年度計画予算において見込んでいる出資金及び借入金等の多い 上位5法人は下記のとおりである(資料11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

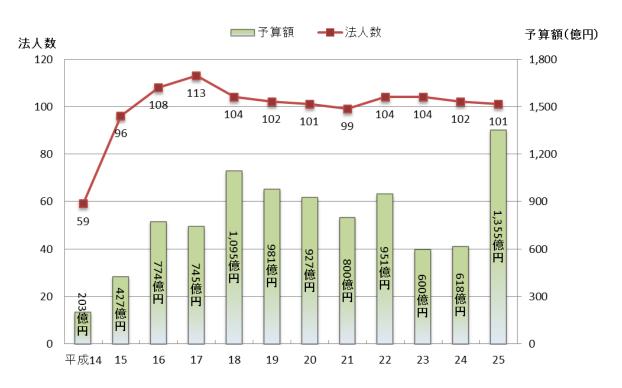
図表 28. 出資金・借入金等に係る収入予算 上位5法人(平成 25 年度収入当初予算)

法人名	金 額
日本高速道路保有 • 債務返済機構	3兆1,366億円
住宅金融支援機構	3兆1,340億円
日本学生支援機構	1兆7,838億円
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1兆3,074億円
都市再生機構	1兆0,386億円

(注)1 各独立行政法人の年度計画(当初予算)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。 2 億円未満は四捨五入。

#### 才 施設整備費

独立行政法人に対して、国は、法人が施設の整備に必要な財源として、施設整備費の補助を 行っている。独立行政法人の当初予算における施設整備費補助金の総額の推移をみると、図表 29 のとおりとなっており、平成 25 年度は合計で 1,355 億円(国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず)と 24 年度の 618 億円と比較して737 億円増加している(資料11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。この理由は、情報通信研究機構が515 億円、国立高等専門学校機構が275 億円、増加したこと等による。



図表 29. 独立行政法人全体の施設整備費の推移

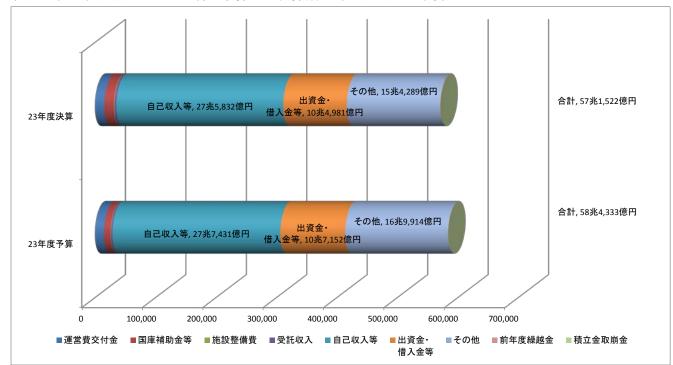
- (注)1 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
  - 2 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。
  - 3 国際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

#### (3) 決算

平成23年度までに設立された104法人の23年度決算の総額は、収入で57兆1,522億円(国際協力機構の有償資金協力勘定を除く)、支出で54兆6,873億円となっており、収入について予算額(58兆4,333億円)と比較すると、決算額が予算額より1兆2,811億円少ない(資料14-5「独立行政法人の平成23年度決算(収入)」及び資料15-5「独立行政法人の平成23年度決算(収入)」を15-5「独立行政法人の平成23年度決算(支出)」参照)。

また、収入決算額の内訳をみると、運営費交付金が1兆5,711億円、国庫補助金等が1兆5,559億円、施設整備費が893億円、国や特殊法人等からの受託収入が3,454億円、自己収入等が27兆5,832億円、出資金・借入金等が10兆4,981億円、その他が15兆4,289億円、前年度繰越金が796億円及び積立金取崩金が8億円となっており、平成23年度当初予算と比べ、自己収入等が1,599億円減少し、出資金・借入金等2,171億円減少、その他が1兆5,625億円減少している。

(資料11-3「独立行政法人の平成23年度計画における予算額(収入)」及び資料14-5「独立行政法人の平成23年度決算(収入)」参照)。



図表 30. 独立行政法人の収入に係る予算及び決算額の対比(平成 23 年度)

- (注) 1 各法人の年度計画及び決算報告書に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
  - 2 億円未満は四捨五入。
  - 3 国際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

#### (4) 運営費交付金の収益化基準の採用状況

独立行政法人特有の制度である運営費交付金は、独立行政法人に対して国から負託された業務の財源であり、業務がなされるまでは交付金の交付をもって収益と認識することは適当ではないことから、独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理し、中期目標の期間中、業務の進行に応じて収益化を行うものとされている。

また、この収益化の方法については、

- i)業務の達成度に応じて収益化を行う方法(業務達成型)、
- ii)一定の期間の経過を業務の進行とみなし収益化を行う方法(期間進行型)、
- iii)業務のための支出額を限度として収益化する方法(費用進行型)
- の3つの考え方が示されている。

平成23年度末現在の104法人のうち、運営費交付金が交付されていない16法人を除く88法人について、運営費交付金の収益化の方法をみると、i)費用進行型のみを採用しているのが60法人、ii)業務達成型のみ採用しているのが8法人、iii)期間進行型の方法のみを採用しているものがゼロ法人ある。さらに、iv)業務達成型と期間進行型の方法を使い分けている法人が8法人、v)期間進行型と費用進行型を使い分けている法人が6法人、vi)三つの方法すべてを使い分けているものが6法人となっている(資料16「運営費交付金の収益化基準の採用状況(平成23年度)」参照)。

なお、平成19年11月の「独立行政法人会計基準」の改定により、運営費交付金の収益化基準の うち成果進行型が業務達成型へと名称が改められるとともに、費用進行型を採用する場合、当該方 法を採用した理由を財務諸表において「重要な会計方針」として注記しなければならないこととされ た。

#### (5) セグメント情報等

#### ア 勘定別財務諸表

独立行政法人においては、個別法により区分して経理することが求められる場合、法人全体の 財務諸表に加えて、区分した経理単位(以下「勘定」という。)ごとの財務諸表を作成することとされ ている。

平成23年度末日現在、104法人のうち39法人(37.5%)において法定勘定が設けられており、勘定数が最も多い6法人は下記のとおりである(資料17「法定勘定区分又はセグメント区分の状況(平成23年度)」参照)。

図表 31. 勘定数が最も多い6法人

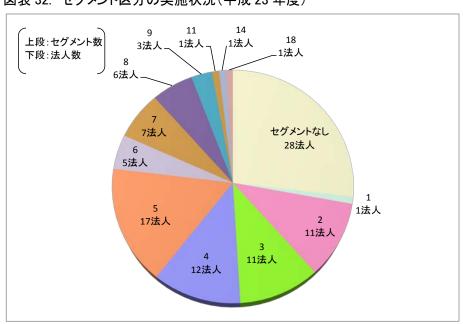
法人名	勘定数
福祉医療機構	14
中小企業基盤整備機構	8
新エネルギー・産業技術総合開発機構	6
勤労者退職金共済機構	6
高齡•障害•求職者雇用支援機構	6
医薬品医療機器総合機構	6

(注)各法人の財務諸表等に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

#### イ セグメント情報

独立行政法人は、勘定別に財務諸表を作成するほか、附属明細書においてセグメント情報を開示することが求められている。各法人の平成23年度の附属明細書によれば、23年度までに設立された104法人のうち、26.9%に当たる28法人は法定勘定区分以外のセグメントを有していない一方、法定勘定区分に加えて複数のセグメント区分を有している法人は、76法人であり、73.1%を占める(資料17「法定勘定区分又はセグメント区分の状況(平成23年度)」参照)。

図表 32. セグメント区分の実施状況(平成 23 年度)



(注) 各法人の附属明細書に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

ここで、セグメントの区分については、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考としつつ当該法人の業務内容等に応じて、各法人において個々に定めることとされている。

この点、セグメント情報の開示を行っている 76 法人のうち、事業の種類別にセグメントの設定を行っている法人が 72 法人、また、施設の区分別に設定を行っている法人が2法人、事業と施設の別を組み合わせて設定を行っている法人が2法人となっている(資料 17「法定勘定区分又はセグメント区分の状況(平成 23 年度)」参照)。

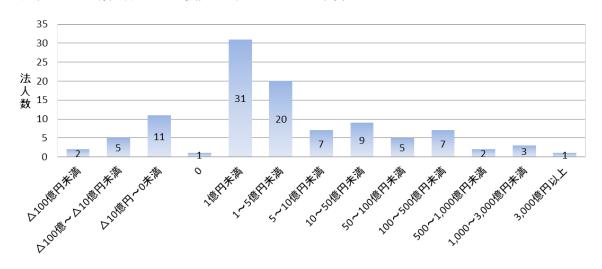
#### (6) 財政状態及び損益

平成23年度末現在の102法人について、貸借対照表に計上された財政状態の状況をみると、全体で資産が313兆円、負債が289兆円、純資産が24兆円(資料18-1「純資産と主な資産・負債の状況(平成23年度)」参照)となっており(国際協力機構の有償資金協力勘定を除く)、22年度の純資産約23兆円から、1兆円増加している。このうち、純資産の増加の理由は、年金積立金管理運用の2,445億円、日本高速道路保有・債務返済機構の383億円の増加等による。

次に、平成23年度までに設立された104法人について、損益計算書上に計上された損益の状況をみると、85法人が合計で3兆4,371億円の利益を計上し(国際協力機構の有償資金協力勘定を除く)、1法人が損益ゼロ、さらに18法人が合計で△1,303億円の損失を計上している(資料18-2「当期総利益(損失)の状況(平成23年度)」参照)。

また、各法人の当期損益の分布(図表 33)をみると、当期損益が△10 億円未満~10 億円未満の 法人が 70 法人となっており(国際協力機構の有償資金協力勘定を除く)独立行政法人全体の 67.3%を占めている。

図表 33. 当期総利益(又は損失)の状況(平成 23 年度)



(注) 1 各法人の損益計算書(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。 2 国際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

なお、平成 23 年度における各法人の当期総利益又は損失が最も多い5法人は下記のとおりである(資料 18-2「当期総利益(損失)の状況(平成 23 年度)」参照)。

図表 34. 当期総利益又は損失が最も多い5法人(平成 23 年度)

(当期総利益最多5法人)

(当期総損失最多5法人)

法人名	金 額
年金積立金管理運用	2兆5,843億円
日本高速道路保有 • 債務返済機構	2,429億円
住宅金融支援機構	1,323億円
鉄道建設•運輸施設整備支援機構	1,074億円
中小企業基盤整備機構	603億円

法人名	金額
国立病院機構	1,008億円
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	153億円
宇宙航空研究開発機構	31億円
水資源機構	29億円
労働者健康福祉機構	27億円

- (注)1 各法人の損益計算書に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
  - 2 億円未満は四捨五入。
  - 3 国際協力機構は有償資金協力勘定を集計に含めていない。

#### (7) 運営費交付金債務

独立採算制を前提としない独立行政法人に対しては、国の予算において所要の財源措置を行うものとされ(通則法第46条)、平成23年度においては、運営費交付金として87法人に対して総額1兆5,807億円が交付されている。

また、平成 23 年度末現在、運営費交付金債務を計上している法人は 80 法人でその金額合計は 2,199 億円となっている。なお、運営費交付金債務の計上額が最も多い5法人は下記のようになって いる(資料 19「運営費交付金債務の状況」参照)。

図表 35. 運営費交付金債務残高 上位5法人(平成 23 年度末現在)

法人名	金 額
新エネルギー・産業技術総合開発機構	535億円
中小企業基盤整備機構	311億円
宇宙航空研究開発機構	239億円
産業技術総合研究所	191億円
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	137億円

(注)1 各法人の附属明細書(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。 2 億円未満は四捨五入。

#### (8) 目的積立金

独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、法人の経営努力により生じた額として主務大臣の承認する金額(以下「目的積立金」という。)について、翌年度以降、中期計画の「剰余金の使途」の項目で定めておいた使途に充てることができることとされており(通則法第 44 条第3項)、その額は、法人における経営努力を示す指標の一つとしても位置付けられる。

なお、平成23年度末現在、目的積立金を有している3法人は下記のとおりである(資料20-1「目的積立金及び利益剰余金等の状況」参照)。

図表 36. 目的積立金残高を計上している法人(平成 23 年度末現在)

法人名	金 額
住宅金融支援機構	3,070.3億円
医薬品医療機器総合機構	6.2億円
理化学研究所	0.8億円

(注)1 各法人の貸借対照表(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。 2 百万円以下は四捨五入。

また、平成23年度までに設立された104法人の当期総利益又は損失の総額として3,311億円の利益が計上されているが(国際協力機構の有償資金協力勘定を除く)、このうち利益処分により目的積立金として主務大臣の承認を受けたのは、3法人で総額7.4億円となっており、下記のとおりである(資料20-1「目的積立金及び利益剰余金等の状況」参照)。

図表 37. 平成 23 年度利益処分における目的積立金の積立額

法人名	金 額
医薬品医療機器総合機構	6.17億円
物質・材料研究機構	1.09億円
理化学研究所	0.18億円

(注)1 各法人の利益処分に関する書類に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。 2 百万円未満は四捨五入。

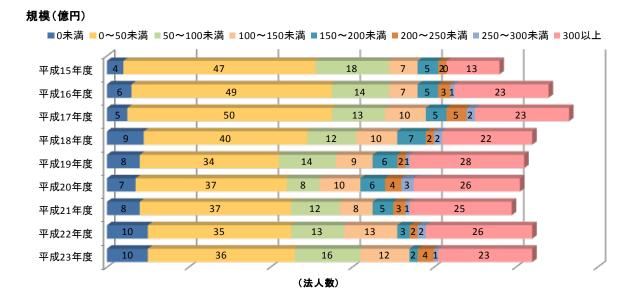
#### (9) 行政サービス実施コスト

独立行政法人においては、法人の業務運営に関して、納税者たる国民の負担に帰せられるコストを明らかにすることを目的として、主務省令に基づき、「行政サービス実施コスト計算書」を財務諸表の一つとして作成することとされている。同計算書は、「業務費用」、「損益外減価償却相当額」、「損益外減損損失相当額」、「損益外利息費用相当額」、「損益外除売却差額相当額」、「引当外賞与見積額」、「引当外退職手当増加見積額」及び「機会費用」(国有財産の無償使用及び国の出資等を行っていなければ、本来国の収入となったと考えられる国民負担額)で構成されており、これらから算出される行政サービス実施コストには、実質的に国民負担に帰するコストが網羅的に含まれることから、法人の評価に当たって、これを用いることにより、法人の業務によりもたらされるベネフィットとの比較検討を行うことが可能となる。

まず、平成23年度までに設立された104法人について、23年度の行政サービス実施コストの状況をみると、業務費用が1,214億円、損益外減価償却相当額が1,926億円、損益外減損損失相当額が301億円、損益外利息費用相当額が3億円、損益外除売却差額相当額72億円、引当外賞与見積額が $\triangle$ 12億円、引当外退職給付増加見積額が346億円、機会費用2,151億円、法人税及び国庫納付額の控除が $\triangle$ 2,901億円となっており、合計では3,100億円となっている。(資料21「行政サービス実施コストの状況(平成23年度)」参照)。

次に、23 年度において行政サービス実施コストの規模別の法人数をみると、同コストが0円以上 50 億円未満の法人数が最も多く、36 法人となっている(図表 38 及び資料 21「行政サービス実施コストの 状況(平成 23 年度)」参照)。

図表 38. 行政サービス実施コスト規模別の法人数 (平成 15~23 年度)



(注) 各法人の行政サービス実施コスト計算書(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

なお、平成23年度における各法人の行政サービス実施コストについて、上位及び下位の5法人は下記のとおりである(資料21「行政サービス実施コストの状況(平成23年度)」参照)。

図表 39. 行政サービス実施コストが最多・最少の5法人(平成 23 年度)

(最多5法人)

(最少5法人)

法人名	金 額
日本学術振興会	2,720億円
国際協力機構	2,391億円
日本原子力研究開発機構	2,127億円
宇宙航空研究開発機構	1,983億円
新エネルギー・産業技術総合開発機構	1,581億円

法人名	金 額
年金積立金管理運用	△25,843億円
勤労者退職金共済機構	△264億円
中小企業基盤整備機構	△261億円
日本貿易保険	△255億円
郵便貯金•簡易生命保険管理機構	△116億円

<sup>(</sup>注)1 各法人の行政サービス実施コスト計算書(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。 2 億円未満は四捨五入。

第2部 独立行政法人評価の状況

### 第1節 独立行政法人評価制度等の概要

- 1 独立行政法人評価制度の概要
- (1)業務実績評価

### ア 意義

独立行政法人制度においては、主務大臣の指示する中期目標の下で法人の運営における自主性・自律性を発揮させる一方、その業務の実績について事後的に評価を行うこととされている。 評価の結果は、法人の業務運営の改善のみならず、役職員の人事、処遇等にも反映させることとしており、これらの仕組みを通じ、業務運営の効率化と国民に対して提供するサービスの向上等、国民の求める成果の実現を図ることが求められている。

このように、事後評価が独立行政法人制度の不可欠な要素となっていることから、独立行政法人の業務の実績の評価は、中立・公正な立場から客観的に実施されることが重要である。このため、各府省に第三者評価機関である府省評価委員会を設置して評価を行うとともに、さらに総務省に全政府レベルの第三者評価機関である政策評価・独立行政法人評価委員会を設置し、独立行政法人の評価の客観的かつ厳正な実施を確保する仕組みとされている(府省評価委員会の詳細については、資料 22「府省独立行政法人評価委員会 委員会名簿(平成 24 年4月 20 日現在)」を参照)。

### イ 府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会の役割

独立行政法人の各事業年度における業務実績の評価に当たっては、i)府省評価委員会は、「当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定」(通則法第32条第2項)を行い、その評価結果を法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知するとともに、必要に応じ、業務運営の改善等についての勧告をすることができる(同条第3項)、ii)政策評価・独立行政法人評価委員会は、府省評価委員会から通知された評価結果について評価を行い、「必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる」(同条第5項)こととされている(図表40「業績評価及び見直しのスキーム」参照)。

また、独立行政法人の中期目標期間における業務実績に関する評価に当たっても、府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会が各事業年度における業務実績に関する評価等と同様に評価等を行うこととされている(通則法第34条)。

### (2) 中期目標期間終了時の見直し等

#### ア意義

独立行政法人については、各独立行政法人の中期目標期間の終了時において、主務大臣が その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずることとさ れており、このような定期的見直しは、独立行政法人制度の事後チェックシステムの中核をなすも のである。

また、この見直しの仕組みは、社会経済情勢等の変化に対応し、独立行政法人が担う必要性が 乏しくなった事務及び事業の廃止、民営化等を的確に行うとともに、時宜に応じた独立行政法人 の組織形態や業務の改善を行うこと等により、独立行政法人及びその制度の機動的・弾力的な運 営が確保されることを狙いとするものである。 さらに、この見直しは、国民のニーズからかけ離れた独立行政法人の組織及び業務の存続や自己増殖を防ぎ、従来、特殊法人等について指摘されてきた、必要性の乏しい業務の拡張、存在意義の低下した法人の存続等の問題点を克服するためにも欠くことのできないものである。

### イ 主務大臣、府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会の役割

通則法においては、独立行政法人の中期目標期間の終了時の見直しについて、主務大臣、府 省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会それぞれの所掌事務が、次のように定め られている。

### (i) 主務大臣の検討

独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる」(通則法第35条第1項)こととされている。

(ii) 府省評価委員会の評価

主務大臣の検討に当たり、府省評価委員会の意見を聴くことが義務付けられている(同条第2項)。

(iii) 政策評価・独立行政法人評価委員会の評価

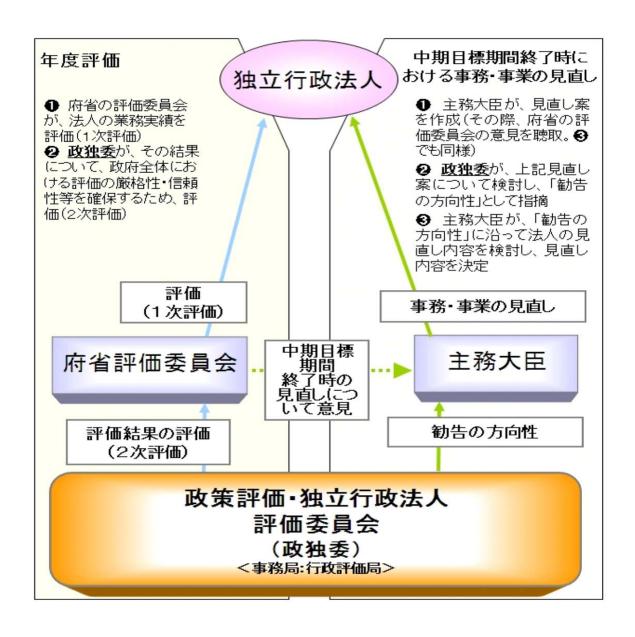
政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、「当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる」(同条第3項)こととされている。

### ウ 見直しの仕組み

通則法第35条の定める中期目標期間の終了時の見直しに当たっては、平成15年8月1日に 閣議決定された「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについ て」に基づき、次の手順で行われることとされている(図表40及び資料23「中期目標期間終了時 における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて(平成15年8月1日閣議決定)」参 照)。

- ① 主務大臣は、基準第2(事務及び事業の改廃に係る具体的措置)及び基準第3(組織形態の見直しに係る具体的措置)に掲げる具体的措置を盛り込んだ法人の組織・業務全般の見直しについての当初案(以下「見直し当初案」という。)を作成し、その実現に向けて当該法人に係る国の予算要求を行う。
- ② 政策評価・独立行政法人評価委員会は、見直し内容が中期目標期間の開始年度に係る予算に反映できるよう、早期に主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性等の指摘(以下「勧告の方向性」という。)を行う。
- ③ 主務大臣は、予算編成過程において、政策評価・独立行政法人評価委員会による勧告の方向性等の指摘が最大限活かされるように見直し内容を検討し、概算要求を行った見直し当初案に対して所要の修正を加えた上、予算概算決定の時までに、見直し案を決定する。

なお、当該見直し案の決定に際しては、行政改革推進本部の議を経ることとされていたが、 平成21年12月25日に閣議決定された「独立行政法人の抜本的な見直しについて」において、 当該議を経ることを要しないこととされている(資料24「独立行政法人の抜本的な見直しについて て(平成21年12月25日閣議決定)」参照)。



### 2 評価委員会の構成

## (1) 府省評価委員会等の構成

平成25年4月現在、府省評価委員会は独立行政法人を所管する11府省に設置されており、101の独立行政法人と通則法が準用される日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)を対象として、通則法に基づく評価等の事務を行っている。府省評価委員会別の対象法人数は、最大が文部科学省で24法人、次に国土交通省が20法人(他府省と共管の法人を含む。)となっている。また、総合法律支援法(平成16年法律第74号)に基づく日本司法支援センターの評価等のため、法務省に日本司法支援センター評価委員会が、国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づく国立大学法人及び大学共同利用機関法人の評価等のため、文部科学省に国立大学法人評価委員会が設置されている。

これらの委員会の委員の構成等をみると、5人ないし29人の委員が任命されており、委員会によっては、委員に加えて臨時委員や専門委員を任命している。さらに、法務省及び防衛省を除く府省評価委員会等においては、当該委員会に、単独の法人又は業務の性格等の類似する複数の法人単位に分科会や部会を設置し、機能的な評価を行っている(図表 41及び資料 22「府省独立行政法人評価委員会 委員会名簿(平成25年4月1日現在)」参照)。

図表 41. 府省評価委員会の構成(平成 25 年4月現在)

-	委員:	会							員会( 分科:			8
名称	_	委	員数	т -	対象法人	名称		委員	数		計法人	2価の対象となる独立行政法人等
20.43	委員	臨時 委員	専門委員	計	数	, H.M.	委員	四 時 委員	専門委員	計	法人 数	名称
内閣府	14	-	_	14	5	国立公文書館分科会	5	-	_	5	1	国立公文書館
独立行政法人 評価委員会						北方領土問題対策協会 分科会	5	-	-	5	1	北方領土問題対策協会(農林水  産省と共管)
				 		 国民生活センター分 科会	5	Γ - <sup>-</sup>	[ - ]	5	1	国民生活センター
			l İ	 		宇宙航空研究開発機構 分科会	2	3	⊢ - 	5	1	宇宙航空研究開発機構(文部科学省、総務省、経済産業省と共管)
							2		- T		1	原子力安全基盤機構(原子力規 制委員会と共管)
総務省 独立行政法人	15	-	36 I	51 	5	平和祈念事業特別基金分科会	3		7		1	平和祈念事業特別基金
評価委員会			 	'   		情報通信·宇宙開発分科 会	6	' -   	-   14 	20	2	情報通信研究機構(財務省と共  管)、宇宙航空研究開発機構(文 部科学省、内閣府、経済産業省と   共管)
						郵便貯金·簡易生命保険 管理機構分科会	3	_ 	6	9	1	郵便貯金・簡易生命保険管理 機構
						統計センター分科会	3	-	9	12	1	統計センター
外務省	13	-	1	14	2	国際交流基金分科会	9	-	- 1	9	1	国際交流基金
独立行政法人 評価委員会			I	I		国際協力機構分科会	10		- 1	10	1	国際協力機構
叮Ш安貝云						コンプライアンス部会	2	Γ-	1	3	2	国際交流基金・国際協力機構

	委員	会					-		員会			る る
	1		コ 业/.						分科	会·尚		
名称	委員	安 臨時 委員	事門 委員	- 計	対象 法人 数	名称	 委員	臨時	員数 専門 委員		法人数	価の対象となる独立行政法人等   名称
財務省 独立行政法人 評価委員会		29		50	10	農林漁業信用基金分科 会	2	3 	<u> </u>	5 L - 5	1	農林漁業信用基金(主務省は農 林水産省及び財務省) 住宅金融支援機構(主務省は国
						<u>会</u>	2	 5	L	 7	1	<u>土交通省及び財務省)</u> 造幣局
				<u> </u>		国立印刷局分科会	2	+ <sub>5</sub> -	+ <sub>-</sub> -	7		国立印刷局
			] I	 		日本万国博覧会記念機 <u>構分科会</u>	2		- <del> -</del> -	7		日本万国博覧会記念機構
			! 	! !		酒類総合研究所分科会 情報通信研究機構部会	I —	5	┌ _	7   3		酒類総合研究所 情報通信研究機構(総務省と一
			! [	! I		中小企業基盤整備機構	l	   <u> </u>	. —	3   3		部 <u>共管)</u> 中小企業基盤整備機構(経済産
			! 			中小企業基盤整備機構 <u>部会</u> 奄美群島振興開発基金	-	_	' - 			平小正来基盤愛備機構(程度度   業省と一部共管)   奄美群島振興開発基金(主務省
		]	' 			<ul><li>電美群局振興開光基金</li><li>部会</li><li>農業・食品産業技術総合</li></ul>	L _		 +			世美辞島振興開光 基金 (主傷有   は国土交通省及び財務省)   農業・食品産業技術総合研究機
<b>本如利坐沙</b>	24		ļ		24	研究機構部会			- 	Ĺ		構(農林水産省と共管)
文部科学省 独立行政法人	24	- 	- 	24 	24	初等中等教育分科会	2	10	- ا _	12 		国立特別支援教育総合研究 所 <u>、</u> 教 <u>員研修センター</u>
評価委員会				l		高等教育分科会	4	23	-	27	6	大学入試センター、大学評 価・学位授与機構、国立大学
		1		l					[	1		財務・経営センター、日本学 生支援機構、国立高等専門学
				l						l		校機構、日本私立学校振興・
				  -		 社会教育分科会	2	12	<u>-</u> 	14	2	<u>共済事業団(助成業務)</u> 国立女性教育会館、国立科学
			ļ	]		 スポーツ・青少年分	3	9	<u> </u>	12		┃博物館 <sub>-</sub> 国立青少年教育振興機構、日
			 	 		科 <u>会</u> 科学技術・学術分科	9	   <u></u>	 	l I 62		┃ 本 <u>スポーツ振興センター</u> ┃物質・材料研究機構、放射線
			! 	! 		<b>会</b>		33	 	02 	,	医学総合研究所(原子力規制委
			, 						, [			員会と共管)、理化学研究所、防 災科学技術研究所、宇宙航空研
								]		· ]		「究開発機構(内閣府、総務省、経済産業省と共管)、日本学術振興
				l								会、科学技術振興機構、海洋研究開発機構、日本原子力研究開
		1		l			_	l_	I	I _		発機構(経済産業省、原子力規制 <u>委員会と共管)</u>
						文化分科会	4	12	-	16		国立美術館、国立文化財機構、 日本芸術文化振興会
厚生労働省 独立行政法人	29	20	-	l <sup>49</sup>	21	調査研究部会	6	4	-	l <sup>10</sup>	3	国立健康•栄養研究所、労働安全衛生総合研究所、医薬基盤研
評価委員会			 	 			5	⊥ <sub>-</sub> -	L	L 8		究所
			] ]	<u>l</u> I				] [	l I	] [		器病研究センター、国立精神・神 経医療研究センター、国立国際
			! [	l İ				l Î	I İ	! 		医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療
			i 			国立病院部会	4	2	—	6	1	【研究センター ■国立病院機構
		]		- 		労働部会	5	4	· —	9		勤労者退職金共済機構、高齢・ 障害・求職者雇用支援機構、労
		]		l								働政策研究·研修機構、労働者
		] ]		I		医療・福祉部会	5	3	-	8	3	健康福祉機構 福祉医療機構、国立重度知的障 害者総合施設のぞみの園、医薬
		! 		l			_		I	ا _		品医療機器総合機構
			]	<u> </u>			2	$\frac{1}{2}$	<u>-</u>	3   <del>-</del>		水資源機構(国土交通省、農林 水産省、経済産業省と共管)
		- 	]	  -		年金部会	4	3	- 	<sup>7</sup>	3	農業者年金基金(農林水産省と共管)、年金・健康保険福祉施設
				<u> </u>								整理機構、年金積立金管理運用

	委員	会							員会( 分科:			<b>a</b>
		委員	員数		対象				員数			□ 「個の対象となる独立行政法人等」 □ 「一般を表現である。」 □ 「一般を表現できます」 □ 「一般を表現できます」 □ 「一般を表現できます」 □ 「一般を表現できます」 □ 「一般を表現できます」 □ 「一般を表現できます」 □ 「「一般を表現できます」 □ 「「一般を表現できます」 □ 「「一般を表現できます」 □ 「「一般を表現できます」 □ 「「一般を表現できます」 □ 「「一般を表現できます」 □ 「「「一般を表現できます」 □ 「「「一般を表現できます」 □ 「「「一般を表現できます」 □ 「「「「」」 □ 「「」 □ 「「」」 □ 「「」」 □ 「「」」 □ 「「」 □ 「「」」 □ 「「」 □ 「「」」 □ 「「」」 □ 「「」」 □ 「「」」 □ 「「」」 □ 「「」」 □ 「「」」 □ 「「」」 □ 「「」」 □ 「「」 □ 「「」」 □ 「「」 □ 「「」」 □ 「「」 □
名称	委員	臨時委員	専門	計	法人数	名称	委員	臨時	専門委員	計	法人数	夕新
農林水産省 独立行政法人 評価委員会	25	-     	36   	61	16	農業分科会	9	-        - 	15 	24		農林水産消費安全技術センター、報苗管理センター、家畜改良センター、農畜産業振興機構、農業者年金基金(厚生労働省と共管)、農林漁業信用基金(主務省は農林水産省及び財務省)、水資源機構(国土交通省、厚生労働省、経済産業省と共管)
			     	     		農業技術分科会	5	-     	9   	14		農業・食品産業技術総合研究機構(財務省と共管)、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、土木研究所(国土交通省と共管)
						林野分科会	5		7	12		森林総合研究所
				 		水産分科会	6	- 	⊢ <sub>5</sub> 1	11	3	水産大学校、水産総合研究センター、北方領土問題対策協会(内閣府と共管)
経済産業省	19	47	1	67	13	経済産業研究所分科会	1	2	-	3	1	経済産業研究所
独立行政法人 評価委員会			l	[		工業所有権情報・研修館 分科会	1	3	ı <u> </u>	4	1	工業所有権情報・研修館
			I			通商•貿易分科会	'	'				日本貿易保険、日本貿易振興機 構
			   	   		産業技術分科会	6	14   	-       	20		産業技術総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構、宇宙航空研究開発機構(文部科学省と共管)、日本原子力研究開発機構(文部科学省、原子力規制
			<u> </u>	]		技術基盤分科会			├ <sub>.</sub> ┤		1	委員会と共管) 製品評価技術基盤機構
			 	 		資源分科会	2	7	<del>-</del>     _	9		石油天然ガス・金属鉱物資源機構、水資源機構(国土交通省、厚生労働省、農林水産省と共管)
			I	I		情報処理推進機構分科 <u>会</u>		5	''	6		情報処理推進機構
			<u> </u>			中小企業基盤整備機構 分科会			-			中小企業基盤整備機構(財務省と共管)
国土交通省 独立行政法人	28	58	-	86	20	土木研究所分科会			<u>-</u>	10		土木研究所(農林水産省と共管)
評価委員会						建築研究所分科会	2	_5_	L- J	_7	_	建築研究所
			•	l		交通関係研究所分科会	2	6	- 	8		交通安全環境研究所、海上技術 安全研究所、電子航法研究所
			I	l		港湾空港技術研究所分科会 教育機関分科会	3	$\frac{3}{2}$	<u>-</u>	6		港湾空港技術研究所
			]				2	_	' '	11		
			! 	! 		自動車検査分科会 鉄道建設・運輸施設整備	4	3	<u>-</u>     -	7		日期早快年    鉄道建設・運輸施設整備支援機   ##
			]	' 		支援機構分科会 国際観光振興機構分科	2	3	' _ '   -	5	1	構  国際観光振興機構
						云	2	4	-	6	1	水資源機構(厚生労働省、農林  水産省、経済産業省と共管)
				I		自動車事故対策機構分科会		-	-		1	自動車事故対策機構
			]	[					  -			空港周辺整備機構
			! 	! 		海上災害防止センター 分科会			┝╷┤ └╶┘	i		海上災害防止センター 
						都市再生機構分科会	_		⊢		1	都市再生機構
			]			奄美群島振興開発基金 分科会			Г. 1 ∟ ј		1	奄美群島振興開発基金(主務省 は国土交通省及び財務省)
			] ]	[ [		日本高速道路保有·債務 返済機構分科会			├ <sub>-</sub> ┤ └- ┘			日本高速道路保有·債務返済機
						住宅金融支援機構分科 会	3	5	<sup>-</sup>	8	1	構 住宅金融支援機構(主務省は国  土交通省及び財務省)

	委員	会							員会( 分科	_		3
名称	<b>委員</b>	委員	事門 委員	-	対象 法人 数	名称	<u></u> 委員		員数   専門   委員	計	法人数	価の対象となる独立行政法人等     名称
環境省独立 行政法人評 価委員会	7	6	-	13	2	国立環境研究所部会	5 4	4	<u>-</u>    -	9 8		国立環境研究所環境再生保全機構
防衛省独立 行政法人評 価委員会	5	-   	-	5 	1						1	駐留軍等労働者労務管理機構
日本司法支 援センター評 価委員会	10	' - 	-	10	1						1	日本司法支援センター 
国立大学法 人評価委員 会	19	5	-	24	90	国立大学法人分科会 大学共同利用機関法人 分科会	9 6	5 - I	-  -   8	14 14	L .	国立大学法人
原子力規制 委員会独立 行政法人評	6	3	-	9	3	原子力安全基盤機構部 会	4	1	- 	5	1	原子力安全基盤機構(内閣府と  共管) 
価委員会		 		! 		放射線医学総合研究所 部会	1	2	- 	3		放射線医学総合研究所(文部科学省と共管)
				 		日本原子力研究開発機 構部会	2	- 	-	2	1	日本原子力研究開発機構(文部 科学省、経済産業省と共管)

- (注) 1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
  - 2 平成25年4月1日が委員の改選中であった府省については平成25年8月1日の状況を掲載している。
  - 3原子力規制委員会独立行政法人評価委員会日本原子力研究開発機構部会については、平成25年5月28日に設置。

### (2) 政策評価・独立行政法人評価委員会の構成

政策評価・独立行政法人評価委員会には、政策評価分科会及び独立行政法人評価分科会が置かれており、独立行政法人等(日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)、国立大学法人及び大学共同利用機関法人を含む。)の評価に関する事項については、政策評価・独立行政法人評価委員会及び独立行政法人評価分科会が担っている。政策評価・独立行政法人評価委員会は、委員長及び6人の委員で構成されており、独立行政法人評価分科会は、委員長、委員4人(うち分科会長1人)及び臨時委員21人で構成されている(平成25年4月20日現在)。

独立行政法人評価分科会では、ワーキング・グループを設けて府省評価委員会等が行った業務 実績に係る評価結果の点検作業等や中期目標期間終了時の事務・事業の見直しに係る検討作業 を迅速、効率的かつ効果的に行っている。ワーキング・グループには、府省別の5つのワーキング・グ ループ並びに国立大学法人及び大学共同利用機関法人について検討を行う「国立大学法人等評価ワーキング・グループ」がある。

委員長	ぉゕ もとゆき 素 之	住友商事㈱相談役			
•	【政策評价	西分科会】 西分科会】		【独立行政法。	人評価分科会】
分科会長	たにふじ えつし谷藤 悦史	早稲田大学政治経済学術院教授	分科会長	<sup>みゃうち Lのぶ</sup> 宮 内 忍	公認会計士
1	<sup>ふじい</sup> まりこ 藤井 眞理子	東京大学先端科学技術研究 センター教授	_	うめさと よしまさ 梅里 良正	日本大学医学部社会医学系医 療管理学分野診療教授
委員	森泉 陽子	神奈川大学経済学部教授	委員	小林 麻理	早稲田大学政治経済学術院教授
<b>(</b>			`	もりいずみ ょうこ森泉 陽子	神奈川大学経済学部教授
	青山 彰久	読売新聞東京本社編集委員		あがた こういちろう 縣 公一郎	早稲田大学政治経済学術院教授 日本行政学会理事長
	, 牛尾 陽子	財団法人東北活性化研究センター アドバイザリーフェロー		きょば たかし <b>浅羽 隆史</b>	白鴎大学法学部教授
	小野 達也	鳥取大学地域学部教授		が 啓子	東京大学大学院農学生命科学 研究科特任教授
	かとう ひろのり 加藤 浩徳	東京大学大学院工学系研究科 准教授		荒張 健	新日本有限責任監査法人パート ナー
	がどわき ひではる 門脇 英晴	㈱日本総合研究所特別顧問		いしだ はるみ 石田 晴美	文教大学情報学部准教授
	城所幸弘	政策研究大学院大学教授		出雲明子	東海大学政治経済学部准教授
	小峰 隆夫	法政大学大学院政策創造研究 科教授		大西昭郎	東京大学公共政策大学院特任 教授
臨	きょう もとひろ <b>佐藤 主光</b>	一橋大学大学院経済学研究科 教授		おかもと よしあき 岡本義朗	新日本有限責任監査法人エグゼク ティブディレクター
時	しゅず りょうこ 清水 涼子	公認会計士 関西大学大学院会計研究科教授	<b>15</b>	がじかわ とおる 融	太陽ASG有限責任監査法人総括代表社員(CEO)
委	白石 小百合	横浜市立大学国際総合科学部教授	臨時	河井 聡	弁護士
員	高橋伸子	生活経済ジャーナリスト	委	かわいまき	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 独立行政法人理化学研究所理事
	たちばな ひろし <b>立 花 宏</b>	(㈱情報通信総合研究所特別研 究員	黄	河村 小百合	(株) 日 本 総 合 研 究 所 調 査 部 主任研究員
	たなかっねまさ田中常雅	東京商工会議所特別顧問 東京商工会議所人口政策委員会共同委員長		まむら たくまろれ 村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究 科教授
	世中 弥生	独立行政法人大学評価·学位授 与機構准教授		くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
	堤 盛人	筑波大学大学院システム情報工 学研究科教授		齋藤 真哉	横浜国立大学大学院国際社会 科学研究科教授
	なかいずみ たくや 中泉 拓也	関東学院大学経済学部教授		すずき ゆたか <b>鈴木</b> 豊	青山学院大学名誉教授 東京有明医療大学客員教授
	前多康男	慶応義塾大学経済学部教授		瀬川浩司	東京大学先端科学技術研究 センター教授
	もりた あきら 森田 朗	学習院大学法学部教授		東田 智昭	慶応義塾大学商学部教授
専門委員	*************************************	大阪大学社会経済研究所教授		玉井 克哉	東京大学先端科学技術研究セン ター教授
				カャもと こうじ 宮本 幸始	日本ユーティリティサブウェイ(株) 代表取締役社長
				古	同志社大学政策学部教授

### 第2節 平成24年度における業務実績評価の状況

平成24年度においては、国立公文書館等104の独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の助成業務について、通則法に基づく評価制度発足後11回目の業務実績の評価が実施された。また、86の国立大学法人と4つの大学共同利用機関法人について、国立大学法人法に基づく8回目の業務実績の評価が実施された。さらに、日本司法支援センターについて、総合法律支援法に基づく9回目の業務実績の評価が実施された。

### 1 府省評価委員会等による業務実績評価の状況

### (1) 評価活動の概要

府省評価委員会では、平成24年6月末までに、104法人から23年度の業務実績報告書の提出を、また、23年度末に中期目標期間が終了した9法人から当該中期目標期間の業務実績報告書の提出を受け、いずれもほぼ8月下旬までに評価結果を取りまとめ、これを各法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知した。また、日本司法支援センター評価委員会においては、6月末までに23年度の業務実績報告書の提出を受け、8月下旬に評価結果を法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知した。国立大学法人評価委員会においても、6月末までに23年度の業務実績報告書の提出を受け、11月上旬に23年度の業務に係る評価結果を各法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知した。これらの審議の内容や評価の結果については、各府省のホームページ等において公表されている(法人ごとの評価の結果の概要は、第2部第2節3「業務実績評価結果の概要」を参照)。

なお、平成24年度に中期目標期間が終了する27の独立行政法人を所管する8つの府省においては、これらの独立行政法人等の中期目標期間終了時における主務大臣の検討に当たり、それぞれ、当該府省に置かれている府省評価委員会の意見を聴いている。

### (2) 評価基準等

独立行政法人の業務実績の評価については、「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成 11 年4月 27 日中央省庁等改革推進本部決定)により、府省評価委員会が設定する「客観的な評価(例 えば、中期目標の達成度合に応じた数段階評価)基準による」こととされている。

府省評価委員会では、同方針及び通則法における評価に関する諸規定を踏まえ、所管する法人ごと又は所管するすべての法人に共通の具体的な評価の方針・方法、評価の観点等を定めた評価基準を策定している。また、日本司法支援センター評価委員会及び国立大学法人評価委員会においても、同様の評価基準を策定している。

各評価基準の内容については、法人の業務の性格等により異なる点があるものの、基本的な考え方は類似している。各評価基準は、まず、各事業年度における業務実績の評価基準と中期目標の期間における業務実績の評価基準とに区分されている。また、独立行政法人等の業務実績の評価については、それぞれに評価対象等が定められており、各事業年度における業務実績の評価の場合、中期計画に定めた項目ごとの業務の進ちよく状況等を評価するいわゆる「項目別評価」と、項目別評価等を勘案して法人の業務全体を総合的に評価するいわゆる「総合評価」とに区別されているものが多い。さらに、項目別評価については、業務の達成状況に応じて数段階の評定の中から評定を付する段階別の評価方法を採るものが多いが、総合評価については、数段階の評定の中から評定を付する評価方法を採るもの(「順調」、「要努力」や「相当程度の実践的な努力が認められる」などの評価方法を採るものを含む。)と記述式により評価結果を記述するものとに分かれている(図表 43

参照)。

なお、中期目標の期間における業務の実績についての評価基準についても、おおむね各事業年 度における業務の実績の評価と同様としている場合が多い。

図表 43. 各府省評価委員会の年度評価に係る評価基準(手法)の概要

凶衣 43.	台が自計画安良云の千及計画に除る計画を学	(丁丛) 07100女
評価委員会 名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
内閣所独 立行評価 員会	<ul> <li>年度計画の項目等に即し4段階評価。</li> <li>委員の協議により、特に優れた業務実績を挙げていると判断された場合には、A+評価を行うことが可能。</li> <li>定量的な指標が設定されている評価項目の場合A:中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている。</li> <li>B:中期計画の達成に向け業務が順調に実施されているとはいえない。</li> <li>D:中期計画の達成に向け業務が順調に実施されているとはいえない。</li> <li>D:中期計画の達成に向け業務がほとんど実施されているとはいえない。</li> <li>委員の協議により評価するとされている評価項目の場合A:満足のいく実施状況</li> <li>B:ほぼ満足のいく実施状況</li> <li>C:やや満足のいかない実施状況</li> <li>方満足のいかない実施状況</li> <li>各項目の自己評価がC又はDの場合には、業務運</li> </ul>	記述式 ・項目別評価結果等を総合し、当該事業年度における実績全体について、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めて行う。 ・必要に応じ、業務運営の改善その他勧告すべき内容を記述する。
総務省独立行政法人評価委員会	営の改善措置を明示。  • 個々の項目ごとに実施状況を中期目標、中期計画に照らして、	<ul><li>独立行政法人の任務達成に向けた、 事業の実施、財務、人事に係るマネージメント等について、それぞれの観点から評価。</li><li>項目別の評価の結果等を総合し、独立行政法人全体について評価。</li></ul>
外務省独 立行政価 員会	中期計画に定められた項目ごとに評定項目を設定し、次の5段階評定を行うことを基本とする。     イ:中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を大きく上回って順調であり、特に優れた実績を挙げている。     ロ:中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を上回って順調であり、優れた実績を挙げている。     ハ:中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り順調である。     ニ:中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画に対してやや順調でない。     ホ:中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画に対してやや順調でない。     ホ:中期計画等の実施状況が当該事業年度において順調でない。     ホ:中期計画等の実施状況が当該事業年度において順調でない。     ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	記述式 ・項目別評定の結果を踏まえ、法人の業務全体について、総合的な観点から、その実績及び改善の方向性等の指摘事項、その他の意見等を記述式により評価する。
財務省独立行政価人評価負会	中期計画に定められた項目ごとに、以下の5段階評価を基本とする。     A+:中期計画の実施状況が当該事業年度において極めて順調。     A:中期計画の実施状況が当該事業年度において順調。     B:中期計画の実施状況が当該事業年度においておおむね順調。     C:中期計画の実施状況が当該事業年度においてやや順調でない。     D:中期計画の実施状況が当該事業年度においてやや順調でなく、業務運営の改善等が必要。     評価は、5段階を基本とするが、法人の業務の特性	<ul> <li>項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務全体について、総合的な観点から、その実績を記述式により評価する。</li> <li>当該評価を下すに至った理由を付記するとともに、必要に応じ、指摘事項についても記述する。</li> </ul>

む 伝		
評価委員会	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	や評価項目の性質に応じ、段階の追加・簡素化、又は適切な評価の文言を用いることも可能。     客観的な評価基準の設定が困難な項目については、委員の協議により評価。     評価に併せ、改善すべき事項、目標設定の妥当性、法人の業務の特性や評定項目の性質に応じて評価に際して留意した事項等があれば付記する。	
文省改価委員学行評会	<ul> <li>・中期計画の個々の事項ごとに、当該事業年度における中期計画の実施状況について段階的評定を行う。段階的評定を行う際の各段階別評定の達成度の目安については、次の考え方とする。</li> <li>S:特に優れた実績を上げている。(法人横断的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評定を付す。)</li> <li>A:中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調に、またはの当時でを上回るペースで実績を上げている。(当該年度に実施すべき中期計画の違が、工夫や努力によって、中期目標を上回の参び、上りの%以上)</li> <li>B:中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を連成される。(当該年度に実施すると判断される。(当該年度に実施すべき中期計画の履行が遅れており、中期目標を成のためには業務の改善が必要である。(当該年度に実施すべき中期計画のをが必要である。(当該年度に実施すべき中期計画のをが必要がある。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度がいめるが必要と判断された場合に限り下の項目別評価の結果を俯瞰するため、各法人の項目別評価の結果を俯瞰するため、各法人の項目別評価の結果を俯瞰するため、各法人の項目別評価の大項目別評価の大項目について、次の考え方を基本とし、段階的評定を行う。業務運営の効率に関する目標を達成するために取るべき措置</li> <li>・国民に対して提供するサービスその他の業務の質が表別である。当時である。定性的ないで、対別であるに関する目標を達成するために取るべき措置</li> <li>・野定に対して提供するサービスその他の業務の質が表別である。</li> <li>・対別の改善に関する目標を達成するために取るべき措置</li> <li>・財務内容の改善に関する目標を達成するために原則、検証可能となるよう容観的かつ具体的な評を設定する際にも、定量的な指標を補完的に用いる等により、検証可能となるよう容観的かつ具体的な評を設定する際にも、定量的な指標を補完的に用いる等により、検証可能とする。</li> <li>・複数の評価項目、目標設定の妥当性等の部がで表別では対別では対別では対別では対別では対別では対別では対別では対別では対別では対</li></ul>	<ul> <li>記述式</li> <li>・項目別評価を総括する全体評価として、</li> <li>・評価結果の総括</li> <li>・各事業年度の評価結果を踏まえた、事業計画及び業務運営等に関して取るべき方策(改善のポイント)(評価結果に至った原因分析について明確に記載。また、独立行政法人の制度・運用上の隘路があれば、積極的に記載)</li> <li>・特記事項(総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の2次評価や中期目標期間終了時の見直し作業についての対応等)</li> <li>について記述する。</li> </ul>
厚生労働省独立行政法人評価委員会	中期計画の個別項目ごとの進捗状況に応じ、以下の 判定基準に基づく5段階評価とし、原則としてその理 由を付記するものとする。     S:中期計画を大幅に上回っている。     A:中期計画を上回っている。     B:中期計画に概ね合致している。     C:中期計画をやや下回っている。     D:中期計画を下回っており、大幅な改善が必要。	<ul> <li>記述式</li> <li>国民の視点に立って、独立行政法人の社会に対する中長期的な役割に配慮しつつ、次のような観点から中期目標の達成度について評価する。</li> <li>法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が国民生活の保障及び向上並びに経済の発展にどの程度寄与するものであったか。</li> <li>法人が効率性、有効性等の観点から適正に業務を実施したかどうか。</li> </ul>

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
農林水産省独立行政法人評価委員会	• 各法人に統一的な評定区分はなく、法人別に基準 が定められている(下記参照)。ただし、いずれも、小 項目を集計して中項目の評定を行い、中項目を集計 して大項目の評定を行う。	各法人に統一的な評定区分はなく、法人別に基準が定 められている(下記参照)。
	○農林水産消費安全技術センター  ① 定量的に定められている項目の評価 中期計画等で定量的な数値が設定されている場合は、原則としてその数値を中期目標の期間(5年間)で除して得られた数値(年度ごとの目標値が設定されている場合は、その数値)を目標値をして、次の考え方をベースに基準を策定し、評価を行う。 ただし、中期目標期間途中において数値の達成度合いよる評価が困難な場合には、中期目標期間終了前事業年度において次の5段階で行うものとする。 □「〜以上」等の記述となっている項目 S:目標値に対して、100%以上の達成度合のおり、かつ、特に優れた成果が認められた。 A:目標値に対して、100%以上の達成度合いまで放度合いまでであり、かっ、特に優れた成果が認められた。 A:目標値に対して、90%は上へ100%未満の達成度合いまで減度を D:目標値に対して、90%未満の達成度合いまで減度を のいまが表して、90%以上の達成度合いまであった。上記以外の項目 S:目標値に対して、90%以上の達成度合いまであった。上記以外の項目 S:目標値に対して、90%以上の達成度合いまが得られた。 A:順調に対して、80%未満の達成度合いまでは、80%未満の達成度合いまであった。 ② 定性的に定められている項目の評価 S:順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた。 A:順調に進んでいる。 E性的に定められている項目の評価 S:順調に進んでいる。 C:不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった。 ※評価項目によっては、SABCDの基準の表現が若干異なる。	<ul> <li>総合評価は、中項目別の評価結果の積み上げにより行う者とする。その際、各中項目につきS:3点、A:2点、B:1点、C:0点、D:-1点の区分により中項目の評価結果を点数化した上で、大項目については、下記によりA、B、Cの3段階評価を行うものとする。併せて、当該評価を下すに至った経緯、中期計画等に記載されている事項以外の業務等特筆すべき事項についても記載する。ただし、A評価とした場合には、各中項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。</li></ul>
	● 定量的に定められている項目の評価 中期計画等で定量的な数値が設定されている場合は、原則としてその数値を中期目標の期間(5年間)で除して得られた数値(年度ごとの目標値が設定されている場合は、その数値)を目標値をして、次の考え方をベースに基準を策定し、評価を行う。 □「〜以上」等の記述となっている項目 S:目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A:目標値に対して、100%以上の達成度合 B:目標値に対して、90%以上へ100%未満の達成度合 C:目標値に対して、90%未満の達成度合 D:目標値に対して、90%未満の達成度合	各項目ごとの評価を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績その他の特筆すべき事項等も総合的に勘案して、評価を行うものとする。

名	り、かつ、その要因は法人の不適切な運営 にあった 「〜程度」等の記述となっている項目 S:目標値に対して、90%以上の達成度合であ り、かつ、特に優れた成果が認められた A:目標値に対して、90%以上の達成度合 B:目標値に対して、80%以上〜90%未満の達	
○ 家 次 。	成度合  C:目標値に対して、80%未満の達成度合  D:目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった。 定性的に定められている項目の評価  S:順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  A:順調に進んでいる  B: 概れ順調に進んでいる  C:不十分又は問題があり、かっ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった。 を主人の不適切な業務運営にあった。 ※評価項目によっては、SABCDの基準の表現が若干異なる。 ②畜改良センター 定量的指標の場合  例:「○○程度」と目標が設定されている場合  S:数値の達成度が90%以上  B:数値の達成度が50%以上  B:数値の達成度が50%よ満  C:数値の達成度が50%よ構であって、その要因が法人ので適切な業務運営にあった。 を表した成果が得られた  A:数値の達成度が50%未満であって、その要因が法人の企業成度が50%未満であった。  C:数値の達成度が50%は上90%未満  C:数値の達成度が50%は、目標の設定の仕方(「○○以上」等により異なっている。  定性的に定められている項目の評価  S:計画とおり順調に実施された  C:計画どおり順調に実施された  C:計画どおり順調に実施された  C:計画どおり順調に実施された  C:計画どおり順調に実施された  C:計画どおり実施されず、その要因が法人の不適切な業務運営にあった。  基業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究でとこか。  B:計画に対して業務の進捗が遅れている  E・計画に対して業務の進捗が遅れている  E・計画に対して業務の進捗が遅れている  「達成割合が120%以上120%未満)  b:中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている  (達成割合が120%以上120%未満)  b:中期計画に対して業務の進捗が準れている  (達成割合が60%以上90%未満)  c:中期計画に対して業務の進捗が遅れている  (達成割合が60%以上90%未満)  c:中期計画に対して業務の進捗が遅れている  (達成割合が60%以上90%未満)	・項目別評価の結果を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情、中期目標等に記載されている事項以外の業績、S評価の有無・内容、それぞれの項目の機関としての業務に占める重要性等の特筆すべき事項等も総合的に勘索して、原則として、次の3段階評価を行う。
	いる(達成割合が30%未満)	

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	○水産大学校及び水産総合研究センター S:計画を大きく上回って業務が進捗している A:計画に対して業務が順調に進捗している B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている C:計画に対して業務の進捗が遅れている D:計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている □ 定量的評価指標が設定されている場合 S:数値の達成度合いが120%以上 A:数値の達成度合いが80%以上120%未満 B:数値の達成度合いが60%以上80%未満 C:数値の達成度合いが30%以上60%未満 D:数値の達成度合いが30%未満	<ul> <li>各大項目の評価結果及び次に掲げる事項等を総合的に勘案して、5段階で評価を行う。</li> <li>① S評価の有無・内容</li> <li>② 財務諸表の内容</li> <li>③ 業務運営の効率化への取組状況</li> <li>④ 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績</li> <li>⑤ 災害対策等緊急的業務への対応状況</li> </ul>
	○農畜産業振興機構  • 定量的に定められている項目の評価  □ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」等と定められている場合  a:数値の達成度合が 100%以上  b:数値の達成度合が 70%以上 100%未満  c:数値の達成度合が 70%以上 100%未満  □ 数値目標が上記以外の方法により設定されている場合、達成度の範囲は異なっている。  • 定性的に定められている項目の評価  □ 段階的な評価を行うことが適切な場合  a:設定した指標が選成された  c:設定した指標が選成された  c:設定した指標が達成されなかった  □ 段階的な評価を行うことが不適切な場合  a:設定した指標が達成されなかった  ただし、a評価の小項目について、達成率等によりs評価とすることができる。また、c評価とした場合、必要に応じ d 評価とすることができる。	中項目の評価結果について集計し、3段階評価を行う。 ただし、必要に応じ、A評価をS評価に、C評価をD評価 にすることができる。
	○農業者年金基金  •定量的に定められている項目の評価  •数値目標が「以上」又は「少なくとも」とされている場合  a:数値の達成度合が100%以上  b:数値の達成度合が70%以上100%未満  c:数値の達成度合が70%未満  •上記以外の場合  a:数値の達成度合が90%以上  b:数値の達成度合が50%以上90%未満  c:数値の達成度合が50%未満  c:数値の達成度合が50%表表	・大項目の評価結果について集計し、3段階評価を行う。 ただし、必要に応じ、A評価をS評価に、C評価をD評価 にすることができる。
	○農林漁業信用基金	中項目の評価結果について集計し、特筆すべき業績等を総合的に勘案して3段階評価を行う。 ただし、必要に応じ、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。

評価委員会	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
名	C:設定した指標が達成されなかった  ・段階的な評価を行うことが不適切な場合  A:設定した指標が達成された  C:設定した指標が達成されなかった  必要に応じ、達成状況その他の要因を分析  し、A評価をS評価に、C評価をD評価にする	
経省政価を発行評会	・委員会における年度評価は、次の①~③の3項目を評価項目の基本とし、必要に応じ④を追加する。 ① 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ② 業務運営の効率化に関する事項 ③ 財務内容の改善に関する事項 ④ その他業務運営に関する重要事項 ● 委員会は、法人横断的な評価を実施する。以下の項目については、毎年実施する。 ①業務の効率的な実施の観点から、一般競争入札の範囲の再検討等、適正な契約形態の選択が行われているか。契約に関する情報公開は適切に実施されているか。 ②役職員の給与等の水準は適正か。 ③資産(出資を含む)は有効に活用されているか。 ④欠損金、剰余金の適正化に向けた努力が行われているか。 ⑤リスク管理債権の適正化に向けた努力が行われているか。 ・各項目の評価は、次の5段階評価を行うこととする。評価に当たっては、標準的に達成された場合をBとすることを基本とし、評価項目ごとにBとなる基準を予め明示するものとする。 AA:法人の実績について、質・量の両面において中期計画を超えた極めて優れたパフォーマンスを実現。 B:法人の実績について、質・量の両面において中期計画を着実に達成。 C:法人の実績について、質・量の両面において中期計画を着実に達成。 C:法人の実績について、質・量の両面において中期計画を着実に達成。 C:法人の実績について、質・量の両面において中期計画に未達、もしくは、法人の業務運営に当たって重大な問題となる事象が発生。 D:法人の実績について、質・量の両面において中期計画に未達、もしくは、法人の業務運営に当たって重大な問題となる事象が発生。	<ul> <li>・委員会は、各評価項目に以下の評価比率を配分し、各評点を合算して総合評価を行う。(①については、分割して算定した評点をまとめずに直接合算を行う。)</li> <li>① 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項:60~70%</li> <li>② 業務運営の効率化に関する事項:15%</li> <li>③ 財務内容の改善に関する事項:15%</li> <li>④ その他業務運営に関する事項:0~10%</li> <li>・評点は、AA=5、A=4、B=3、C=2、D=1とし、それぞれの評価比率を掛け合わせて合算し、以下の通り総合評価を買出する。合算された評点をXとすると、AA:4.5</li> <li>A:3.5</li> <li>X≤1.5</li> <li>B:2.5</li> <li>X≤2.5</li> <li>D:1.0≤X≤1.5</li> <li>委員会は、必要があると認めるときは、法人に対し、業務運営の改善その他の勧告を行う。</li> </ul>
国生物、通道、全球、全球、全球、全球、全球、全球、全球、全球、全球、全球、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	<ul> <li>年度業務実績報告の各項目ごとに、中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について検討し、段階的評定を行う。評価の段階数については、5段階を基本とし、各法人の業務の特性を踏まえて設定しうるものとする。</li> <li>SS:中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。</li> <li>S:中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。</li> <li>日:中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</li> <li>日:中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。</li> <li>日:中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。</li> <li>日:中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</li> <li>日:中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。</li> <li>各項目ごとに、中期計画の実施状況の認定結果及びその理由を明記するとともに、必要な場合には意見を付すこととする。特に、SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを明確に記述するものとする。</li> </ul>	・個別項目の認定結果から、当該年度の業務の実施状況全体を概観するため、各評定ごとの項目数の分布状況を示すこととする。 ・法人の業務全体について、業務運営評価による評定を踏まえ、総合的な視点から、法人の業務の実績、業務の改善に向けた課題・改善点、業務運営に対する意見等を記述式により、当該法人の評価の要点、法人の業務実績の全体像が明確になるようにする。 ・なお、中期計画に掲げられている事項以外で特記すべき法人の自主的な努力があれば、当該事項も含めて総合的に評価する。 ・業務運営評価により算出された段階的評価の評定及び記述による業務全体に対する評価を踏まえ、総合的な評定を行う。評定は、5段階(SS、S、A、B、C)により行う。

評価委員会	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
環境行評価	<ul> <li>中期目標に定められている事項別に、当該事業年度における実施状況を評価する。具体的には、評価項目ごとに掲げる「評価の方法、視点等」を考慮して行い、この評価項目ごとの評価を踏まえて、当該事項全体の評価を行うものとする。</li> <li>各事業年度に係る業務の実績に関する評価は、以下の評価基準に基づいて行う。 (注)評価に当たっては、その理由、根拠等を附すものとする。</li> <li>S:中期目標の達成に向け、特に優れた成果をあげている。</li> <li>A:中期目標の達成に向け、適切に成果をあげている。</li> <li>B:中期目標の達成に向け、概ね適切に成果をあげている。</li> <li>C:中期目標の達成に向け、業務の進捗がやや遅れており、改善すべき点がある。</li> <li>D:中期目標の達成に向け、大幅な改善が必要である。</li> <li>国立環境研究所の研究業務の評価は、研究所において実施する外部専門家による研究評価結果も積極的に活用。</li> <li>法人横断的事項として、契約、給与水準・総人件費改革、保有資産、内部統制、当期総利益(又は当期総損失)、剰余金・欠損金、関連法人(国立環境研究所)、債権管理(環境再生保全機構)について評価。</li> </ul>	<ul> <li>各評価項目に環境省評価委員会が定める評価比率を配分し、各評点を合算する。</li> <li>各評点は、S=5、A=4、B=3、C=2、D=1とする。</li> <li>各評点を合算した結果(Xとする)、以下のとおりとする。S:4.5<x< li=""> <li>A:3.5<x≤4.5< li=""> <li>B:2.5<x≤3.5< li=""> <li>C:1.5<x≤2.5< li=""> <li>D:X≤1.5</li> </x≤2.5<></li></x≤3.5<></li></x≤4.5<></li></x<></li></ul>
原制独法委员员,是一个专家的工作,但是一个	<ul> <li>以下の点など、政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「政独委」という。)から示された、独立行政法人に共通的な評価の視点として示された事項や過年度の事業年度評価に対する政独委の意見等を踏まえることとする。</li> <li>・法人の業務に係る政策目的を踏まえて、その業績を評価する。</li> <li>・評価に際しては、常に、効率性、生産性等の向上による業績の増進、業務の対象となる国民に対するサービスの質の向上を志向する。</li> <li>・法人の業務の内容、業績の分析とそれに基づく評価、課題と展望を国民に分かりやすく説明することにより、法人業務に対する国民の理解を深めることを志向する。</li> <li>各項目の評価は、S、A、B、C、Dの5段階で行うこととし、それぞれの達成度の目安については、以下の通りとする。</li> <li>S:中期計画の達成に向け、特に優れた成果をあげている。</li> <li>A:中期計画の達成に向け、優れた成果をあげている。</li> <li>C:中期計画の達成に向け、適切に成果をあげている。</li> <li>C:中期計画の達成に向け、業務の進捗がやや遅れており、改善すべき点がある。または、法人の業務運営に問題がある。</li> <li>D:中期計画の達成に向け、業務の進捗が遅れており、大幅な改善が必要である。または、法人の業務運営に重大な問題がある。</li> <li>・評価に当たっては、その理由、根拠等を付すものとする。</li> </ul>	<ul> <li>総合評価は、事項別の評価結果を、別表 1 により評点に換算し、部会において別途定める法人毎の業務実績の評価基準で定める評価比率にしたがって加重平均して平均評点を求め、その結果を別表 2 に照らし合わせて評価を行うものとする。</li> <li>上記方法により勘案し難い特段の事由がある場合には、理由を付することにより、平均評点を加減できるものとする。(別表1)</li> <li>項目評価 評点 S 5 A 4 B 3 C 2 D 1</li> <li>(別表2)</li> <li>平均評点(X) 総合評価 4.5&lt; X S 3.5</li> <li>3.5</li> <li>3</li> <li>5</li> <li>4</li> <li>5</li> <li>5</li> <li>6</li> <li>7</li> <li>8</li> <li>9</li> <li>9</li> <li>1</li> </ul>
防衛省独立行政法人評価委員会	年度計画の項目等に即し4段階評価。     委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA <sup>+</sup> 評価を行うことが可能。     定量的な指標が設定されている場合     A:中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている。	記述式  • 項目別評価結果等を総合し、当該事業年度における実績全体について、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めて行う。  • 必要に応じ、業務運営の改善その他勧告すべき内容を記述する。

評価委員会		
名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	B:中期計画の達成に向け業務がおおむね順	
	調に実施されている。 C:中期計画の達成に向け業務が順調に実施	
	C:中期計画の達成に回り業務が順調に美胞 されているとはいえない。	
	D:中期計画の達成に向け業務がほとんど実	
	施されていない。	
	□ 委員の協議により評価される場合	
	A:満足のいく実施状況	
	B:ほぼ満足のいく実施状況 C:やや満足のいかない実施状況	
	D:満足のいかない実施状況	
	• 各項目の自己評価がC又はDの場合には、業務運	
	営の改善措置を明示。	
日本司法	・中期計画に定められた各項目ごとに、以下の3段階	• 項目別評価結果等を勘案し、当該事業年度における法
支援センター評価	で評価。	人の実績全体について評価。
	なお、評価項目に複数の指標がある場合には、指標ごとの評価を総合して当該項目を評価。	自主改善努力等、中期計画及び年度計画に掲げられ ていない事項があれば、必要に応じてこれらの事項を含
AAA	保ことの計画を総合してヨ級項目を計画。 A: 当該事業年度の業務の実施状況が中期計画	といない事項があれば、必要に応じてこれのの事項を占   め評価。
	に照らし順調である。	42 h L IIm0
	B: 当該事業年度の業務の実施状況が中期計画	
	に照らしおおむね順調である。	
	C: 当該事業年度の業務の実施状況が中期計画	
	に照らし順調でなく、業務運営の改善等が必	
	要である。	
	ただし、B評価については、委員の協議により、必要に応じて、業務の実績が比較的良好な	
	場合にはB+と評価できるものとする。	
	評価は、実績報告書、法人が自ら行った評価等の	
	資料を参考に、総合法律支援に関する事業を迅速か	
	つ適切に行うことを目的として独立行政法人の枠組み	
	に従って設立された法人である特性を勘案し、委員の 協議により客観的に実施。	
国立大学	○年度評価	<ul><li>当該事業年度における中期計画の進捗状況全体に</li></ul>
法人評価	•「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改	ついて、記述式により評価。
委員会	善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務	• なお、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の
	運営(施設設備の整備・活用、安全管理等)」の4項 目については、以下の5種類により進捗状況を示す	年度評価の基本的な考え方は、以下のとおり。
	とともに、特筆すべき点や遅れている点にコメントを	- 遊啦快必喜/辛勞仍為日標 計画效应 表出华河
	付す。なお、これらの水準は、基本的には各国立大	<ul><li>戦略性が高く意欲的な目標・計画等は、達成状況の他にプロセスや内容を評価する等、積極的な取</li></ul>
	学法人等の設定した中期計画に対応して示されるも	組として適切に評価
	のであり、各法人間の相対比較をする趣旨ではない	<ul><li>業務運営・財務内容等の経営面を中心に、当該事</li></ul>
	ことに十分留意する必要がある。 ・ 特筆すべき進捗状況にある	業年度における中期計画の進捗状況を調査・分析
	- 順調に進んでいる	し、業務の実績全体について総合的に評価。
	<ul><li>おおむね順調に進んでいる</li></ul>	教育研究の状況については、その特性に配慮し、年度 評価では専門的な観点からの評価は行わず、年度計
	□ やや遅れている	新価では毎門的な観点からの評価は11479、千度計画に係る事業の外形的な進捗状況を確認する。
	□ 重大な改善事項がある 「***  「**  「***  「***  「***  「***  「***  「***  「***  「***  「***  「***  「**  「***  「***  「***  「***  「***  「*	四(に成る事業ペンノドバグログな延1分代化を推配する。
	「教育研究等の質の向上」については、全体的な状況を確認し、注目すべき点についてコメントを付す。	• 中期目標期間の業務実績の全体について、各法人の
	がを確認し、任日 9、一つ 点に ラいてコグントを刊 9。	自己点検・評価に基づき、記述式により評価。
	○中期目標期間評価	• なお、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中間に関係しています。
	•「教育に関する目標」、「研究に関する目標」、「その	期目標期間評価の基本的な考え方は、以下のとおり。 ・中期目標の達成に向けて、中期計画が十分に実施
	他の目標(「附属病院に関する目標」、「附属学校に	されているかとの観点から、業務の実績全体につい
	関する目標」を除く。)の項目(※大学共同利用機関 法人については、「共同利用等に関する目標」を加	て総合的に評価。
	える。)については、以下の5種類により評定する。ま	
	た、優れた点や改善すべき点を、各法人の自主的な	□ 戦略性が高く意欲的な目標・計画等は、達成状況
	教育研究等の改善に資する観点から、分かりやすく	の他にプロセスや内容を評価する等、積極的な取 組として適切に評価。
	指摘する。なお、これらの水準は、基本的には各国	
	立大学法人等の設定した中期計画に対応して示されるものであり、各法人間の相対比較をする趣旨で	□ 評価に当たっては、各法人の多様な役割に十分配
	はないことに留意する必要がある。	慮し、また、教育研究の定性的側面、中長期的な視
	□ 非常に優れている	点に留意。
	□ 良好である	

評価委員会 名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	□ おおむね良好である □ 不十分である □ 重大な改善事項がある その他の目標のうち、「附属病院に関する目標」、 「附属学校に関する目標」については、その特性に配慮し、「業務運営・財務内容ら自己点検・評価に基づき、独立行政法人大学評価を学者にしかのに検証する。 ・ 「業務運営・財務内容・の状況」については、以下の4段階により各法人が自己点検・評価を行う。 ▶ 計画を十分に実施している ▶ 計画を十分には実施していない ▶ 計画を十分には実施していない その結果を評価委員会が妥当性を含めて総合的に検証し、その検証を踏まえ、以下の5段階により評定する。 ▶ 非常に優れている ▶ はおむね良好である ▶ な改善事項がある ▶ すがの評価については、国立大学法人等の特性に配慮して、独立行政法人大学評価・学位授与機構に評価の実施を要請し、その結果を尊重する。	教育研究の状況については、その特性に配慮し、国立大学法人評価委員会が、(独)大学評価・学位授与機構に対し評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して行う。

(注)各府省評価委員会の公表資料に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

### (3) 評価結果の反映状況等

## ア 独立行政法人の業務運営への反映状況

独立行政法人の効率的・効果的な運営、国民に対して提供するサービスの向上等、国民の求める成果の実現を図るためには、まずもって府省評価委員会が行う評価結果の法人の業務運営への着実な反映が重要である。

平成 22 年度業務実績に関して府省評価委員会が行った評価結果の反映状況をみると、例えば、効率的な業務運営による費用の削減、意志決定の迅速化、自己収入の拡大、業務体制の見直し、他機関との連携・協力等に反映されてきている。

図表 44. 府省評価委員会の評価結果の反映状況

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
内閣府	国立公文書 館	内部統制に関する取組状況について、小規模組織ならではの検討や提案がなされることが期待されると指摘されたことを踏まえ、幹部会等モニタリング機能を発揮できる既存の仕組みを活用しつつ、法人のミッションに関して館長が適時・適切に指示を出すことにより内部統制の徹底を図ることとし、内部統制に関する担当部署を総務課とした。また、外部有識者による講演会を実施し、役職員に対して内部統制強化についての考え方の周知を図り、内部統制に関する理解の浸透と意識醸成に努めた。 さらに、法令遵守等の観点から外部有識者(弁護士)を委嘱してコンプライアンス相談窓口を設置したほか、情報セキュリティ対策の周知、理解を徹底するため館内研修を実施した。

# 北方領土問 題対策協会 沖縄科学技 整備機構

情報収集の方法・活用・伝達方法、啓発手法とその効果について、 更なる検討が進められることを期待したいとされたことを踏まえて、県民 会議等が実施する事業内容の改善等に資するため、一部の都道府県 で実施した県民大会において参加者への統一的なアンケートを試験的 に実施し、効果把握について検討を進めた。

調査研究について、既存の研究成果の収集と把握が行われることを 期待したいとされたことを踏まえ、調査研究で提供したレポートについ て、返還運動関係者に対しアンケート調査を実施し、調査研究事業の 効果を把握するとともに、次年度に取り組んでほしい調査研究の内容 について意見を収集し、調査研究事業をより必要かつ有効性の高いも のとするべく努めた。

啓発施設の改修が実施されたが、その効果的な活用の在り方につ いて更なる検討を期待したいとされたことを踏まえ、施設の効果的な活 用のため、パンフレットの設置場所を拡大するなど利用の促進を図ると ともに、改修後の啓発施設においても、引き続き意見箱を設置し、来館 者の感想、要望等の把握に努めた。要望事項のうち、改善可能な事項 については早急に改善するとともに、そのほかの改善事項について は、24 年度以降に改善に向けて検討することとした。

協会の活動内容について、今後広く国民に周知されるよう一層の努 力を期待したいとされたことを踏まえ、ホームページのリニューアルを行 い閲覧者の利便性を向上し、動画コンテンツを配信するページを開設 するなど新規コンテンツを充実するとともに、内閣府が運営するデジタ ルライブラリーに併せて掲載するなど、インターネットを活用した情報発 信の強化を図った。

# 術研究基盤

「広く国民の理解を得ることが必要不可欠である。広く国民の信頼を 得て、開学及び学校法人への移行を迎えられるように、業務運営の効 率化とともに、一層のガバナンスの向上に努めていただきたい。」と指摘 されたことを踏まえ、内閣府と沖縄機構との間で、定例の連絡協議会を 開催するなどして、沖縄機構の管理運営体制の強化に努めた。

# 国民生活セ ンター

調査研究について、「今後の早急な実施、公表に努めるとともに、計 画が達成できなかったことにつき、計画性、効率性の視点からの検証を 加え、今後確実に計画が実施できるよう努められたい」と指摘されたこと を踏まえ、再調査の実施に際し、調査項目に震災に関連する質問項目 を新たに加え、震災半年後にあたり、防災月間でもある9月に速報版と して公表した。なお、再入札等の実施にあたっては、外部の有識者を 加えた検討委員会を設置し、入札仕様書等の妥当性につき検討を行 ったうえで実施した。

### 総務省

# 情報通信研 究機構

東日本大震災で経験した電源確保の重要性に関して、電源も含め てシステムとしての安定化も研究対象とすべきと指摘されたことを踏まえ て、東北大学と連携した耐災害 ICT 研究において、電源喪失なども含 む震災時に発生した様々な事象や体験を織り込み、研究開発に着手

海外研究者の招へいについて、海外から参加し易い内容となってい るかどうかの再検討も必要であろうという指摘を踏まえて、渡航費の立 替払いの負担をなくすため航空券現物支給を選択可能とすることや年 度またがりの招へいを可能とすることなど海外から参加しやすい制度に 変更したこと等により、応募件数が、前年度の8件から19件へと大幅に 増加した。

### 統計センター

業務運営の効率化について、コスト構造分析では、外部委託を含め たトータルのコストによる評価が行えるよう取組を続けることが望まれると 指摘されたことを踏まえ、引き続き、各業務の運営において生じた人件 費・物件費の前年度比較、計画との比較、構成比比較分析を行った。

次回のOCR導入にあたって、業務遅延が発生した場合の対処方法 等危機管理の徹底が望まれると指摘されたことを踏まえ、次回のOCR 機導入に向けて仕様検討等を行うための「常用OCR機の導入に向け た仕様検討プロジェクト」を設置し、現行OCR機の問題点を踏まえた要 因分析を行い、仕様書に記載する機器の調達条件や要求性能などに ついて修正事項や新規追加事項を検討した。

統計データの二次利用について、利用者の利便性に資する取組を 行うことにより、法人の自己収入増加につなげることが望まれると指摘さ れたことを踏まえ、学会等の大会において、二次利用について解説し

	平和祈念事業特別基金	たパンフレットを配布し、制度・手続きの説明を行ったほか、サテライト機関と共催で、「公的統計のミクロデータの利用に関する研究集会」を開催し、二次利用による有用な研究成果の紹介を行うなど、積極的な広報を行った。さらに、日本統計学会等のメーリングリストを用いて、オーダーメード集計のサービスを新たに開始する調査や年次等について、サービス開始の周知を行った。内部統制について、今後も更なる充実・強化に取り組むことが期待されると指摘されたことを踏まえ、理事長等による各執務室の巡回、イントラネットを活用した年度計画の周知徹底、業務改善への積極的な参画を促すことを目的とした職員提案制度の実施、調査票情報などの情報資産の適切な保護・管理、監事が役員会議に出席し改善点について指摘を行う等、内部統制環境の充実・強化に努めた。  職場環境について、職場環境を適正なものに保ち、その管理を徹底し一層の配慮に努めることは、職場環境の保持、職員の健康管理のためにも必要と指摘されたことを踏まえ、全役職員を対象に、新たに人権等への適切な対応・女性に配慮した職場環境の形成等について弁護士による講演を実施した。
	郵便於公,館	「睡眠貯金残高や権利消滅額の減少に向け、周知の充実や通知
	郵便貯金·簡 易生命保険 管理機構	未着の解消など、より一層効果的な対応を検討することが必要である」 との指摘を踏まえ、次のとおり個別案内の充実等を図った。
外務省	国際協力機構	① 郵便貯金管理業務 満期のお知らせや満期後 10 年経過のお知らせ及び権利消滅の お知らせの預金者への送付と、郵便貯金払戻証書の発行後4か月 及び権利消滅2か月前のお知らせの預金者への送付を継続した。 それに加え、新たに、満期後 15 年が経過した預金者に対する通知 の試行送付を開始し、早期お受取りを御案内することとした(満期後 15 年経過の通知については、効果が認められたことから、平成 24 年度から本格実施。)。 ② 簡易生命保険管理業務 満期日3か月前の満期案内書の送付、支払事由発生後3か月及 び1年経過後の支払案内書の送付、契約失効後の失効通知書の 送付並びに復活期間経過後の支払案内書の送付による保険金等 の請求勧奨とともに、支払通知書発行後3か月、6か月及び1年経 過してもなお受取りがない契約に対する各期間経過後の支払通知 書払渡末済通知書の送付による早期受取り勧奨等を継続した。そ れに加え、新たに、満期保険金や失効による還付金等未請求契約 及び払込満了契約に対するフォローアップ活動を実施した。 企画競争・公募等における選定段階の妥当性について、「より詳細な 評価基準の公表開始及び第三者による審査の導入は評価に値し、今 後はこれを定着する努力が求められる。」と指摘されたことを踏まえ、22 年度に開始したプロポーザルの評価の視点と配点の公表に加え、23 年度にはプロポーザルの採点結果の公表を開始した。また、22 年度に 試行導入した外部審査委員による選定プロセスの競争性・公正性の審
		査を継続・拡大し、選定プロセスの透明性の一層の向上を図った。
	国際交流基	随意契約の見直しについて、「業務の性格上、一定程度の随意契約が残らざるを得ない事情は理解できるものであるが、個々の契約の類
	金	型ごとに適正な対価での契約がより良く保証される方法について検討
		する等、次期中期計画に向けて評価指標のあり方を検討する必要があ
		る」と指摘されたことを踏まえ、平成24年度からの第3期中期目標期間の業績評価にないては、随意契約の見直し出れる単独の項目以上で
		の業績評価においては、随意契約の見直し状況を単独の項目として詳細に評価することとなった。契約区分を国際交流基金事業の特性に基
		づいて再分類し、「真に随意契約によらざるを得ないもの」を明確に区
		分して 24 年度の契約の統計を行うとともに、25 年度以降の契約監視委員会点検時の契約類型に用いることとなった。
 財務省	   酒類総合研	職員の資質向上について、「職員の資質向上に関しては、外部研
V4.474 E		修、学会への派遣、セミナー開催により職員への配慮が伺える。今後、

	究所	予算の制約はあるが、研修の充実に向けて更なる努力が望まれる。」と 指摘されたことを踏まえ、外部の講師を招いて広島事務所において NRIB特別セミナー等を開催したほか、研究員資質向上の観点から各 職員を関連の学会及び学会以外の研究会、シンポジウム等に積極的 に参加させるとともに、官能評価能力向上のため官能評価訓練を行っ た。
	造幣局	平成22年度のエネルギー消費原単位が造幣局全体において、対前年比で増加しており、目標の△1%を達成できず、引下げについて対応策の検討が求められていたところ、空調設備及び照明設備を省エネタイプのものに更新したほか、円形焼鈍炉の待機時間を可能な限り短縮するなど、ガスや電気を消費する設備の稼働方法の更なる見直し等に取り組んだことにより、平成23年度のエネルギー消費原単位は、対前年度比で造幣局全体では△6.6%の改善となった。
	国立印刷局	総合損率の相対比率について、「製紙部門においては、平成20年度の損率が高水準であったことを踏まえ、中期目標期間全体での計画達成に向けた更なる取組みも必要である。」と指摘された。平成23年度においては、断裁機の用紙検査装置の損紙検出率の適正化を図ったこと、製紙用材料について原材料メーカへの品質指導の強化など、品質改善に向けた取組を実施したことにより、相対比率は前年度の99から92に改善した。
	日本万国博 覧会記念機 構	基金助成事業に係る事後評価結果について、参加者数の減や表示の未徹底など、内容的には対処できるものであり、次年度以降の評価に反映することを期待すると指摘されたことを踏まえ、事後評価の趣旨や基金事業の重要性等についてより理解してもらえるよう、募集要項の記載を工夫するなど、周知徹底を図った。
文部科学省	放射線医学総合研究所	放射線安全・緊急被ばく医療研究について、「放射線安全研究では、特に放射線の生物や環境への影響研究について目的や方向性を明確にし、成果の普及も含め戦略的に進める必要がある。」と指摘されたことを踏まえ、原子力安全委員会など、安全規制のニーズに応える研究を着実に遂行し、安全研究成果の集約及び分析や研究成果の橋渡しに向けて規制行政庁等に対し科学的根拠となる情報を提供することを第3期中期計画において明確にした。 さらに、平成 24 年度から、低線量放射線影響の蓄積性や放射線の環境影響に関し、長期被ばくの影響とその低減化に関する研究を開始した。 (平成 23 年度予算額 231 百万円の内数、平成 24 年度予算額 520 百万円の内数)
	教員研修センター	研修内容の充実について、「自治体との連携を密にし、協力関係を構築することで、現状における喫緊の課題を把握し、これまで以上に受講者の参加やその成果の還元ができるよう、研修内容をより充実することが必要である。」と指摘されたことを踏まえ、各地域の中核リーダーの育成や研修の指導者を養成する観点から、自治体の意見も踏まえながら、国として真に実施すべき研修(校長マネジメント研修、防災教育に関する研修など)について充実を図っている。 研修内容等については、受講者からのアンケート結果等を踏まえ、不断の見直しを行うとともに、研修効果を高めるため事前・事後研修用の講義ビデオの充実を図っている。(平成23・24年度)また、東日本大震災を踏まえ、年度当初の計画を急遽変更し、防災教育に関する指導者養成研修を実施した。(平成23年度)
	日本芸術文化振興会	東日本大震災への対応について、「東日本大震災発生時の対応(帰宅困難者への支援等)は評価できる。また、震災後に芸術文化振興基金において、速やかに震災対応の支援活動を追加決定したことについても平成22年度の活動ではないが、高く評価したい。今後も、民俗文化財、郷土芸能の継承等に係る被災地支援に積極的に取り組むことが望まれる。」と指摘されたことを踏まえ、23年度においては、被災地の復興支援を目的として行われる芸術文化活動を支援するため、芸術文化振興基金助成対象活動のうち「国内映画祭等の活動」について追加募集・援助を行うとともに、「芸術文化復興支援基金」を創設し、募金活動

を開始した。

伝統芸能の分野において、23 年度は、被災地へ赴き研修修了生ら若手能楽師によるワークショップ等を実施した。また、24 年度は、国立劇場本館において東北地方被災地域の民俗芸能公演の実施を2回予定しており、4 月には宮城県名取市と多賀城市において復興支援のチャリティー歌舞伎公演を行った。(芸術文化振興基金追加支援:平成23年度実績9件、交付金20,900千円)

(芸術文化復興支援基金受入額:23年度実績1,759千円)

# 海洋研究開 発機構

重点研究開発の推進について、「研究テーマの絞り込みについて、 東日本大震災後の社会状況の変化も踏まえ、社会への還元を意識した中長期的な視点に基づき、一層のメリハリをつけることが必要である。」と指摘されたことを踏まえ、東日本大震災後の社会状況の変化を踏まえ、社会への還元を意識した取り組みとして、社会的要請が大きい海洋資源・エネルギーの探査・活用技術の研究開発について、平成24年度予算として23億円(平成22年度は14億円)を確保し、同分野の研究開発強化を図った。

また、実社会での利用を念頭に置いた研究等を推進する「アプリケーションラボ」体制を平成24年度より強化することとし、これにかかる必要な原資については、研究部門内で人件費を再配分することで捻出した。

# 大学評価·学 位授与機構

認証評価事業について、「認証評価業務については、評価手数料収入による人件費及び事業費の確保のため、手数料について、引上げなど、その適正化が必要。」と指摘されたことを踏まえ、機関別認証評価にかかる手数料については、平成24年度において、民間認証評価機関の会費を考慮した評価手数料引き上げを行った(大学:基本費用200万円→360万円、1学部・1研究科当たり35万円→63万円、高等専門学校:基本費用160万円→240万円、1学科当たり20万円→30万円)。なお、運営費交付金については民間認証評価機関とのイコールフッティングを図る観点から、平成25年度を目途として機関別認証評価事業に計上しないよう取組を進める。

# 国立青少年 教育振興機

自己収入の確保について、「「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等も踏まえ、新たな自己収入増加策も講じられている。引き続き、自己収入の増加に努められたい。」と指摘されたことを踏まえ、平成23年度から平成25年度にかけ国立オリンピック記念青少年総合センターの施設使用料を改定。

地方施設の一般利用に係る施設使用料については、平成 24 年7月 から料金を改定(現行 250 円→改定後 800 円)。

また、平成24年4月に「地方施設の利用に係る受益者負担の在り方に関する検討PT」を設置し、自己収入の確保及び受益者負担の適正化の観点から、施設使用料や活動プログラムに係る費用等の設定を見直すことなどについて検討を行い、その検討結果を受け、地方教育施設の講師等宿泊室について、平成25年4月より料金徴収するよう諸規定の改正を行った。

# 国立大学財務・経営センター

法人業務に対するニーズを把握して、業務改善を図る取組について、「国立大学や国立大学協会とコミュニケーションをとり、ニーズを把握する努力は評価に値するものの、一般からの意見聴取については、ウェブサイトだけの意見聴取となっており、その方法としては不十分であることから、関係者以外の意見を積極的に把握するよう努めることが期待される。」と指摘されたことを踏まえ、国立大学財務・経営センターは、施設費貸付・交付を主な法人業務としており、民間の金融機関の業務に近いことから、地方銀行の役員から法人業務に対するニーズ調査を実施。また、上記以外にも組織・運営マネジメントに関するニーズ把握として、センター債券の発行に当たり、IR活動の一環として実施している個別投資家訪問を通して、センターの組織・運営のマネジメントについて投資家の意見等を聴取。(平成23年度から新たに実施)

厚生労働省

国立健康•栄

研究成果を広く社会に還元するために実施している、一般公開セミナー、オープンハウスについて、今後は子供や中・高生を対象とする広

#### 養研究所

報に力を入れること、参加者の意見やアンケート調査結果を活用することと指摘されたことを踏まえ、区や学校関係に周知・案内し、アンケート調査結果を検討し、さらなる充実と改善を図った。

# 勤労者退職 金共済機構

「管理部門のスリム化や、各共済事業それぞれの資産を区分して管理することを前提とした効率的かつ柔軟な資産運用体制の構築など、更なる効率化に努めることが求められる」とされたことを踏まえ、平成23年10月に役員を1名、管理職員を1名削減した。平成24年度は、資産運用業務の一元化、平成23年度末をもって終了する適格退職年金からの移行業務の担当組織の廃止を行い、業務実施体制の効率化や経費の縮減を図った。

「中退共事業における退職金未請求、特定業種退職金共済事業における共済手帳の長期未更新に対しては、引き続き被共済者への直接の要請等を実施することにより、より一層の縮減を図ることが求められる」とされたことを踏まえ、中退共事業における退職金未請求問題については、新たな未請求退職金の発生を防止するための対策として、平成23年度においては、平成22年度に請求要請をしたものの未請求となっている平成21年度の脱退者に対し、追加の請求要請を行った。また、退職時の被共済者の住所を把握できるよう、退職金共済手帳の「被共済者退職届」に被共済者住所記入欄を設けてデータベース化を実施するためのシステムを平成23年度に構築するとともに、平成24年7月末までに退職金共済手帳の一斉更新を完了した。

# 高齡·障害者 雇用支援機 構

地域障害者職業センター業務について、「精神障害者、発達障害者等他の就労支援機関では対応が困難な障害者の就業ニーズに積極的に応えるため、職業リハビリテーションに関する助言・援助等の更なる充実により、医療・教育・福祉等の関係機関とのネットワーク形成を一層強化すること」と指摘されたことを踏まえ、新設の就労支援機関等まだ連携体制が十分形成されていない関係機関等に対して、重点的に助言・援助を実施し、モデルケースとしてとりまとめ、全国で共有することにより、就労支援ネットワークの形成・強化のノウハウの蓄積に取り組んだ

# 福祉医療機 構

福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業)について、「提供する情報の更なる質の向上とコストの削減に取り組んでいただくことを期待する。」と指摘されたことを踏まえ、システムの運用・保守業務の委託範囲の見直しを行うことにより運用経費を削減するとともに、見直しの基本方針に基づき平成23年4月より国と重複する行政情報に該当する行政資料及び民間と競合する情報に該当するワムネットプラスの掲載を廃止するなど情報提供の重点化を図りつつ、東日本大震災における継続的な復興支援の取組みとして新たに「被災地支援団体用掲示板」コーナーを設置し、被災地に対する支援活動を行う団体同士が情報共有できるよう、支援活動を行う団体から寄せられた支援内容、また、被災地に必要な支援ニーズ等について情報を提供するなど提供する情報の更なる質の向上に努めた。

# 国立重度知 的障害者総 合施設のぞ みの園

地域移行の推進について、「施設利用者本人及び保護者・家族等の個々のニーズを丁寧に把握し希望に沿った地域移行を実現できるよう、さらに粘り強くきめ細かな対応に取り組まれたい」と指摘されたことを踏まえ、地域移行の推進に向けて、まず施設利用者本人の意向を丁寧に聴取した上で、当該利用者がおかれている個々の状況について、利用者やその保護者等に対して丁寧に説明を行い、平成23年度に新たに制作した、地域移行して5年経過した者の現在の暮らしを紹介するDVDを活用して同意を得るなど、具体性のある取組を行うとともに、来園の機会が少ない等のために地域移行に関する説明を受けることが少ない家族に対して、家庭訪問等を行い、理解と同意を求める取組を行った結果、平成23年度においては、21人が地域移行のために退所し、保護者から新たな地域移行の同意を25人から得ることができた。

# 労働者健康 福祉機構

労災疾病等に係る研究開発の推進等について、「中皮腫の新規治療法を実用化するため、新たに岡山労災病院を中心とした共同研究コンソーシアムの発足に着手し、また、中国、ベトナム、台湾等との共同研究の準備も進めているなど、これらの取組について、今後のなお一層の積極的な活動を期待したい。」と指摘されたことを踏まえ、今後も患者の増加が予測される「アスベスト関連疾患(中皮腫等)」については、

岡山労災病院を中心とした共同研究により、悪性胸膜中皮腫の新たな治療法に繋がる研究成果があり、その結果は平成23年7月のアメリカの専門誌(Clinical Cancer Research)にも注目研究として掲載された。また、日本職業・災害医学会等での発表のほか、平成23年度においても、モンゴル、台湾、中国等の医師に対して早期診断法・予防法の講習会等を実施するなど、積極的にその普及活動に取り組んだ。

産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進について、「メンタルへルス関係については、社会的ニーズも増加していることから、今後も一層の取組を期待する。」と指摘されたことを踏まえ、メンタルへルスに係る相談のニーズに対応するため、精神科医等メンタルへルス・カウンセリング分野に加え、産業カウンセラー等の促進員を全国で383人委嘱し、1次予防(未然防止、健康増進等)、2次予防(早期発見と対処)から3次予防に対応できる体制を構築した。この体制により職場におけるメンタルへルス予防から休業者の職場復帰支援に至る労務管理を含めた幅広い事業場からの相談に対応するとともに、個別事業場を訪問し、メンタルへルス対策の周知、具体的な課題の解決の支援等の実地相談及び職場復帰支援プログラムの作成支援を行った。その結果、平成23年度において、メンタルへルスに係る相談件数は、34、266件となり、昨年度よりも11、371件増加した。

# 雇用·能力開 発機構

職業能力開発業務について、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構への職業能力開発業務の移管後も、引き続き、地域産業のニーズに対応した高いレベルの職業訓練を行うとともに、震災対策にも的確に対応した職業訓練を行うよう必要な取組を行うこと」とされたことを踏まえ、事業主団体や関係行政機関等から意見を聴くことにより、人材ニーズを反映した離職者訓練、高度技能者養成訓練及び在職者訓練を実施するとともに、被災地等の6県において、地域の復旧・復興に係る訓練ニーズに対応し、離職者を安定した就労へ導くための職業能力を習得する震災復興訓練を実施した。

# 労働政策研 究·研修機構

成果の普及等がさらに幅広い層の国民を対象に行われるよう、事業の実施方法等についてさらに工夫がなされることを期待すると指摘されたことを踏まえ、平成23年10月より、機構のホームページのトップページに「国内労働情報」のバナーを新たに作成・設置するとともに、国内労働情報の収集成果を体系的に掲載することとした。さらに、ホームページのユーザビリティー・アクセシビリティーに関する調査を行った上で、「サイトの使い方(ヘルプ)」の新設や音声読み上げへの対応など、必要な措置を講じることで利用改善に取り組んだ。

# 国立病院機 構

「国立病院機構のネットワークを活かした臨床研究や治験の推進は、我が国の医療の向上への貢献が期待される分野であり、国立病院機構のこれまでの実績を高く評価するとともに、今後とも、積極的、継続的な取組を期待したい。」との指摘については、平成23年度も積極的に臨床研究や治験を実施した。

特に、新型インフルエンザ(H5N1)ワクチンに関する臨床試験では、3課題(対象被験者数1,231名)を実施し、国のワクチン備蓄方針決定に不可欠な情報収集を行った。

また、平成21~23年度の承認医薬品の約5割の治験を国立病院機構で実施するとともに、医師主導治験に不可欠なシステム開発等の体制整備を行い、パーキンソン病の治療中に見られる精神症状(幻覚せん妄など)の抑制にドネペジル塩酸塩が有用か否かを検証する「パーキンソン病に合併する精神症状に対するドネペジル塩酸塩の有用性に関する他施設共同プラセボ対照二重盲検比較試験」の症例登録及び治験薬投与を開始した。

# 医薬品医療 機器総合機 構

審査等業務のうち、業務の迅速な処理及び体制整備(医療機器)について、「平成25年度のデバイス・ラグの解消に向け、平成25年度までの計画的な増員の達成と系統的な研修等による質の向上などの体制整備が必要である」と指摘されたことを踏まえ、後発医療機器の審査について、審査の質の向上と審査期間の短縮を図るため、医療機器審査第三部の創設や熟練者と新人が2人1組になって審査を行う「バディ制」の導入を行うなど、審査体制を強化した。

今後も引き続き公募を中心とした積極的な人材確保を進めるととも に、医療機器の使用現場である手術に立会う実地研修を行うなど研修

内容の更なる充実を図ることにより質の高い審査員を育成し、医療機器 の審査機能を強化する。 適切な事業運営に向けた取り組みについて、大阪本所以外の施設 医薬基盤研 においても、パワーハラスメントに関する研修が実施されることを期待す 究所 ると指摘されたことを踏まえ、薬用植物資源研究センター筑波研究部 及び霊長類医科学研究センターにおいて同研修を実施した。 事務事業等の見直し等について、財団法人ヒューマンサイエンス振 興財団と共同で実施している細胞分譲事業を平成25年度から当該研 究所が行うこととなっており、その準備として平成23年度に設備整備を 行っているなど着実な取組が認められるが、事業の円滑な移管が行わ れるための準備を引き続き推進している必要があると指摘されたことを 踏まえ、平成24年度は、細胞試料の整備等を行った。 年金給付のための流動性の確保について、「今後も、市場動向を踏 年金積立金 まえつつ、必要な資金を確保することは依然として重要であり、引き続 管理運用 き慎重な対応が求められている。」と指摘されたことを踏まえ、国内債券 によるキャッシュ・アウト等対応ファンドを新たに設置(23年8月)し、その 満期償還金及び利金を活用し、市場に影響を与えることなく、年金給 付等に必要な流動性を確保することができた。 法令遵守等内部統制の適切な構築について、「医師等の医療従事 国立循環器 者の時間外労働については、医療提供業務の特殊性に配慮しつつ、 病研究センタ 引き続き適切に把握するよう努められたい。」と指摘されたことを踏ま え、超過勤務時間数について執行役員会等で報告し、勤務時間の把 握、適切な労務管理に努めるとともに、個人差が大きい等、特殊な状況 となっている部署については個別に対応を行った。 法令遵守等内部統制の適切な構築について、「契約監視委員会を 国立精神•神 設置し、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募となった契約に 経医療研究 ついて点検・見直しを実施した。引き続き、委員会を通じて契約業務の センター 適正化を図られたい。」と指摘されたことを踏まえ、契約審査委員会に よる契約に関する重要事項の審査や契約監視委員会による契約の点 検等を行った。 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供について、「患者 国立国際医 満足度調査については、入院については前年度を上回っているが、外 療研究センタ 来については下回った項目もあるので、引き続き患者サービスの向上 に努められたい。」と指摘されたことを踏まえ、患者サービス推進委員会 において、患者からの意見等に対する改善策等の検討、実施に取り組 み、加えて、患者満足度調査に併せて、身だしなみに係る調査を行っ 財務状況について、「中期目標期間中において経常収支相償の経 営を実現できるよう今後も引き続き経営改善に取り組むよう努めるべき である。」と指摘されたことを踏まえ、収益の確保、費用の削減等による 経営改善に取り組み、特に、センター病院Ⅱ期工事や国府台病院の新 病棟整備を踏まえ、診療事業に係る収益構造改革の積極的な取組み を実施し、また、経営の効率化など職員の意識向上を一層図るため、 月次決算報告や経営分析など具体的な情報提供を行った。 財務状況について、「病院の機能を踏まえた職員の適正配置、診療 国立長寿医 報酬の上位基準の取得等を図るとともに、材料費や一般管理経費等に 療研究センタ 係るコスト節減に努め、収支改善を推進したが、当期総損失は2.1億円 を計上した。しかし、当初の計画を上回る結果であり、中期目標期間中 において経常収支相償の経営を実現できるよう今後も引き続き経営改 善に取り組むよう努めるべきである。」と指摘されたことを踏まえ、平成 23 年度においては、診療収益の増、経費の削減等により、経常収支率 は当初計画を上回る結果となっており、引き続き一層の収益の増およ び冗費の節減、業務の効率化を行った。 なお、具体的な取組として、収益増加策に関しては7対1看護基準や 回復期リハビリテーション病棟入院料等の上位施設基準の取得及び、 未収金の節減対策等の実施。

冗費節減対策として、廃棄物処理・保守業務等の契約期間や仕様

		等の見直し、職員による環境整備の実施及び在庫の縮減・適正化を実
		施した。
農林水産省	農林水産消	「法人では「東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国産飼料等安全確認緊急検査プロジェクトチーム」を設置し、農林水産省から
	費安全技術	の指示に基づき放射能の測定に積極的に対応している。測定の実施
	センター	にあたっては放射線の被爆等、職員の健康管理に十分注意することが
		必要である。」と指摘されたことを踏まえ、放射能測定に際しては、使い
		捨て作業服、防塵マスク、ゴーグル、手袋等の着用を義務づけるととも
		に、作業の前後で GM サーベイメーターを使用し、職員の被爆線量の 測定等を行う等職員の安全と健康管理に留意した。
	種苗管理セ	ばれいしょ原原種無病性の維持・向上として、ウイルス病の確認情報
	ンター	を配布先に提供しているが、農場別に情報提供するなど、更なる報告
		の迅速化を図られたいと指摘されたことを踏まえ、出荷した原原種に関
		する品質調査結果が出た農場から順次迅速に種苗管理センターのホ
		一ムハーシに掲載することとした。また、原原種の展場別、品種別及び
		団体に連絡するとともに、ウイルス病が確認された原原種の配布先に
		は、各農場から原種生産に当たっての注意喚起を行った。さらに、24
		年度からは品質調査結果に先立ち、栽培期間中の病害及び生理障害
		等の発生状況を取りまとめた抜取結果の情報提供を開始した。
	家畜改良セ	保有している特許権等のうち長期間実施許諾の実績がないもの等に
	ンター	ついて、保有する必要性等の検討を継続して行っていくことが必要と指
		摘されたことを踏まえ、特許の出願、登録及び保有の状況について2回 の点検を行うとともに、点検結果を踏まえて保有特許の整理等を行うこ
		り に して とで 経費 節減を 図った。
	水産大学校	研究科(2年制)の水産資源管理利用学専攻(定員10名)について、
	/////////////////////////////////////	厳格な定員管理をしなければならないと指摘されたことを踏まえ、定員
		管理を厳格に行った結果、学生数は平成22年度の19名から平成24
		年度は9名となった。
	農業•食品産	農作業事故防止について、「事故の大多数を占める高齢者について
	業技術総合	は、インターネットとは別に、高齢者をターゲットとした情報提供を急ぐことを期待する。」と指摘されたことを踏まえ、対象者に高齢者も含めて開
	研究機構	催される農作業安全に係る講習会や、これら講習会の講師の研修教材
		として CD 版の農作業安全eラーニング及び農作業安全情報センター
		に掲載する動画の提供を行うとともに、これら講習会や研修の講師として参加した。さらに、農作業安全情報センターに掲載する事故事例、事
		と多がした。このに、展下来女主情報とフターに掲載する事成事例、事   故防止のポイント、農業機械の安全装備のポイント等をわかりやすく平
		易な内容で解説したポスターを作成し、高齢者等が数多く参加するイ
		ベントにおいて展示を行った。
	農業生物資	研究成果の公表、普及の促進について、「平成 22 年度は、マスメデ
	源研究所	ィアへの情報伝達の問題を解析し、コミュニケーションマニュアルを作
	1031.919 2/91	成して、職員に配布した。今後、活用状況や効果についての検証が期
		待される。」と指摘されたことを踏まえ、遺伝子組換え研究などの見学・ 来訪者への説明や遺伝子組換え農作物の栽培についての一般説明
		会を実施する際には、スキルアップマニュアルを有効活用し、円滑なコ
		ミュニケーションに努めた。
	農業環境技	原発事故等への対応について、「農環研が取り組む社会貢献につ
	術研究所	いても情報発信を充実させることが期待される。」と指摘されたことを踏
	ולנועד וליינוען	まえ、ウェブサイトに、「農環研における放射能モニタリングの研究につ
		いて(リンク集)」を公開するとともに、放射能汚染に関する技術的情報
		へのリンクを集めた「原子力発電所事故等による土壌・農作物の放射能 汚染に関する情報ポータル」を置き、随時更新した。また、放射性物質
		行来に関する情報が一クル」を置き、随時気材した。また、放射性物質   による土壌汚染に関するシンポジウム及び原発事故後の農地の放射
		線汚染調査と対策技術に関する研究会を開催するなど、情報発信の
		充実に努めた。
	国際農林水	情報の公開と保護について、「情報公開や個人情報保護に関する最
		近の動向把握に努めつつ、情報提供やセキュリティ対策を充実させる

•	<b>T</b>	T
	産業研究セ	ことが期待される。」と指摘されたことを踏まえ、情報公開窓口における
	ンター	資料の整備等を行い、開示請求への適切かつ迅速な対応に努めたほ
		か、ネットワークをより安全かつ効率的に利用するため、全職員を対象
		とした所内セミナーを開催し、セキュリティ確保の必要性について周知
		した。
	森林総合研	「森林総合研究所は、森林・林業・木材産業分野において我が国唯
	- - 究所	一の総合的な研究機関であることから、そのことを常に自覚しつつ、中
	71/71	核的研究機関として一層のリーダーシップをとり、様々な大学・研究機
		関等とさらなる連携を深め、これまで以上に法人の使命を果たされた
		い。また、国際的な評価も一層高められることを期待したい」と指摘され
		たことを踏まえて、大学や都道府県の研究機関等との連携のもと、東日
		本大震災の復旧・復興に伴う海岸防災林の再生や森林における放射
		性物質の動態等の調査において中核的研究機関として中心的な役割
		を発揮し、科学的な側面から社会的にも積極的に貢献した。また、
		IUFRO(国際森林研究機関連合)や APAFRI(アジア・太平洋地域林業
		研究機関連合)等の活動を通じて、海外研究機関との協力関係を強化
		するとともに、研究の一層のレベル向上に努めた。
	水産総合研	産学官連携、協力の促進・強化について、「国公立私立大学を問わ
	究センター	ず、普遍的に広く各大学との教育、人材育成の連携を推進すべきであ
		る」と指摘されたことを踏まえ、平成 24 年度には私立大学として初めて
		北里大学と包括連携協定を締結するとともに、国立・私立の7大学にお
		いて職員が連携大学院の教員を務めた。
	農畜産業振	人件費について、削減に向けた更なる取組を進めることにより計画の
	   興機構	確実な達成に努められたいとの意見を踏まえ、給与水準及び管理職手
	Z IXIT	当の引き下げ、ポストオフ、管理職への昇格抑制の取組により、目標を
		上回る削減を行った結果、職員の給与水準の地域・学歴を勘案した対
		国家公務員指数は、平成 18 年度の 114.1 から 10.5 ポイント改善し
		103.6と目標を上回る削減となり、着実な引き下げを図った。
	農業者年金	被保険者資格の適正な管理や年金裁定請求の勧奨、迅速な事務処
	基金	理等は適切な年金給付を行うために必要不可欠なものであることから、
		今後とも適正な業務実施に努められたいとの意見を踏まえ、農業者年
		金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との整合を図るための
		両記録の突合や受給権が発生する者等に対する文書による裁定請求
		の勧奨を行い、引き続き資格記録の適正な管理及び受給漏れ防止に
		取り組むこととした。
	農林漁業信	事業の効率化については、引き続き、事業費の削減に取組むことを
	用基金	期待するとの意見を踏まえ、引受審査の厳格化や部分保証の実施等
		による経費の削減取組を行い、東日本大震災による影響を除けば、平
/		成19年度予算対比で45.8%削減した。 項目別評価において、「業務運営の効率化」の評価が低かったことを
経済産業省	経済産業研	頃日別評価において、「業務連呂の効率化」の評価が低かったことを   踏まえ、所内のリスクの洗い出しを行い、理事長自らが審査を行った上
	究所	でリスクの是正計画を立て実行していくPDCAサイクルを構築した。また
		理事長が業務の執行状況について四半期毎にチェックを行う会議を導
		入し、進捗管理機能を強化するなど内部統制の充実・強化を行った。
	工業所有権	「中国における出願件数の爆発的な増加、中国企業による海外企業
		への訴訟の増加など中国における知的財産を巡る情勢は深刻さを増し
	情報•研修館	ており、今後は海外(中国)へ目を向けた事業展開が必要になってくる
		のではないか」との意見を踏まえ、増大する中国知財リスクへの対応と
		して、情報提供業務について中国実用新案の和文抄録検索サービスの提供も関始し、企業等が容見に中国実用新案立献にアクセスできる。
		の提供を開始し、企業等が容易に中国実用新案文献にアクセスできる 環境を整備した。また、人材育成業務について、中国の人材育成機関
		環境を登価した。また、人材育成業務について、中国の人材育成機関   との協力関係に基づき、ユーザーの関心が極めて高い「中国専利指南
		といめが関係に基づさ、ユーリーの関心が極めて同い。中国専利指用   セミナー」を開催した。
	産業技術総	「契約に関しては、外部から専門家を採用し、契約審査に関与させる
		体制を構築したことは評価できるが、依然として一者応札比率が高く、
	合研究所	一層の工夫と努力が求められる」と指摘されたことを踏まえ、平成 25 年
		度も継続する年間契約について、新規参入業者の掘り起こしのための
		入札予定案件の事前公表や入札参加の障害となった理由をより詳細

		) 1) 1m 1 m 2
		に分析するためのアンケート内容の細分化を行う等、一者応札の低減 に向けた取り組みを実施した。
	製品評価技術基盤機構	サービスの質の向上について、「国民の安全・安心と社会基盤の整備を図る上で必要不可欠な組織であると社会に認知される製品評価技術基盤機構(NITE)を実現して欲しい」と指摘されたことを踏まえ、アウトリーチタイプの広報を推進した。具体的には、地域イベントに合わせたNITEフレンドシップデイの実施、夏休み期間の渋谷区と連携したハチラボへの展示、子ども霞が関デーへの出展など、積極的に機構の成果等を公表し、広報効果の拡大に努めた。
	新エネルギ	「一般の国民の関心を高めるための工夫が必要である。パンフレット
	一•産業技術総合開発機構	やDVDなどを作成することで果たし得たという誤解も生じやすい。 啓発の手法については常に見直し、革新を求めていくべきである。」と指摘されたことを踏まえ、新聞、雑誌等における記事掲載やTV放映の増加を目指し、プレスリリースと記者説明会を実施。 また平成 24 年度は研究設備・成果の見学会を積極的に主催(平成23年度1件→平成24年度19件)することで、メディアの参加を促した。
	日本貿易振興機構	「人事に関する計画について、国際社会に対応するためにも更なる 人材育成に取組むように」と指摘されたことを踏まえ、入構後 3 年以下 の職員を対象とした中国語研修の義務化、外国貿易投資促進機関へ 職員を派遣するともに経済分析などの専門能力の向上を目的とする研 修への参加などを実施した。
	情報処理推進機構	中小企業の IT 人材育成については、「「中小 IT ベンダー人材育成優秀賞」の創設により ITSS 活用促進を国内中小企業に促す堅実な活動と評価、更に充実させるべき。」と指摘されたことを踏まえ、平成 24 年度は受賞目的でない企業も Web から気軽に自社の取組み状況を診断できる「人材育成診断」サービスを提供するとともに、本サービスの解説と最新の人材戦略事例を紹介するセミナーを行った。
	石油天然ガ ス・金属鉱物 資源機構	内部統制への対応について、「どのように将来の業務に生かしていくのか」と指摘されたことを踏まえて、定期的な研修実施等による役職員のコンプライアンス意識向上策の実施や内部規程改正による監事への情報伝達強化等を通じ、内部統制の充実、強化に努めた。
	中小企業基 盤整備機構	「想定していない新たな業務を実施するに当たっては外部専門家の活用と体制の整備について検討すべき」と指摘されたことを踏まえ、平成23年度において、震災復興支援や海外展開支援の実施に当たっては外部専門家を活用するなどの対応を実施した。
国土交通省	土木研究所	技術の指導及び研究成果の普及について、「東日本大震災における復旧活動等を技術的な側面から支援し、かつ自主的な取り組みを行ったことは、意義がある。また今後の復旧活動にも多く期待されるので、継続的な取り組みを検討されたい。」と指摘されたことを踏まえ、東日本大震災に関しては、国や地方公共団体から要請を受け専門家を延べ107名派遣(22年度からの合計:延べ188名)し、橋梁、河川堤防、下水道施設、土砂災害など多岐の分野に渡り技術指導を実施し、早期の輸送ルート確保、被災した構造物の復旧、二次災害の防止、公衆衛生の確保などに貢献した。この他、東日本大震災に係る技術委員会にも積極的に参画し、専門性が高い諸問題の解決に貢献した。
	建築研究所	社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応について、「東日本大震災のような大地震が今後もおこる可能性が高いといわれている我が国において、研究成果が活かせるような地震に関する研究を、歴史的・社会的な視点も含めて、一層進められたい。」と指摘されたことを踏まえ、震災の教訓を踏まえ、長周期地震動に対する超高層建築物等の安全対策技術に関する研究、地震動に対する天井等非構造部材及び津波に対する建築物の安全性向上に関する研究を実施している。
	交通安全環 境研究所	受託研究等の獲得について、「国の競争的資金の獲得は、研究能力の尺度であることから、その獲得にも一層の努力を図ることが期待される。」と指摘されたことを踏まえ、平成23年度は競争的資金の獲得のために一層の努力を行い、競争的資金情報の提供の充実化に努め、内閣府が指定する競争的資金制度において計5件の競争的資金を獲得し(平成22年度は3件)、研究ポテンシャルの向上に努めている。

海上技術安	「日本造船業の技術優位性につながるように更なる努力を期待す
全研究所	る。」と指摘されたことを踏まえ、国際基準化をリードするための研究を
	実施し、その成果にもとづき国際会議への我が国提案文書の作成を行
	うとともに、国際会議での議長就任等の戦略的な国際基準化に一体的
	に取組み、我が国の技術が活きる国際的規制の構築に貢献した。
	上記の基準化研究と同時に、エネルギー効率設計指標を改善する
	ための省エネデバイスの開発等、基準を担保する要素技術等の研究
	開発を実施し、我が国の優位性を高めるために貢献した。
港湾空港技	国等が抱える技術課題解決のための積極的な支援について、「研究
術研究所	所は、東北地方太平洋沖地震に関して調査・対策案の検討を実施し、
	また、その成果を中央防災会議でも報告していることもあり、国民が期
	待する項目のうち、技術面での役割を今後とも引き続き担って頂きた
	い。」と指摘されたことを踏まえ、東日本大震災に関連して、中央防災
	会議や気象庁での地震・津波に関する重要な委員会や経済産業省、
	環境省等において開催された再生可能エネルギーに関する委員会に
	も委員として参画するなど、研究所をあげて支援を行った。
電子航法研	国際連携について、日本としてどのような内容の研究について国際
   究所	活動を行うべきか、明確な戦略を持つ必要があると指摘されたことを踏
70/71	まえ、アジア地域における航空交通の混雑などの共通課題の解決と航
	空交通の発展を目的として、アジア地域における中核的な研究機関を
	目指した技術交流の強化に重きを置いて国際活動を行った。
航海訓練所	「業務経費等の削減を強く押し進める点は評価できるが、そのことに
	よって実際の航海訓練時間が短くなり、船員教育の非効率化につなが
	ると思われる。このことは、教育サービスの質の維持に関わる問題であ
	るので、その点の改善に強く取り組んでいただきたい。」と指摘されたこ
	とを踏まえ、平成 23 年度においては、航海訓練時間を補うものとして、
	操船シミュレータの活用、船舶が輻輳する瀬戸内海での航海や揚投錨
	実習の反復等を行い、教育サービスの質の維持を図った。
海技教育機	「国際条約の改正に的確に対応し、必要とされる海技教育を効果的・
構	効率的に実施することを含め、今後とも継続的に教育体制の見直し・改   まざままなっした時まれることがます。 国際条約(STCW条約)
	善が期待される」と指摘されたことを踏まえ、国際条約(STCW条約マ   ニラ改正2010年)の改正内容を検討し、平成 23 年4月より、新たに電
	子海図情報表示システム(ECDIS)の講習を開始した。また、船舶運航   実務課程の運航実務コースについて、設置コース及び講習内容の見
	表務課程の運航美務コースにういて、設直コース及び講覧的者の兄   直しを行っている。
64-75-1 XX4-4	「教育の質的向上のために必要な最新機材が整備されることを期待
航空大学校	する。 と指摘されたことを踏まえ、仙台分校で使用する双発機及び飛
	行訓練装置について、経年化した機材の退役を進め、平成23年度内
	に新世代の機材への置き換えを完了させた。
白乳まいま	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する
自動車検査	事項について、「次世代車への早期対応に期待」と指摘されたことを踏
	まえ、平成 23 年度は、電気自動車の審査事務規程に基づく、安全か
	つ適切な審査を確保するため、審査マニュアルを策定し、職員研修を
	拡充した。平成24年度は、電気自動車等について、審査マニュアルを
	活用した職員講習を行うなどにより、安全かつ適切な審査を実施するこ
	ととしている。
鉄道建設•運	「開発成果の公表について、海外展開に向けて、現状に加えて国際
	会議などでの発表も検討して欲しい。」と指摘されたことを踏まえ、鉄道
輸施設整備	建設事業の過程において実施した技術開発の成果を広く社会に還元
支援機構	するために、各種学会の発表会や機関誌等への投稿は、これまでも積
	極的に行っているところ、平成23年度は、国際トンネル協会(ITA)、ア
	ジア交通学会(EASTS)、米国交通学会(TRB)、ワトフォード会議等の
	各種国際会議において、11件(平成22年度は9件)の成果の発表を行
	った。
国際観光振	国内における情報提供について、「賛助団体・会員以外に対しても
	情報提供に努め、賛助団体・会員になればより詳細情報が入手できる
 興機構	ような工夫も必要である。既存賛助団体・会員へのサービス向上やコミ

ュニケーションの強化も必要である。」と指摘されたことを踏まえ、平成23 年度は、東日本大震災後の訪日旅行に関する情報提供と訪日客回復の取組について、報道発表等を通じて国民への積極的な広報を行った。また、日本語ウェブサイトについて、コンテンツ、デザイン、構成を全面的に見直した。賛助団体・会員専用サイト等についてもリニューアルを行い、ビジュアル面の向上と表示方法の改善を図った。さらに、平成23年度6月からは「トライアル会員制度」を導入し、会員拡大の取組を行った。また、賛助団体・会員向けに最新の市場動向を説明する「JNTOインバウンド旅行振興フォーラム」について、一般向けにも有料で公開した。このほか、平成24年度は、賛助団体・会員に対する説明責任を果たし、より連携を強化するため、業務報告会を実施した。なお、平成24年度4月より、機構本部の組織改正を行い、地方公共団体・経済界との連携を強化するため、事業連携推進部を新設した。

### 水資源機構

一部利水者から寄せられている水質改善への強い要望について、コスト効果を踏まえつつ、利水者と連携のもと、できる限りの対策を講じる必要があると指摘されたことを踏まえ、貯水池等における水質異常の未然防止のために、22 施設において、曝気循環設備その他の各種水質対策設備 126 基を設置しており、これらの水質保全対策設備の効果的な運用を図るとともに、関係機関とも連携して流域からの負荷軽減にも努めるなど、水質異常の発生抑制を図った。

一方、こうした水質対策設備等により水質異常の未然防止を図っているが、平成23年度はアオコや淡水赤潮等の水質異常が23施設で計46件発生した(平成22年度は24施設で55件)。水質異常が発生した際には、利水者や関係機関に速やかに情報を提供して連携・調整を図った上で、臨時水質調査等による状況把握を行い、選択取水設備の運用や拡散防止を目的としたフェンスの設置等、利水者等への影響を軽減する措置を行った。

# 自動車事故 対策機構

「確実な業務運営を行う上で、業務の一層の効率化を進めると同時に、更なる管理体制のスリム化を進めるなど、組織運営の効率化を図ることが求められる。」と指摘されたことを踏まえ、管理体制のスリム化として、管理職の配置に係る見直しを進め、平成23年度においてさらに1人を削減し、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に定められた平成18年度比10%を上回る16%(31人)の削減を行った。また、支所における大規模な講習会や業務繁忙期の診断業務等において、主管支所の職員が支所へ出向いて業務を行う等、業務の繁閑に柔軟に対応した要員の弾力的運用を実施した。

平成 22 年8月にインターネットを活用した新適性診断システム (i-NATS)の全支所導入を完了した。これにより導入支所のレイアウト見直しにより生じた事務室、倉庫等の余剰スペースを返還し、また、事務所借料の値下げ交渉等を実施することで賃借料の削減を図っており、平成23年度決算において対前年度決算比で、19,739千円、50㎡削減した。

指導講習業務及び適性診断業務に係る自己収入比率については、トップセールス等による積極的なPR等を行い、受講者・受診者数の拡大及びIT化による事務の効率化等により経費の節減を行った結果、平成23年度において66%となった。

# 空港周辺整 備機構

「再開発整備事業、大阪国際空港周辺の緑地整備については、年度計画の数値目標に未到達であり、特に大阪の緑地整備は、完遂に向けてスピード感を持って取り組まれたい。」と指摘されたことを踏まえ、平成23年度においては、再開発整備事業については、大阪国際空港事業本部の対象4件について、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」に基づく新関西国際空港株式会社への承継方法等について、国、貸付先等関係者と調整を図った。

また、大阪国際空港周辺の緑地整備については、一部未買収地を除き、第 I 期事業の約1.3haについて、造成・植栽を着実に実施した。

# 海上災害防 止センター

「内部統制については、役員のイニシアティブの下、法人の基本理念・基本行動指針の取りまとめ、内部規定の整備、リスク評価等を実施したことは評価できる。今後とも、監事、会計監査人に指導、提言を受けつつ、役員のイニシアティブの下、検討を進め、内部統制の更なる向上に努めること。」と指摘されたことを踏まえ、内部統制について、以下の措置を講じた。

- ・ 法人ミッションについて、役職員への周知徹底を図るため定期的 な理事会等の開催
- ・ 監事監査に併せた業務のリスク評価の実施
- ・ 理事長のイニシアティブのもと、東日本大震災を踏まえた業務継 続計画(BCP)策定

# 都市再生機 構

入札及び契約の適正化の推進について、一者応札・一者応募の場合に実施している再公募についても、その結果が競争的になっているのかの確認を契約監視委員会においてしっかり行う必要があると指摘されたことを踏まえ、一者応札・一者応募と、再公募の状況については契約監視委員会の場で毎回報告し、点検を受けている。

特に、2回連続して一者応札・一者応募となった契約案件については、個別に審議を受けることとしており、平成23年度においては計2回の審議を行った。

契約監視委員会での審議を踏まえ、契約案件の内容に応じて改善策を講じた結果、平成23年度までに以下のとおり発生件数が削減された。

平成20年度における競争契約件数 :4,519件

ー者応札件数 : 462件(10.2%) うち関係法人における一者応札件数 : 233件(5.2%)

平成23年度における競争契約件数 :4,769件

一者応札件数 : 361件(7.6%) うち関係法人における一者応札件数 : 123件(2.6%)

# 奄美群島振興 開発基金

リスク管理債権割合について、「依然として高い割合となっていることから、引き続き、同割合の抑制、財務内容の健全化等に向けての取り組みを進めていく必要がある。」と指摘されたことを踏まえ、中小企業信用情報データベースシステムを活用した客観的な審査、協調融資等の促進によるリスク分散、審査委員会の活用、利用者へのモニタリング、法的回収の強化と効果的な対応、合同(連携)督促の強化等により審査・債権管理の徹底を図るとともに、利用者に対する経営及び再生支援の実施、フォローアップを含めた経営サポートの実施等を通じ、財務内容の改善に向けた方策に取り組んだ。

# 日本高速道 路保有·債務 返済機構

積極的な情報公開について、「情報公開に関しては、ホームページで様々な情報を公表していること自体は評価できるが、それらの書類に含まれる項目が一目で分かるようなリストを掲載するなど、その情報を一般の識者にも利用しやすい形で公表することを強く期待する。」と指摘されたことを踏まえ、ホームページによる情報公開においては、掲載する情報についての説明を補足するなど、より分かりやすい情報の提供に努めた。例えば、「入札契約情報」において、情報の検索が容易になるよう見出し項目を工夫したほか、「入札及び契約の結果等の公表」において、個別契約の入札結果、契約先、契約金額等の契約に係る情報を一覧できるリストを掲載した。また、「車両制限令違反車両に対する取組について」等の新たに掲載したページについては、説明を充実するなどにより、道路利用者及び一般の方に分かりやすいページとなるよう改善した。

# 住宅金融支 援機構

住宅資金融通業務について、「バリアフリー対応高円賃登録賃貸住宅融資に関する会計検査院からの指摘に対する是正措置については、再度徹底するための方策を講じ、着実に実施する必要がある」と指摘されたことを踏まえ、会計検査院からの指摘(入居募集開始時までに高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を行う融資条件を遵守させる措置を講じること及び高齢者の入居に結びつくような実効性のある措置を講じること)に対する是正措置(借入者に対して貸付条件を遵守させる措置

		及び高齢者の入居に結びつくような実効性のある措置となるよう貸付条件を改めた)に関し、貸付条件を改めた全ての案件について、平成 23 年6月に全支店に対し手続の実施状況の調査を実施するとともに、平成 23 年8月に、再発防止策を策定し、順次実施した。
環境省	国立環境研究所	財務の効率化について、「受託収入等の自己収入はいずれにおいても減少している。社会的な影響に左右されがちな自己収入であるが、低落傾向が定着することは危惧するところである。環境研の目的に沿った競争的な外部資金のより積極的な獲得が望まれる。」と指摘されたことを踏まえ、国環研のミッションに照らして申請内容を精査し研究提案力を強化するなどにより競争的資金の積極的な獲得に努め、科学研究費補助金等の研究者個人に交付される研究補助金については、対前年度9.1%増の交付を受け、また、平成23年度の自己収入においても、目標としている第2期中期目標期間中の年平均額と同額程度をほぼ確保した。
	環境再生保全機構	公害健康被害補償業務における都道府県等のオンライン申請について、「未導入の理由を詳細に分析し、全ての都道府県がオンライン申請を導入するようさらなる努力を期待する」と指摘されたことを踏まえ、都道府県等に聞き取りを行い、未導入の主な原因となっていた情報セキュリティ関連の問題について担当課長及び情報セキュリティ責任者に対し直接にセキュリティに対する機構の取組やシステムの説明を行うなど丁寧な働きかけを行った結果、全ての都道府県等においてオンライン申請を導入することができた。
法務省	日本司法支援センター	組織の基盤整備について、「引き続き、常勤弁護士の配置数の充実に注力することが期待される。」と指摘されたことを踏まえ、9か所の地方事務所・支部及び8か所の地域事務所における、常勤弁護士の新たな配置又は増員を行った。 財政支援の獲得について、「今後、地方公共団体等との連携を更に深め、支援センターの業務に対する一層の理解と協力を仰いだ上で、更なる財政的支援の獲得に努めることが期待される。」と指摘されたことを踏まえ、東日本大震災の被災地に新設した4出張所の敷地については、地方自治体に対して支援センターの業務に関する理解を得るべく協議を行い、土地の無償貸与を受けることができた。

### イ 独立行政法人の役員報酬及び人事への反映の公表状況

独立行政法人の毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後の業務実績に対する府省評価委員会の評価結果については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定、図表45参照)及び「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定、図表45参照)において、「独立行政法人通則法の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。」とされている。さらに、その反映状況については、「独立行政法人の業務の実績についての評価結果の役員報酬、人事への反映について」(平成14年5月31日内閣官房行政改革推進事務局事務連絡)により、各法人は毎年度公表することとされている。

評価結果の役員報酬への反映状況については、平成25年9月までにすべての府省で、その所管する法人のホームページ等において、役職員の報酬・給与等の公表の一環として、「平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方」欄により公表されているところである。評価結果の役員人事への反映状況については、平成25年8月末現在、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省は、その所管する法人において、公表されている。

#### 図表 45. 評価結果の役員報酬等への反映に関する閣議決定

- ○「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)(抜粋)
- Ⅲ 特殊法人等の改革のために講ずべき措置その他の必要な事項
- 3 独立行政法人
- (2) 組織及び運営の基本
  - ハ 役員給与等の支給基準を定め、外部有識者からなる評価委員会の評価を受けるという独立行政法人制度を通じて、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後に業務の実績について評価を行う。その評価結果については、独立行政法人通則法の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。
- ○「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定)(抜粋)
- Ⅱ 新たな公務員制度の概要
- 3 適正な再就職ルールの確立
- (2) 特殊法人等への再就職に係るルール
  - ③ 独立行政法人

イ 役員給与等の支給基準を定め、外部有識者からなる評価委員会の評価を 受けるという独立行政法 人制度を通じて、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後に業務の実績について評価を行う。その 評価結果については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)の定めるところに従い、報酬(役 員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。

### ウ 独立行政法人の予算等への反映の公表状況

独立行政法人の業務実績に対する評価の予算等への反映状況については、平成 14 年7月9日の閣議後の閣僚懇談会において、小泉内閣総理大臣(当時)から、独立行政法人の業務実績の評価の結果を、予算等に速やかに反映させるとともに、その反映状況を国民に分かりやすい形で、積極的に公表するよう指示等が行われた。

### 2 政策評価・独立行政法人評価委員会による業務実績評価の状況

### (1) 取組方針等

#### ア 14 年度における評価の取組

政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成 13 年度業務実績の評価に併せて、「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見〜独立行政法人評価の厳格性・信頼性の向上のために〜」(平成 14 年 12 月 26 日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「第2次意見」という。)を取りまとめた。この第2次意見は、府省評価委員会がそれぞれの基準に基づいて評価を行うことのメリットを確保しつつ、政府全体として、評価の厳格性・信頼性を向上させるため、重要な事項について、適切な評価活動を確保することを狙いとしており、言わば共通の「評価活動準則」に当たるものとして機能することを期待している。政策評価・独立行政法人評価委員会は、府省評価委員会においてこの意見の具体化に向け積極的かつ適切な対応が行われ、次回以降の評価において逐次反映されることを要望するとともに、今後、この意見に沿う評価の推進に努めることとしている。

### イ 15 年度における評価の取組

政策評価・独立行政法人評価委員会は、第2次意見のうち、「予算、収支計画及び資金計画の実施状況等の評価について」及び「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況の評価について」に掲げた事項について、「平成14年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項(報告)(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)」(平成15年7月31日財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会)を取りまとめ、政策評価・独立行政法人評価委員会として特に関心を持つべき事項を整理し、各府省及び府省評価委員会に送付した。

### ウ 16年度における評価の取組

平成15年10月以降、特殊法人等改革等に伴い、振興助成・融資業務、公共用物・施設の設置・運営業務等を行う法人が新たに多数設置されたことを踏まえ、独立行政法人評価分科会では具体的な評価の在り方等について、法人の業務類型に着目し、専門家である委員により横断的研究を進めることとした。このため、16年2月以降、「研究開発関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「教育・指導・訓練関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「公共用物・施設設置運営関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「振興助成・融資関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」をそれぞれ開催し、16年6月30日、研究会報告書を取りまとめた。また、財務研究会を開催し、特殊法人等から移行した主要な独立行政法人について、平成15年度の財務諸表等の分析・検討を行うとともに、過去の年度評価意見等を踏まえ、重点的にみるべき事項の検討作業を進め、その結果を「平成16年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)」として、17年7月11日に、独立行政法人評価分科会に報告した。

#### エ 19 年度における評価の取組

平成19年度には、業務実績評価について、これらの第2次意見、研究会報告書及び「平成16年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項」を基本としつつ、中期目標期間終了時の事務・事業の見直しを視野に入れた評価や業務運営の一層の効率化等に資する評価に重点を置くこととすること等を当面の基本的な取組方針とする「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(以下「当面の取組方針」という。)を決定、公表した。(資料25「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(平成19年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会)参照)。

### オ 20年度における評価の取組

平成 20 年度においては、基本的には当面の取組方針に基づき評価を行うこと、評価に際して「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)等の政府における新たな取組に的確に対応すること等の方向性を示すとともに、既往の勧告の方向性指摘事項等について当面の作業において着目することとした。(資料 26「平成 19 年度業務実績評価の取組について」(平成 20 年7 月 14 日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)参照)。また、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成 19 年8月 10 日閣議決定)において、国における随意契約の見直しの取組を踏まえ、各独立行政法人は「随意契約見直し計画」を策定することとされたこと等から、独立行政法人評価分科会に随意契約等評価臨時検討チームを設置し、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」を取りまとめた(資料 27「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」(平成 20 年9月5日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム)参照)。

### カ 21 年度における評価の取組

平成21年度においては、業務実績評価について、当面の取組方針における評価の視点を削ることなく構成を整理した上で、新しい視点を加えた「独立行政法人の業務実績に関する評価の視点」(以下「評価の視点」という。)を政策評価・独立行政法人評価委員会で決定した(資料28「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成21年3月30日決定平成22年5月31日最終改正政策評価・独立行政法人評価委員会)参照)。また、評価の視点に沿って、独立行政法人評価分科会で決定した「平成20年度業務実績評価の具体的取組について」において特に留意するとした、契約並びに諸手当及び法定外福利費に関する事項については、各府省の協力を得て実態調査を実施し、その結果を当委員会の二次評価のみならず、各府省評価委員会における一次評価へ活用するため、各府省評価委員会にもフィードバックした。

### キ 22 年度における評価の取組

平成22年度においては、独立行政法人の保有資産の有効活用や国庫納付等の推進が大きな課題となっていること及び平成22年3月に総務省の研究会で内部統制について考え方がとりまとめられたことを踏まえ、評価の視点を改正するとともに、独立行政法人評価分科会において「平成21年度業務実績評価の具体的取組について」を策定した(資料29-1「平成21年度業務実績評価の具体的取組について(平成22年5月31日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)」参照)ほか、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)に基づく行政刷新会議における独立行政法人の抜本的見直しの取組を注視しつつ、評価が実施された。二次評価においては、保有資産について各府省及び各法人の協力を得て実態把握を実施し、調査結果を活用した。

#### ク 23 年度における評価の取組

平成23年度においては、3月に発生した東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的、効率的に行うものとし、法人のミッションを踏まえた業務実績評価を行うこと等を内容とした「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」を決定した(資料29-2「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」(平成23年4月26日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)参照)。また、二次評価においては、内部統制の更なる充実・強化を図るために参考となる留意点・取組を提示した。

### ケ 24年度における評価の取組

平成24年度において、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日行

政改革実行本部決定)で示された観点を踏まえつつ、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」を決定した(資料29-3「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」(平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)参照)、二次評価においては、内部統制の更なる充実・強化を図るために参考となる留意点・取組を提示した。

### (2) 評価活動の概要

平成24年8月下旬ないし9月下旬、府省評価委員会等から政策評価・独立行政法人評価委員会に対して平成23年度の評価結果が通知されたことを受けて、政策評価・独立行政法人評価委員会は、府省評価委員会等の評価結果の点検作業等を迅速、効率的かつ効果的に行うため、ワーキング・グループにおいて集中して検討を行った(分科会及びワーキング・グループにおける審議状況については、図表46及び図表47を参照)。

政策評価・独立行政法人評価委員会は、上記のワーキング・グループが整理した作業結果を踏まえ、 府省評価委員会等における各独立行政法人等の評価結果について個別に意見(以下「個別意見」という。)を述べる必要があると認められたものや各主務大臣の所管する独立行政法人等に共通して意 見(以下「共通意見」という。)を述べる必要があると認められたものについて、政策評価・独立行政法 人評価委員会の意見として各府省評価委員会等に通知した(各府省評価委員会等に対する個別意 見は第2部第2節3「業務実績評価結果の概要」を参照)。

当該意見の検討に当たっては、法人のミッションを踏まえつつ、内部統制や保有資産を始めとする前年度の指摘事項等のフォローアップに重点を置いて、府省評価委員会等の評価結果の二次評価を行った(図表49参照)(平成25年1月21日通知)。

図表 46. 独立行政法人評価分科会における審議の状況

開催年月日	委員会・分科会別	審議内容
平成 24 年 5月 21 日	独立行政法人 評価分科会	・役員の退職金に係る業績勘案率(案)について ・「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」の 策定等について
7月 31 日	独立行政法人 評価分科会	・平成 24 年度の事務・事業の見直しについて ・役員の退職金に係る業績勘案率(案)について
9月 25 日	独立行政法人 評価分科会	・見直し当初案に関する各府省ヒアリング(厚生労働省、文部科学省、内閣府及び消費者庁)
9月 27 日	独立行政法人 評価分科会	・見直し当初案に関する各府省ヒアリング(国土交通省)
9月 28 日	独立行政法人 評価分科会	・見直し当初案に関する各府省ヒアリング(文部科学省、 財務省及び経済産業省)
10月1日	独立行政法人 評価分科会	・見直し当初案に関する各府省ヒアリング(総務省及び農林水産省)
11月8日	独立行政法人評価分科会	・平成 24 年度末に中期目標期間が終了する見直し対象 法人に係る主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の 方向性の検討状況について ・平成 23 年度業務実績評価について
平成 25 年 1月 21 日	政策評価·独立 行政法人評価 委員会	・中期目標期間終了時の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性(案)について ・平成23年度における独立行政法人等の業務の実績に 関する評価の結果等についての意見(案)について
	独立行政法人 評価分科会	・役員の退職金に係る業績勘案率(案)について
3月 14 日	独立行政法人 評価分科会	・平成 24 年度末に中期目標期間が終了する法人の新中期目標(案)等について ・役員の退職金に係る業績勘案率(案)について

図表 47. 平成 24 年度に開催されたワーキング・グループにおける審議の状況

名称 (( )は開催数	構透負	対象法人	開作	崔日
第1ワーキング・グ ループ (12 回)	河野臨時委員◆ 山谷臨時委員 木村臨時委員 河合臨時委員 宮内臨時委員	総務省所管4法人 外務省所管2法人 農林水産省所管 13 法人	5月7日 6月18日 6月19日 7月3日 9月13日 9月21日	10月25日 11月16日 11月20日 11月22日 2月15日 2月22日
第2ワーキング・グ ループ (24 回)	鈴木臨時委員 稲継臨時委員 岡本臨時委員 荒張臨時委員 瀬川臨時委員	財務省所管7法人 経済産業省所管 10 法人 環境省所管2法人 原子力規制委員会所管1 法人 法務省所管1法人	4月11日 4月23日 6月22日 7月9日 7月12日 7月19日※ (WG&委員視察) 8月28日 9月14日 9月18日 9月27日 10月4日※ 10月11日	10 月 12 日 10 月 15 日※ 10 月 23 日 10 月 24 日※ 10 月 26 日※ 10 月 31 日 11 月 2 日 11 月 12 日 11 月 19 日 2月 1 日 2月 8 日 2月 27 日
第3ワーキング・グ ループ (15 回)	柴臨時委員 浅羽臨時委員 森泉委員 宮本臨時委員 野口臨時委員◆	文部科学省所管 23 法人	5月8日 6月18日 6月25日 7月5日 7月9日 9月10日 9月13日 10月12日	10月16日※ 10月19日 10月25日 11月16日 11月26日 2月15日 2月26日
第4ワーキング・グ ループ (15 回)	山本委員◆ 田渕委員◆ 高木臨時委員◆ 石田臨時委員 園田臨時委員	国土交通省所管 20 法人	4月23日 5月14日 6月18日 7月2日 7月13日 7月19日 9月4日 9月21日	10月15日 10月22日 11月5日※ 11月12日 11月19日 11月26日 2月14日
第5ワーキング・グ ループ (18 回)	縣臨時委員 梶川臨時委員 玉井臨時委員 河村臨時委員 梅里臨時委員	内閣府所管4法人 厚生労働省所管 20 法人 防衛省所管1法人 文部科学省所管1法人	4月27日 6月22日 6月29日 7月6日 7月13日 9月14日 9月18日 10月23日 10月26日	10月30日 10月31日 11月19日 11月20日 11月22日 11月27日 1月8日 2月14日 2月19日
国立大学法人等評価ワーキング・グル ープ (1回)	浅羽臨時委員 河野臨時委員 柴臨時委員 野口臨時委員 宮本臨時委員 森泉委員	国立大学法人及び大学 共同利用機関法人	11月16日	

- (注) 1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
  - 2 開催日のうち、※は委員による現地視察を実施したものである。なお、ワーキング・グループと現地視察を同日に開催したものについては、その旨を()書きで記載している。
  - 3 ◆は政策評価・独立行政法人評価委員会の委員等の改選により、平成25年2月以降のワーキング・グループには参加していない委員を表す。

### (3) 平成25年度以降の当面の視点等の決定

平成 25 年5月 20 日には、平成 24 年度業務実績評価にあたって特に留意すべき事項等を定めた、「平成 24 年度業務実績評価の具体的取組について」を決定した(資料 27-4 平成 24 年度業務実績評価の具体的取組について」(平成 25 年5月 20 日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)参照。その中では、平成 23 年度業務実績評価において重点事項とされた保有資産の管理・運用、内部統制の充実・強化等の評価について、重点的に取り組むこととしている。

### (4) 独立行政法人の業務運営への反映状況

政策評価・独立行政法人評価委員会は、上記の府省評価委員会の業務実績に関する評価結果についてそれぞれ評価を行い、必要な意見を述べてきた。平成22年度業務実績評価について、政策評価・独立行政法人評価委員会が各府省評価委員会に通知した意見は、例えば、評価方法の改善、評価の視点の見直し、評価書の記述方法、評価対象の拡充等に反映されてきている。

図表 48. 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見の反映状況

所管府省	法人名	政策評価・独立行政法人評価委員会の意見の反映の概要
内閣府	北方領土問題対策協会	「今後の評価に当たっては、北方領土返還要求運動に係る事業を評価する上で前提となる参加者数等の基本的な情報を明らかにさせた上で、当該事業の効果を客観的かつ適切に評価するとともに、啓発事業による効果を把握することが可能な定量的な指標を早急に設定させ、厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、協会及び県民会議が実施する各種事業について、参加者数を業務実績報告書へ記載させるとともに、事業の効果について各事業実施団体から、具体的な指標を明示した報告を受けたかどうか、また、指標の具体的検討状況について報告させ、評価を行った。「今後の評価に当たっては、啓発施設の更なる有効活用を図る観点から、施設来館者からの改善要望等の把握状況及び施設の改善状況等を明らかにさせた上で、施設の有効活用に向けた取組の適切性について評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、啓発施設に設置している意見箱に寄せられた意見や来館者の要望及びその対応状況について報告させ、保有目的に照らして有効に利用されたかという視点で評価を行った。 「今後の評価に当たっては、調査研究事業の的確な見直しを促す観点から、個々の調査研究の実施効果を客観的かつ適切に測ることが可能な指標を早急に設定させた上で、成果の低い事業や必要性の低下した事業の積極的な改廃が適切に行われているか評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、実施した事業について、事後の実施効果等の検証状況とそれに基づく見直しの状況を評価指標に盛り込み、評価の視点の改善を行った。
	国民生活センター	「今後の評価に当たっては、「早期警戒指標」のうち「急増指標」について、消費者被害の未然防止・拡大防止にどう寄与しているかとの観点から、その有効性や情報提供の効果についての評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、国民生活センターにおいて、急増指標の提供先である消費者庁による消費者安全法に基づく事業者名を特定した公表事案を分析し、算出した事業者の検出率について報告を受け、指標の有効性について評価を行った。

	1	FAM.
総務省	情報通信研究機構	「今後の評価に当たっては、評価の実行性を高めるため、過去に指摘を行った事項について、適切に改善が行われているかどうかを明らかにさせた上で、評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、評価に当たっては、評価調書の記載方法を工夫するなどにより、中期目標を踏まえた評価となるようにした。特に前年度と比較して上級の評定とする場合については、評価調書の「評価結果の説明」の欄に、中期目標の達成状況を踏まえた説明を可能な限り具体的かつ分かり易く記載するとともに、過去に評価等において指摘を受けた点については、その対応状況を具体的かつ分かり易く記載した。 「今後の評価に当たっては、独立行政法人の給与水準については
	предп Ст у	依然として国民の厳しい視線が向けられていること、基本方針において、「評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う」こととされていることなどを踏まえ、当該年度の給与水準の適切性だけでなく、上記の給与水準の上昇の理由等を含めて、その適切性・妥当性について評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、役職員の給与水準について、国家公務員の給与水準との比較などによる検証を行い、検証結果等についてホームページで公表した。平成23年度の実績評価においては当該検証結果を踏まえた評価を行っている。
外務省	国際協力機 構	「今後の評価に当たっては、これらの評価項目に係る各事業を含め、本法人の実施する事業について、定量的かつ具体的な目標の設定が可能かつ適当なものについては、年度計画等で目標値を明らかにさせた上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、平成23年度業務実績報告書においては、23年度計画に即して定量的かつ具体的な実績の記載に努めるとともに、24年度計画においては、定量的・具体的な目標の設定が可能なものについては、目標値を明示した。
	国際交流基金	「今後の評価に当たっては、国際センターに設置されている図書館への来館者数の目標値及び「をちこちウェブマガジン」のアクセス件数の目標値を明らかにさせた上で、評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、平成24年度計画より、日本語国際センター及び関西国際センターの各図書館における来館者数の目標値と、「をちこちウェブマガジン」のアクセス件数の目標値を定め、業績評価において適切に評価することとしている。
財務省	酒類総合研究所	震災関連の業務について「①被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組の場合は、当該取組が法人本来のミッションによるものであるか否かについて、②震災の影響で目標が未達成となった業務の場合は、震災との因果関係等について、それぞれ精査し厳格な評価を行うことが必要である。」との意見を受け、東日本大震災への対応として、放射性物質の分析体制を整備するとともに、酒類等の安全性確保に資するための分析を実施し、また、酒類製造における放射性物質の挙動に関する研究を実施したとの報告に対し、それを踏まえた評価を行った。
	造幣局	「今後の評価に当たっても、基本方針に基づく平成 23 年度以降の措置事項についてフォローアップしていくことが求められる」との意見を踏まえ、品位証明の将来的な廃止の検討や宿舎の国庫納付等の進捗状況を報告させ、平成 22 年 12 月 7 日の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」における平成 23 年度以降の措置事項について、フォローアップを行った。
	国立印刷局	「今後の評価に当たっても、基本方針に基づく平成 23 年度以降の措置事項についてフォローアップしていくことが求められる」との意見を踏まえ、東京病院の公的医療機関への移譲に向けた取り組み等の進捗状況を報告させ、平成 22 年 12 月 7 日の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」における平成 23 年度以降の措置事項について、フォローアップを行った。

	1	
	日本万国博	「今後の評価に当たっても、基本方針に基づく平成 23 年度以降の
	覧会記念機	措置事項についてフォローアップしていくことが求められる」の意見を
	+ 基	踏まえ、万博公園南側ゾーン活性化事業への協力状況や総人件費の
	構	抑制等の進捗状況を報告させ、平成 22 年 12 月 7 日の「独立行政法   人の事務・事業の見直しの基本方針」における平成 23 年度以降の措
		大の事例・事業の見直しの基本力到」におりる干成 25 年度以降の指   置事項について、フォローアップを行った。
	코 소 소 / , 다	博物館の入場者数について、「今後の評価に当たっては、入場者
文部科学省	国立文化財	数に係る詳細な分析に基づく評価を行うべきである。」と指摘されたこ
	機構	とを踏まえ、博物館来館者数の各種データを把握するとともに、アンケ
		一ト実施により来館者の傾向・満足度等について調査を行い、各種の
		展示企画・事業運営の参考としている。
		分析結果を事業へ反映した例として、東京国立博物館では、平常
		展来館者意識調査及び非来館者調査の結果・分析を基に、ホームペ
		ージの全面リニューアル、イメージキャラクターの作成、Google Art
		Projectへの参加、スマートフォンによるガイドアプリの提供などに反映
		したことが挙げられる。
	日本学術振	海外研究連絡センターの必要性や見直しの方向性の検討につい
	興会	て、「今後の評価に当たっては、各海外研究連絡センターについて、
	兴云	本法人における検討状況を的確に把握し、その理由の妥当性につい
		て明らかにすべきである。」と指摘されたことを踏まえ、23 年度業務実
		績評価においては、本法人内の大学国際化支援海外連携本部を中
		心に、全ての海外研究連絡センターについて検証が行われており、こ
		れまでの実績を踏まえた国際交流事業を推進していく上での必要性、
		海外の学術振興機関との連携促進における必要性、我が国の大学等
		の海外活動展開協力・支援の観点からの必要性等から、現状の運用
		が適切であることを確認するとともに、より効率的・効果的な運営の観点から同一地域に所在する他法人事務所との共用・共同利用化を行
		5等、更なる効率的・効果的な運営を目指し見直しが図られていること
		を確認した上で評価を行った。
	医薬品医療	「今後の評価に当たっては、総審査期間だけでなく、申請者側期間
		や行政側期間それぞれの目標の達成状況を確認し、実績が目標値を
	機器総合機	下回った場合には、その要因分析及び改善策を明らかにさせた上で、
	構	法人の取組について厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたこと
		を踏まえ、目標未達成であった新医薬品(通常品目)の申請者側期間
		について、要因を分析し、承認申請前の段階での治験相談等の実施
		要請や、国内においても十分なリソースの確保等を開発本部に要請す
		るといった取組みを、更に行っていくこととした。
	国立がん研	「今後の評価に当たっては、当該評価項目について、客観的かつ
	究センター	厳格な目標管理型評価が行えるよう、厚生労働省独立行政法人評価
	70.20	委員会として主務大臣又は該当の法人に対し、所要の措置の検討を
		要請すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、評価項目(「研究所と
		病院との共同研究」、「セカンドオピニオンの外来受診」及び「多職種 から構成される医療チームによる診療」)について、平成24年度以降
		の年度計画策定時に、数値目標を設定するよう法人に要請した。
		「今後の評価に当たっては、当該評価項目について、評価の信頼
		性を確保するため、評価基準を統一し、評定の根拠等を明らかにした
		上で、各法人の取組について厳格な評価を行うべきである。」と指摘さ
		れたことを踏まえ、評価項目である「業績評価制度の導入」について
		は、「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」として、中期計
		画の実施状況について総合的に評価している。
	国立循環器	「今後の評価に当たっては、当該評価項目について、客観的かつ
		厳格な目標管理型評価が行えるよう、厚生労働省独立行政法人評価
	病研究センタ	委員会として主務大臣又は該当の法人に対し、所要の措置の検討を
	_	要請すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、評価項目(「セカンドオ
		ピニオンの外来受診」)について、平成24年度以降の年度計画策定
		時に、数値目標を設定するよう法人に要請した。
		「今後の評価に当たっては、経常収支率について、客観的かつ厳

格に年度ごとの目標管理型評価が実施できるよう、中期目標期間終了時までの各年度における目標値及びその根拠・考え方を明らかにさせ、その妥当性を検証した上で、厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、年度計画において経常収支率を 100%未満で設定している場合はその妥当性(五年で 100%以上になるよう設定されているか)について評価シートに記載するよう法人に要請し、その上で、定量的な数値目標だけでなく、中期計画の実施状況について総合的に評価している。

「今後の評価に当たっては、当該評価項目について、評価の信頼性を確保するため、評価基準を統一し、評定の根拠等を明らかにした上で、各法人の取組について厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、評価項目である「業績評価制度の導入」については、「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」として、中期計画の実施状況について総合的に評価している。

国立精神・神経医療研究センター

「今後の評価に当たっては、当該評価項目について、客観的かつ 厳格な目標管理型評価が行えるよう、厚生労働省独立行政法人評価 委員会として主務大臣又は該当の法人に対し、所要の措置の検討を 要請すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、評価項目(「経常収支 率」)について、平成24年度以降の年度計画策定時に、数値目標を 設定するよう法人に要請した。

「今後の評価に当たっては、当該事例について、客観的かつ厳格に 中長期的な目標管理型評価が実施できるよう、過去の実績等を踏まえ た適切な目標値を設定させた上で、厳格な評価を行うべきである。」と 指摘されたことを踏まえ、中期計画の初年度で、中期目標期間中の達 成を目指した年平均目標値を大幅に上回る実績を上げている評価項 目について、中期計画の数値目標を大幅に上回った場合は次年度以 降、年度計画策定時に、適切な数値目標を設定することを法人に要 請し、その上で総合的に評価している。

「今後の評価に当たっては、当該評価項目について、評価の信頼性を確保するため、評価基準を統一し、評定の根拠等を明らかにした上で、各法人の取組について厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、評価項目である「業績評価制度の導入」については、「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」として、中期計画の実施状況について総合的に評価している。

国立国際医療研究センタ

「今後の評価に当たっては、当該評価項目について、客観的かつ 厳格な目標管理型評価が行えるよう、厚生労働省独立行政法人評価 委員会として主務大臣又は該当の法人に対し、所要の措置の検討を 要請すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、評価項目(「多職種から構成される医療チームによる診療」)について、平成24年度以降の 年度計画策定時に、数値目標を設定するよう法人に要請した。

「今後の評価に当たっては、法人で実施すべき取組に係る適切な 指標を設定させた上で、評定の考え方や根拠等を明らかにした厳格 な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、「その他医療政 策の一環として、センターで実施すべき医療の提供」に関する評価項 目については、中期計画において、目標達成度を測るべき定量的な 指標が明らかでないため、自己評価の根拠を具体的網羅的に説明す るよう法人に要請し、その上で総合的に評価している。

「今後の評価に当たっては、経常収支率について、客観的かつ厳格に年度ごとの目標管理型評価が実施できるよう、中期目標期間終了時までの各年度における目標値及びその根拠・考え方を明らかにさせ、その妥当性を検証した上で、厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、年度計画において経常収支率を 100%未満で設定している場合はその妥当性(五年で 100%以上になるよう設定されているか)について評価シートに記載するよう法人に要請し、その上で、定量的な数値目標だけでなく、中期計画の実施状況について総合的に評価している。

「今後の評価に当たっては、当該評価項目について、評価の信頼

性を確保するため、評価基準を統一し、評定の根拠等を明らかにした 上で、各法人の取組について厳格な評価を行うべきである。」と指摘さ れたことを踏まえ、法人共通の評価項目である「業績評価制度の導 入」については、「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」と して、中期計画の実施状況について総合的に評価している。 「今後の評価に当たっては、当該評価項目について、客観的かつ 国立成育医 厳格な目標管理型評価が行えるよう、厚生労働省独立行政法人評価 療研究センタ 委員会として主務大臣又は該当の法人に対し、所要の措置の検討を 要請すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、評価項目(「治験申請 から症状登録までの平均日数」及び「多職種から構成される医療チー ムによる診療」)について、平成24年度以降の年度計画策定時に、数 値目標を設定するよう法人に要請した。 「今後の評価に当たっては、当該事例について、客観的かつ厳格に 中長期的な目標管理型評価が実施できるよう、過去の実績等を踏まえ た適切な目標値を設定させた上で、厳格な評価を行うべきである。」と 指摘されたことを踏まえ、中期計画の初年度で、中期目標期間中の達 成を目指した年平均目標値を大幅に上回る実績を上げている評価項 目について、中期計画の数値目標を大幅に上回った場合は次年度以 降、年度計画策定時に、適切な数値目標を設定することを法人に要 請し、その上で総合的に評価している。 「今後の評価に当たっては、当該評価項目について、評価の信頼 性を確保するため、評価基準を統一し、評定の根拠等を明らかにした 上で、各法人の取組について厳格な評価を行うべきである。」と指摘さ れたことを踏まえ、評価項目である「業績評価制度の導入」について は、「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」として、中期計 画の実施状況について総合的に評価している。 「今後の評価に当たっては、当該評価項目について、客観的かつ 国立長寿医 厳格な目標管理型評価が行えるよう、厚生労働省独立行政法人評価 療研究センタ 委員会として主務大臣又は該当の法人に対し、所要の措置の検討を 要請すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、評価項目(「治験申請 から症状登録までの平均日数」、「セカンドオピニオンの外来受診」及 び「経常収支率」)について、平成24年度以降の年度計画策定時に、 数値目標を設定するよう法人に要請した。 「今後の評価に当たっては、当該評価項目について、評価の信頼 性を確保するため、評価基準を統一し、評定の根拠等を明らかにした 上で、各法人の取組について厳格な評価を行うべきである。」と指摘さ れたことを踏まえ、法人共通の評価項目である「業績評価制度の導 入」については、「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」と して、中期計画の実施状況について総合的に評価している。 「今後の評価に当たっては、国民への説明責任を果たす観点から 農林水産省 農林水産消 も、法人の業務運営上重大な問題である事項については、当該事項 費安全技術 の内容及び講じた措置について明らかにさせた上で、評価を行うべき センター である。」と指摘されたことを踏まえ、業務運営上重大な問題である内 部監査で抽出した不適合事項等について当該事項の内容及び講じた 措置を業務実績報告書に具体的に記載することとした。 「今後の評価に当たっては、練習船の効率的運用に向けた取組に 水産大学校 ついて、国民に対する分かりやすい評価を行うという観点から、過去の 学生乗船率と比較して大きな変動が生じた場合には、その変動が生じ た理由を明らかにさせた上で、厳格に評価を行うべきである。」と指摘 されたことを踏まえ、学生乗船率の増減理由を評価資料の中で明確に させた上で評価を行った。 「今後の評価に当たっては、学科ごとの人材育成に関する適切な取 組を促す観点から、本科、専攻科、研究科それぞれの「水産関連分野 進学・就職割合」についても、厳格に評価を行うべきである。」と指摘さ れたことを踏まえ、本科、専攻科、研究科それぞれの水産関連就職 率、水産関連分野進学・就職割合がともに中期目標の75%以上であ ることを基準に評価を行った。

		「今後の評価に当たっては、専攻科の課程(船舶運航課程、船用機関課程)ごとの二級海技士免許筆記試験に関する適切な取組を促す観点から、各課程それぞれの当該試験の合格率について、厳格に評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、平成23年度の二級海技士免許筆記試験合格率のうち、船舶運航課程の合格率が低かったことについて、今後の合格率の推移に注意していくこととして評価を
		行った。
	国際農林水	「今後の評価に当たっては、利用機関数のみならず利用日数も明ら
	産業研究セ	かにさせた上で、利用促進を促す評価を行うとともに、引き続き利用実 績が低調な場合には保有の必要性も含めた厳格な評価を行うべきで
	ンター	ある。」と指摘されたことを踏まえ、業務実績報告書において利用機関数及び利用日数を示したほか、利用促進の取組によって利用機関
		数、利用日数ともに増加した。
		「次年度の評価に当たっては、引き続き法人における適切な業務運
		営を確保するため、内部統制の充実・強化に資する評価を行うととも
		に、国民への説明責任を果たす観点からの法人の対応の妥当性につ
		いて適切な評価を行うことを期待する。」と指摘されたことを踏まえ、顧問弁護士や監査法人の提言等を参考に平成 23 年4月に「海外会計
		実施要領 を制定するとともに、同要領に基づき会計処理を適切に実
		施するための「海外会計の手引き」を作成し、更に現地調査を行うなど
		再発防止の徹底が図られた。
	農畜産業振	「今後の評価に当たっては、評定の根拠を明らかにするため、評価
	興機構	指標に係る実態を明らかにした上で、評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、「事業実績上の実施件数/事業実施計画上の実施
		件数」による評価をとりやめたほか、評価指標に係る実態を明らかにす
		るよう努めた。
		「今後の評価に当たっては、当該交流会の目的に沿った適切な取
		組を促す観点から、評価対象事業年度末等、特定の時点における商 談件数等についても明らかにさせつつ、評価を行うべきである。」と指
		横されたことを踏まえ、全国規模の交流会及び現地交流会の開催に
		係る評価について、出店ブース数及び参加者数に加え、商談件数に
		ついても明らかにした。
	農林漁業信	目標管理の導入による適切な人事評価、業績及び勤務成績等の給 与・退職金等への一層の反映について、「今後の評価に当たっては、
	用基金	評定に至った理由、根拠等を明らかにした上で、厳格な評価を行うべ
		きである。」と指摘されたが、23 年度においては、目標管理の導入によ
		る人事評価制度について、2度の試行を経て、24 年度から本格実施し
		たため、具体的対応が乏しいことから、「公正、効率的な業務運営に資   するため、適切・確実な対応を強く期待する」こととした。
奴汝喜类少	石油天然ガ	「今後の評価に当たっては、法人における自己収入の増加に対する
経済産業省		動機付けにも留意し、運営費交付金算定の控除対象自己収入の額が
	ス・金属鉱物	運営費交付金から発生する利息収入の実態を可能な限り反映してい
	資源機構	るかについて、厳格な評価を行うべきである」と指摘されたことを踏ま
		え、自己収入の算出にあたっては、実際の運用方法にあわせるととも に、直近の決算年度の運営費交付金債務額のうち、その半額(1/2)
		は運用可能額と仮定して定期預金の利率をかけた額を加算する旨の
		報告を受け、確認を行った。
国土交通省	港湾空港技	「今後の評価に当たっては、アジア・太平洋沿岸防災研究センター
	術研究所	について、その役割・ミッションを精査の上、評定の理由、根拠等を明 らかにし、厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、
		23 年度業務実績評価においては、アジア・太平洋沿岸防災研究セン
		ターが担う国内外の沿岸域における地震・津波等の災害及び被害の
		軽減に関する役割のもと、東日本大震災で顕著であった地震・津波に
		よる複合災害における被災メカニズムの解明およびその予測技術の確
		立に向けた研究活動の推進、アジア・太平洋地域における津波防災 に関する知識の共有や進展のため、国際沿岸防災ワークショップの実
		に関する知識の共有や進展のにめ、国际石戸の次ケークショックの美  施やチリとの津波に関する研究協力協定の締結等、沿岸防災の実現
L	1	I The state of the

	ı	
		に向けての国内外における広範な活動を考慮して評価を行った。
	電子航法研	「今後の評価に当たっては、貴委員会において、評価結果の判定に
	ete =r°	影響を与える事象があった場合には、国民の理解に資する観点から
	究所	評定理由等において言及すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、
		23 年度業務実績評価において、東日本大震災で被災した岩沼分室
		の復旧について、施設の改修、調達等の状況に言及するとともに、減
		災対策を行っていると評価している。
	自動車事故	「今後の評価に当たっては、生活資金貸付業務の効率化を図る観
		点から、当委員会の指摘に沿って、債権回収経費等のコスト要因分析
	対策機構	及びその結果を踏まえた業務運営等の見直しによる更なるコスト削減
		の取組を促し、その適切性について評価を行うべきである。」と指摘さ
		れたことを踏まえ、23 年度業務実績評価において、債権の状況に応じ
		た目標設定による債権管理を通じて、回収率 90.7%を確保し、着実な
		実施状況にあると認められるが、生活資金貸付業務の適正な運営を
		確保する観点から、第3期中期目標期間中(24年度から28年度)にお
		いて、債権管理・回収コスト要因の分析及びコスト削減の取組等を行う
		こととしており、着実に実施するよう評価している。
	空港周辺整	「今後の評価に当たっては、経年的な事実関係等も的確に把握・分
	110 / V / C 11	析し、厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、今
	備機構	後、「S」評定を付するにあたっては、前年度に比して目覚ましく業績が
		上がっている等、単に順調に目標を達成しているのみならず、積極的
		に評価すべき付加的な実績・内容がある場合に限ることとした。
法務省	日本司法支	内部統制について、「今後、更なる内部統制の充実・強化に資する
		ような評価が行われることを期待する。」と指摘されたことを踏まえ、法
	援センター	人の取組を分析し、厳格に評価した上で、その深化・展開を促すため
		の提言を行った。
L	ı	

## 独立行政法人等の業務実績に関する二次評価結果(概要)

一政策評価・独立行政法人評価委員会による「年度意見」一

平成23年度における独立行政法人等の業務の実績に 関する評価の結果等についての意見

独立行政法人の業務実績については、各年度終了後、各府省の独立行政法人評価委員会が評価(=一次評価) を行っています。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長: 岡素之・住友商事(株) 相談役、独立行政法人評価分科会長: 阿曽沼元博・順天堂大学客員教授・滉志会がん医療グループ代表)は、一次評価の客観的かつ厳正な実施を確保するため、各府省の評価委員会の評価結果について横断的評価(=二次評価)を行い、各評価委員会に対して必要な意見を通知することとされています。

⇒ 意見の具体例は、P. 4~18を参照。

# 1 平成23年度業務実績評価に対する意見(二次評価)について

本意見は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が、各府省の独立行政法人評価委員会等から提出された独立行政法人等(※)の平成23年度業務実績評価の結果について、府省横断的な視点から二次評価を実施した結果を意見として通知するもの。

(※) 独立行政法人104法人、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)、国立大学法 人及び大学共同利用機関法人

### (1) 二次評価の主な視点(平成22年5月31日委員会決定)

- ① 評価の結果が国民に分かりやすいものとなっているか。効率性・生産性の向上による業績の増進、国民に対するサービスの質の向上を志向した評価が行われているか。
- ② 政府方針等において当該年度に取り組むこととされている事項についての評価が的確に行われているか。
- ③ 業務運営の改善等のため重要な視点と考えられる財務状況、保有資産等の管理運用等、内部統制等に関する評価が適切に行われているか。

### (2) 今年度の二次評価における具体的取組

上記の評価の視点に沿って法人のミッションを踏まえた評価を行うことを基本にしつつ、以下の取組に特に留意して二次評価を実施。

- ① 保有資産の保有の必要性等の検証状況、いわゆる溜まり金の精査における洗い出し状況等
- ② 内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組、監事の監査結果を踏まえた評価の実施状況

## 2 意見の概要

## (1) 府省評価委員会に対する共通意見

### ア 内部統制の充実・強化

- 今回は、監事監査結果を踏まえた評価について、各府省評価委員会における監事からの意見聴取の状況、監事監査結果の活用状況について整理。
- 多くの評価委員会において、評価委員会等に監事の出席を求め意見を聴取したり、監事監査報告の提供を受け評価に活用。
- 今後の評価においては、監事から直接意見聴取等を行うことが望ましい。
- 法人及び評価委員会の取組や監事と評価委員会との連携について、参考になる具体例を整理。

### イ 保有資産の見直し

● 保有資産については、既往の政府方針等において、削減、処分等の見直しが求められてきたところであるが、保有の必要性等が疑われる事例あり。保有の妥当性等についてより一層厳格な評価が必要。

### ウ 評価指標の妥当性

● 中期目標等の記載内容が年度計画の個々の評価指標に反映されていない等の例がみられたことから、今後の評価に当たっては、年度計画及び同計画の評価指標への中期目標等の反映状況をチェックした上で、厳格な評価を実施。

2

## (2) 府省評価委員会に対する個別意見

(合計54事項について指摘)

- ① 過去に指摘等を行った事項の取組状況に係る評価に不十分な点があるため、的確な評価を行うべき。
- ✓ 農業生物資源研究所(農林水産省評価委員会)
- ✓ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(国土交通省評価委員会)

など6法人(6事項)

- ② 評価結果について、評定や評価の理由・根拠についての説明が不明確・不十分等であるため、分かりやすい評価等を行うべき。
  - ✓ 国立公文書館(内閣府評価委員会)
- ✓ 郵便貯金・簡易生命保険管理機構(総務省評価委員会)
- ✓ 国際交流基金(外務省評価委員会)
- ✓ 造幣局(財務省評価委員会)
- ✓ 国立文化財機構、日本芸術文化振興会(文部科学省評価委員会)
- ✓ 国立健康・栄養研究所、労働安全衛生総合研究所(厚生労働省評価委員会)
- ✓ 農林水産消費安全技術センター(農林水産省評価委員会)
- ✓ 石油天然ガス・金属鉱物資源機構(経済産業省評価委員会)
- ✓ 海技教育機構(国土交通省評価委員会)
- ✓ 原子力安全基盤機構(原子力規制委員会評価委員会<sup>※</sup>)

など34法人(48事項)

※ 原子力安全基盤機構は平成24年9月に原子力規制委員会所管法人となったが、平成23年度業務実績評価については、移管前に経済産業省評価委員会において行われている。

### 3 業務実績評価結果の概要

### 【本概要の見方】

本概要は、独立行政法人等に対する府省評価委員会の評価の結果と、当該評価結果に対する政策 評価・独立行政法人評価委員会の意見等を、平成23年度の業務実績に対する評価を中心に法人ごと に簡潔に整理したものである。

本概要における記載事項は、以下のとおり整理している。

なお、国立大学法人評価委員会及び日本司法支援センター評価委員会の評価結果の概要と、当該 評価結果に対する政策評価・独立行政法人評価委員会の意見等についても、独立行政法人に準じ記載している。

- ① 「法人名」: 平成 23 年度末における法人名を記載しており、法人名の右に記載している〈特定〉は同年度において特定独立行政法人であったことを、〈非特定〉は同年度において非特定独立行政法人であったことを示している。
  - 括弧内は、23年度末において法人の長に就いていた者の氏名を記載している。
- ② 「目的」及び「主要業務」:各独立行政法人等の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めた個別法において規定された法人の目的及び業務のうち主要なものを記載している。
- ③ 「委員会名」、「分科会名」: 平成 23 年度における業務の実績の評価を行った委員会及び分科会(部会)並びにその長の氏名を記載している。
- ④ 「ホームページ」: 法人のウェブサイトのトップページ及び府省評価委員会による平成23年度における業務の実績の評価結果が掲示されているウェブサイトのURLをそれぞれ「法人」及び「評価結果」に記載している。
- ⑤ 「中期目標期間」: 平成23年度を含む中期目標期間を記載している。

### (「1. 府省評価委員会による評価結果」)

- ⑥ 表中の斜線は、当該年度において評価項目としていないものを示している。
- ⑦ 表中の「一」(〈総合評価〉を除く。)は、当該年度において評価項目としているが評価対象とすべき実績がないものを示している。
- ⑧ 平成23年度を含む過去最大5事業年度の評価結果について記載している。また、当該期間に おいて中期目標期間が終了している法人については、当該中期目標期間の業務の実績の評 価についても併せて記載している。
- ⑨ 「評価項目」は、原則として、府省評価委員会が定める評価項目の上位2段階目までを記載しており、本表に記載している期間中において評価項目の変更がある場合には、変更前、変更後の項目をいずれも記載している。なお、項番は、府省評価委員会の定めるものとは必ずしも一致するものではない。
- ⑩ 表中の各欄には、府省評価委員会が定める評価方法に基づく評価結果(評定)を記載している。
- ① 「評価項目」に記載している評価項目単位で評定が付されていない場合には、当該評価項目 単位より下位の複数の評価項目の評定とそれらの数を記載している(例:a×2,b×1)。

- (「2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.○.○)(主なものの要約)」)
  - ② 「(1)総合評価」は、府省評価委員会における総合評価において評定を付している法人については(総合評価に至った理由)を、評定を付していない法人については(総合評価の内容)を、府省評価委員会が平成24年度に行った23年度の法人の業務実績評価結果の総合評価結果の内容を要約し記載している。
  - ③ 「(2)項目別評価」の「1との関連」は、「1. 府省評価委員会による評価結果」に付している項番に対応している。
  - ④ 「(2)項目別評価」の「独立行政法人の業務実績」は、(1との関連)に記載した評価項目に係る 法人の主な業務実績を要約し記載している。
  - (5) 「(2)項目別評価」の「府省評価委員会による評価結果等」は、府省評価委員会が平成 24 年度 に行った 23 年度の法人の業務実績評価の結果のうち、「独立行政法人の業務実績」に対応す る主なものの内容を要約し記載している。
- (「3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 23 年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)」)
  - ⑩ 府省評価委員会が平成 24 年度に行った 23 年度の法人の業務実績評価を受け政策評価・独立行政法人評価委員会が取りまとめた意見のうち、当該法人に対するものを記載している。